

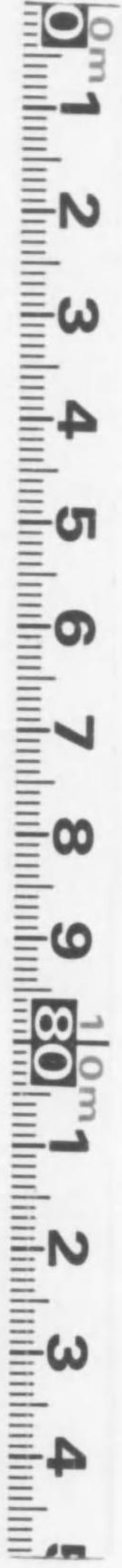
384-43



1200501455400

384

43



始



225

蘇峰德富猪一郎著



明治天皇御宇史

第二册



〔新政曙光篇〕



(影撮頭年三二廿治明) 眞寫城宗達伊
〔藏所氏彰宗達伊 爵侯〕

新政曙光篇、刊行に就て

孝明天皇
崩御の影

孝明天皇の崩御は、勤皇黨にも、佐幕黨にも、倒幕若しくは討幕派にも公武合體派にも、多大の影響を與へた。當時日本の形勢は刻々に變轉しつゝあつたが、然も何れも孝明天皇を樞軸とし、中心として變轉したるに相違なかつた。如何なる佐幕唯一の者でも、孝明天皇の御存在を尊仰せざる譯には參らなかつた。況んや勤皇派に於てをやだ。

* * * * *

天皇飽迄
中正

然も天皇が、慶應二年の末に、崩御あらせらるゝや、形勢は一變した。如何なる問題でも、天皇御在位の際は、最後の決は、天皇によりて定まつた。又た定まるべきものであつた。而して天皇は過激の改革や、血を流すが如き外科治療は、斷じて好ませずはなかつた。天皇は飽迄中正の大道に由りて、皇謨を實行せんことを期し玉うた。孝明天皇は皇權の恢復を、一日も念頭より忘れさせ玉はなかつた。然も其の方

法に於ては、後鳥羽天皇や、後醍醐天皇のそれとは必らずしも同一では無かつた。若し温和の手段あらば成る可くは、その手段を取らんことを本懐と爲し玉うた。

武家保存の信念

率直に云へば孝明天皇の思召は、必らずしも武家を全廢するを欲たず、武家を以てその儘存在せしめ、彼等をして皇謨實行の任に當らせんことを期待し玉うた。此點に於ては、天皇の思召は、松平春嶽や、松平容保や、徳川慶喜などの態度に近く、岩倉具視や、薩長人士の企圖とは遠きものがあつた。若し幕府が天皇の宸慮に近く、順し、それを忠實に奉行するに於ては、天皇は故らに幕府を倒すことを希望し玉はなかつた。況んや天皇親から討幕の師を起させ玉うが如きことは、容易に期待し得可きことでは無かつた。

温和派の打撃

されば、天皇の崩御は、温和派に取りては、非常なる大打撃であつた。二條齊敬や、賀陽宮や、徳川慶喜や、朝廷に於ても、武家に於ても、苟も温和派に取りては、取り返しのつかぬ一大損失であつた。されば識者は、孝明天皇の崩御と共に、公武合體派は、

最後の息を引き取らねばならぬ危機に陥つたことを否定し能はなかつた。

急進派の頭

斯くて世は思ひ掛け無くも、朝廷の周邊には急進派の岩倉が其の自由手腕を揮ふことを得、而して諸雄藩の間には、西郷、大久保、木戸輩が、岩倉と相ひ呼應して、非常手段に訴ふ可き、凡有る方便を廻らすに、好都合なる局面を打開し來つた。

情性の力

然もその局面の打開は、決して急速では無かつた。如何に孝明天皇崩御あらせ玉うても、その朝廷に充滿したる趨勢は、容易に中止す可きでは無い。崩御後の當座は崩御前の形勢を支持するの他無く、その爲めに、急進派をして、凡有る苦心をし、凡有る努力をし、彼等の手の及ぶ限りに於て、其の舊局面を廻轉せしめ、新局面を打開す可く、奔走し、周旋せしめた。

急進派の徐行

討幕は急進派の最後の切札だ。彼等は決して當初から之を世間に披露せず、出來得る限りに於て、其の鋒鉞を藏して、行くが如く、廻るが如く、徐ろに大勢をその方

向に導く可く運動した。彼等の苦心亦た諒とす可きものがある。

討幕論者
少数

一概に急進派と云ふも、眞に討幕を目的としたるは、その中の極めて少数者であつた。例せば薩長土肥と稱するが、薩にしても、藩主忠義の父にして、事實は藩主以上の権力ある島津久光の如きも、何れかと云へば、公武合體派の左翼にして、松平春嶽と相距る幾許も無かつたであらう。而して久光同様の意見を懐くもの、薩にしても寧ろ多数であつたらう。長にしても、最後迄異論者は鮮く無かつた。而して肥前の如きは最初から形勢を觀望し——二三子を除けば——其の好潮合を見て、漸く乗り出したるものなれば、姑らく論外とする。乃ち土の如きも山内容堂其人が勤皇には相違ないが、同時に佐幕にも相違なく、其の言論は激烈なるも、イザ實行となれば、幕府に對して大打撃を加ふるが如きは、決して其の欲する所では無かつた。然も其の親信する後藤象二郎の如きも、坂本龍馬等と相謀りて、公議政體論を提げて、討幕派の進路を遮斷し、討幕派をして、一時はその居措に當惑せしめたるに於てをやだ。

討幕派の
苦策

武力解決是耶、平和解決否耶。今日に於てそれを論議するは、詮なきことだ。但だ天下の大勢を武力解決に導き來りたるは、決して容易の業では無かつた。その經緯を詳にせざる者に於ては、暑往寒來、唯だ是れ自然の趨勢であると信するも、事實は決して然らず。畢竟討幕派が千辛萬苦、凡有る苦策、深謀もて、辛うじて其勢を此に誘ひ、此に推し、此に搖がし、此に迎へたるものだ。

承久元弘
建武との
差

更らに承久の役や、元弘、建武の役と、大に趣きを殊にするものがある。それは第三者の介在である。前に於ては日本國だけの問題であつた。然も這回には海外諸國が介在した。而して討幕派が如何なる程度まで、その第三者を利用したる乎は、本書の讀者は思半ばに過ぐるものあらむ。

薩長對英

薩長兩藩は、専ら英國を利用せんと試みた。而して英國も亦た薩長兩藩を利用せんと企てた。何れも利益交換の問題にして、云はゞ一種の商取引に過ぎなかつた。

六
但だ薩長兩藩が英國を利用するや、自ら警戒する所ありて、或る限度は踰えなかつた。特に西郷隆盛の如きは、此の一事には、最も慎重に、其心を竭した。

幕府對佛

同時に幕府側に於ても佛國を利用し、佛國も亦た幕府を利用した。而して此の取引に於ては、薩長對英國よりも寧ろ數歩を進んで居た。されば、若し之を自然に放任せん乎、或は其矩を踰ゆるに幾かりしも、未だ知る可からずだ。但だ幕府にも其人ありて、其の止まらざる可からざる所を知り、遂に石敬瑭對契丹の取引を再演するが如き詭策を免かるゝを得たるは、勿怪の幸であつた。

討幕派勞苦

我等は決して討幕派が平和手段にて解決し得べき問題を、彼等の陰謀もて無理往生に、武力解決に擠したと云はない。されど彼等の慶應三年間に於ける、凡有る工作は、皆な幕府を打倒するに集中したることは、之を否定することは出来ない。其事の是非は、後世の公論に任するも、其の勞苦に至りては、史家は之を充分に認識せねばならぬ。而して若し幕府側に人物あり、岩倉、西郷、大久保、木戸輩に超越し、

若しくは之に匹敵する人物ありたらんには、或は彼等も思ふ様に其の所志を達成し能はなかつたかも知れない。然も不幸にして幕府には其人無かつた。有つたとしても、其人を用ひなかつた。

昭和十四年八月盡日秋空一碧、蓮嶽の全貌と相對して
嶽麓双宜莊に於て

蘇峰 七十七 叟

例言

- 一 本篇は修史第三期、即ち近世日本國民史著作の目的である明治天皇御宇史第二冊、織豊、徳孝、明天皇時代以來通算第六十三冊。
- 一 現在明治天皇御宇史第三冊、大政返上篇、第四冊、皇政復古篇、第五冊、皇政一新篇、第六冊、官軍東軍交戦篇、第七冊、官軍東下篇、第八冊、新政内外篇、第九冊、關東征戦篇、第十冊、奥羽和戦篇、第十一冊、奥羽戦争篇、第十二冊、會津籠城篇、第十三冊、北越戦争篇、第十四冊、奥羽平定篇、第十五冊、函館戦争篇、第十六冊、明治政務篇を稿了し、通計七十八冊、明治天皇御宇史第十七冊の約十分の五を稿して居る。
- 一 著者は昭和十四年六月十五日夜より東北に蘇峰會建立及講演招待の旅程に上り、疾を力めて其の義務を果し、廿一日夜歸京、爾來病臥五十餘日、漸く明九月一日より、修史の稿を續けんことを期してゐる。
- 一 上記の如く、本年の豫算は、大いなるくるひを生じた。然も大體に於ては、其の實行

に大差なきを期してゐる。

昭和十四年八月盡日 嶽麓双宜莊に於て

蘇峰 七十七 叟

近世日本 國民史 明治天皇御宇史 第二冊 目次

第壹章 慶應三年上半期形勢

一 孝明天皇崩御半年後の形勢(一)

荏苒彌久(一) 薩長の有力(二) 土肥の状態(三) 會藩の元氣(三) 會津東歸を欲して能はず(三) 岩倉等の地下運動(四)

二 孝明天皇崩御半年後の形勢(二)

幕府の勢(五) 慶喜の人物(五) 萬能足りて一信足らず(六) 氣分一新(六) 佛式傳習兵の強(七) 薩長聯合の見誤り(七) 敵情偵察不充分(八)

三 薩の硬論と近衛父子

大久保の活動(八) 近衛氏薩藩強硬に困す(九) 大久保朝憲を亂す(九) 近衛の配慮(一〇) 中御門大原御嫌忌(一〇) 鳥丸の暴論(一一) 春嶽盡力依頼(一一) 近衛富惑(一二)

第二章 四賢侯と將軍慶喜會見

四 四侯將軍に謁す(一).....一三
 四侯登營(一三) 會見目録(一三) 四侯の質問(一三) 將軍答辭(一四) 昨年來の出來事(一五) 止むをえず外使應接(一五)

五 四侯將軍に謁す(二).....一六
 開港申渡の経緯(一六) 朝廷に戰爭覺悟を説く(一七) 朝廷弱點(一七) 新聞掲載許可経緯(一八) 國內布告拒否(一八) 無勅許を憂ふ(一八)

六 四侯將軍に謁す(三).....一九
 勅許運動依頼(一九) 西海岸一港問題(二〇) 久光一擧(二〇) 容堂の言(二一) 長州兵庫先後論(二一) 將軍開港問題を重視(二二)

七 四侯將軍に謁す(四).....二二
 久光の長州無罪論(二二) 長州問題保留(二三) 寫眞撮影(二三) 伊達宗城日記(二四) 信實貫徹の要(二五) 先長後兵亦可(二五)

八 四侯の合議.....二五
 長州問題未決(二六) 容堂春嶽會談(二六) 春嶽容堂幕府調護の意見(二七) 薩藩從來の主張(二七) 長州處置論(二八) 小笠原排斥(二八) 原の陰險排撃(二九)

第三章 三侯と將軍會見.....三〇

九 三侯再度の登營(一).....三〇
 小松の春嶽訪問(三〇) 再登營前相談(三一) 登營模様(三一) 營中三人談話(三二) 閣老に意見具申(三二)

一〇 三侯再度の登營(二).....三三
 また將軍會見(三三) 春嶽長州先決論(三四) 將軍外國問題重大視(三四) 久光駁論(三五) 伊達の言(三五) 伊達一書を示す(三五) 慶喜側旗色悪し(三六)

一一 三侯再度の登營(三).....三六
 島津長州先決繰返し(三六) 慶喜兵庫問題の急要論(三七) 久光駁論(三七) 慶喜釋明(三八) 一同寛大希望(三八) 寛大決定(三八) 長州兵庫同時論(三九) 會談懇切(四〇)

一二 三侯と板倉閣老との會談.....四一
 四侯意見一致(四一) また長先兵後發議(四一) また奉勅の要を説く(四二) 兵庫運引難を説く(四二) 妥協は成る(四二) 伊達宗城日記(四三)

第四章 二侯の參内謝絶.....四五
 一三 薩藩の參内謝絶意見(一).....四五
 陪參内達(四五) 大久保の春嶽訪問(四五) 對長寛大の内容如何(四六) 參内斷り(四六) 申根意見(四七) 大久保所言(四七) 幕長地を易る意見(四八)

目次.....三

一四 薩藩の参内謝絶意見(二)

四八

中根意見(四八) 大久保又長先を説く(四八) 春嶽賛成(四九) 伊達亦参内断り(四九) 参内断り状起草(五〇) 幕閣春嶽の参内希請(五〇)

一五 四侯の建議書

五一

建議書本文(五一) 幕府反正要請(五二) 私権を抜くの要(五三) 春嶽の板倉訪問(五三) 薩藩の意見開陳(五四) 幕府の實行要請(五四)

一六 松平春嶽遂に参内す

五五

板倉首肯せず(五五) 建議書提出(五六) 春嶽また参内断り(五六) 幕閣また春嶽登營慈惠(五七) 春嶽参内(五八)

第五章 長州處分及び兵庫開港勅許

五九

一七 宮中會議の模様(一)

五九

列席者(五九) 慶喜従来成行申出(六一) 慶喜長州寛大意見(六一) 兵庫開港問題の成行(六一) 春嶽發言(六一)

一八 宮中會議の模様(二)

六三

春嶽長先兵後論(六三) 春嶽一己の意見(六四) 一旦休席(六四) 決定遅延(六五) 徹夜評議(六五) 伊達参内(六六) 慶喜大決心(六六)

一九 宮中會議の模様(三)

六七

公家島津を召さんとす(六七) 慶喜謝絶(六七) 春嶽また同じ(六七) 島津参内迴避理由(六八) 春嶽一策(六八) 小松召喚(六九) 久光参内催促(六九) 久光謝絶(七〇)

二〇 宮中會議の模様(四)

七〇

公家惣参内(七〇) 異論百出(七〇) 廟議奉制(七一) 慶喜肯せず(七一) 大原硬説(七二) 鷹司發言(七二)

二一 宮中會議の模様(五)

七三

鷹司強硬(七三) 朝議決定(七四) 慶喜勝利(七五) 勅書本文(七五) 二條氏の苦境(七六)

二三 宮中會議に關する朝彦親王の御日記(一)

七七

本會議に於ける親王の立場(七七) 將軍三侯参内決定(七八) 原の奔走(七八) 春嶽を召す(七八) 返答案治定(七九) 慶喜二件同時請要(七九) 島津あくまで不参(八〇) ほゞ決定(八〇)

二三 宮中會議に關する朝彦親王の御日記(二)

八一

朝議まさに決せんとす(八一) 群議紛々(八二) 天下瓦解を恐る(八二) 親王等退出せんとす(八三) 親王御本意(八三) 親王不平の因(八四)

二四 宮中會議に關する朝彥親王の御日記(三)……………八四
 親王辭任申出(八四) 日野等の宮慰解(八五) 攝政の慰解(八五) 親王等退出(八五) 親王の御評論(八六) 辭任取消慈惠(八六) 親王御態度(八六)

二五 正親町三條實愛の所記……………八七
 慶喜の態度(八七) 會議參列者(八八) 慶喜發言(八八) 評定梗概(八八) 慶喜即決主張(八九) 諸臣總召集(八九) 實愛の態度(九〇) 實愛近衛同腹(九〇) 實愛辭表文言(九〇)

第六章 勅許に對する薩藩の異議……………九二

二六 四藩の伺書……………九二
 薩藩苦情(九二) 四藩意志を矯む(九二) 伺書草案(九三) 騷亂引出(九三) 時代推移急激(九三) 公明處理の要(九四) 意外御書付(九四)

二七 長州寛典處分と幕府……………九六
 越土字寛典贊成理由(九六) 會津の對長意見(九六) 慶喜意向(九七) 春嶽の周旋(九七) 幕府肯んぜず(九八) 藝藩に周旋命令(九八) 藝藩謝絶(九八)

二八 幕府長藩の歎願書提出を固執す……………九九
 幕府の處分順序意向(九九) 春嶽容堂調停(九九) 原の拒絶(一〇〇) 慶喜原の一體

二九 板倉閣老の對薩態度……………一〇二
 (一〇二) 春嶽具陳慶喜不肯(一〇二) 對長問題對立(一〇二)
 薩藩見切り(一〇二) 大久保心底(一〇二) 幕府薩を睨む(一〇三) 本多酒井辨説(一〇三) 寛典の害(一〇四) 板倉見解(一〇四)

三〇 幕薩對立の情勢……………一〇五
 原の對薩感情(一〇五) 薩の反覆(一〇六) 薩の討幕計畫(一〇六) 春嶽匙を投ず(一〇七) 中根の原忠告(一〇七) 幕薩對立愈鮮明(一〇八)

第七章 幕薩の對立……………一〇九

三一 徳川慶喜の二問題に關する觀察(一)……………一〇九
 慶喜薩長合體を知る(一〇九) 越前宇和島薩に同意(一一〇) 薩州の目論見(一一〇) 慶喜薩の目的を知る(一一〇) 春嶽の仲裁説(一一一) 幕薩對立の點(一一一)

三二 徳川慶喜の二問題に關する觀察(二)……………一一二
 四藩の開港賛成を言上(一一二) 幕府兵庫開港決定(一一三) 薩の對長主張(一一三) 薩舊狀恢復に急(一一四) 開港と對長の別(一一四) 慶喜薩の腹見透し(一一五)

三三 徳川慶喜周邊の長州處分硬論……………一一六

山内容堂歸國(一一六) 會津藩薩を感む(一一六) 近藤勇の意見(一一七) 越前の罪(一一八)
在江戸幕吏皆硬論(一一八) 慶喜寛典に同意難(一一九)

三四 大久保一藏の兵員増發に關する書翰(一)……………一一九

時機切迫(一一九) 薩長共同舉兵議定(一二〇) 三藩薩の目論見を知らず(一二〇) 大久保書
翰要領(一二〇) 當今幕情(一二一) 四藩公論即薩論(一二二) 京都増兵の要(一二二)

三五 大久保一藏の兵員増發に關する書翰(二)……………一二二

増兵急要(一二二) 一大隊急要(一二三) 増發期限(一二四) 總督の人物(一二四) 勳搖の不
可(一二五) 長藩への増兵通告(一二六)

第八章 公議政體論起る……………一二七

三六 薩長交渉の概略……………一二七

薩長同盟(一二七) 維新對峙時期(一二七) 薩長交渉經過(一二八) 薩人の長人庇護(一二八)
大久保山口に入る(一二九) 兩藩出兵方略協議(一三〇)

三七 赤松小三郎の政體改革意見書(一)……………一三〇

後藤の公議政體論(一三〇) 後藤の先容(一三一) 赤松意見書内閣組織の事(一三一) 下院組
織(一三二) 上院組織(一三二) 兩局人擧の法(一三三)

三八 赤松小三郎の政體改革意見書(二)……………一三四

人材教育意見(一三四) 國民負擔平等論(一三四) 貨幣改革論(一三五) 海陸兵備論(一三六)

三九 赤松小三郎の政體改革意見書(三)……………一三七

全國皆兵論(一三七) 海軍論(一三七) 兵器諸物製造論(一三八) 人馬鳥獸殖育(一三九) 軍
馬牛羊殖育論(一三九) 漸々改良の要(一四〇)

四〇 公議政體論の擡頭……………一四一

大久保忠寬の意見(一四一) 至誠奏上論(一四一) 止なくば辭職(一四二) 大久保の底意
(一四二) 大久保の公議會説(一四二) 其會期(一四三) 方今の良策(一四三) 讀者共通意
見(一四四)

第九章 薩土提携の端緒……………一四五

四一 土佐の藩情……………一四五

土佐の三派(一四五) 瑞山一派の没落(一四五) 山内容堂の態度(一四六) 勤皇派の動き
(一四七) 海援隊の力(一四七) 容堂模稜の賜物(一四八)

四二 薩土の關係……………一四八

容堂上京覺悟(一四八) 容堂前勇後怯(一四八) 歸藩の途に上る(一四九) 土藩の評判(一四
九) 乾退助入京(一五〇) 中間活躍(一五〇)

四三 中岡乾西郷……………一五一
 陸容易に動かす(一五一) 中岡乾を西郷に紹介(一五二) 乾西郷等會見(一五三) 會談模様(一五三) 筑波殘黨限ひ(一五四)

四四 乾西郷密約に關する佐佐木高行の所説……………一五五
 容堂歸國の因(一五五) 大久保行動探偵(一五五) 容堂久光小葛藤(一五五) 事に當りて衝突(一五六) 乾西郷討幕密約(一五六) 深尾邸會議(一五七) 乾藩公に謁見(一五八)

四五 坂本、後藤、公議政體……………一五八
 後藤見出さる(一五八) 後藤坂本の因縁(一五九) 後藤の財用知識(一五九) 薩土盟約書(一六〇) 志士の誤解(一六〇) 後藤主張の由來(一六一)

四六 公議政體論と土薩……………一六二
 船中八策(一六二) 藩議決定(一六三) 薩和戰の鍵を握る(一六四) 薩土の關係單一ならず(一六四) 中岡奔走(一六四) 坂本奔走(一六四) 薩土藩士會合(一六五)

四七 公議政體論と土薩……………一六六
 覆水の虞れ(一六六) 大久保手寫盟約文(一六六) 議院政治(一六七) 議院組織(一六七) 將軍辭職期待(一六八) 制度の變革(一六八) 主旨(一六九)

四八 佐佐木高行の眼中に映ずる土薩の關係……………一七〇

第十章 薩長土の接近

四九 伊達宗城の眼中に映じたる後藤の運動(一)……………一七四
 薩討幕底意(一七四) 大政返上氣分進捗(一七四) 土藩論未定(一七五) 後藤伊達に會見(一七五) 後藤宗城に遊説(一七五) 後藤伊達再訪(一七六) 伊達緩衝地帯(一七六)

五〇 伊達宗城の眼中に映じたる後藤の運動(二)……………一七七
 伊達の態度(一七七) 伊達島津訪問(一七七) 後藤に就て語る(一七八) 薩要人の意向(一七九) 後藤對土藩事情(一七九) 久光後藤說に反對(一七九) 西郷戰意(一八一)

五一 薩長土の三角關係(一)……………一八二
 小松西郷等決意(一八二) 山縣薩邸に入る(一八二) 山縣品川久光に面謁(一八三) 武力解決第一段進展(一八四) 長人薩を嫌ふ(一八四) 山縣等の苦心(一八四)

五二 薩長土の三角關係(二)……………一八五
 桂自尊心(一八五) 薩長同盟具體案成る(一八六) 山縣歸藩報告書(一八六) 不止得拜謁(一八七) 久光謁見始末(一八七) 久光の眞意(一八八)

五三 薩長土の三角關係(三)……………一八八
 小松西郷派遣を説く(一八八) 山縣戰略を問ふ(一八九) 薩の腹定まる(一八九) 山縣復命書跋(一九〇) 山縣入京效果(一九一)

五四 薩長土の三角關係(四)……………一九二
 長藩威勢(一九二) 長藩々是決定(一九二) 薩に對して一喜一憂(一九三) 伊藤木戸宛狀(一九三) 慶喜を買被り(一九三) 伊藤また武力解決論(一九四) 長藩悲觀説(一九五)

五五 薩長土の三角關係(五)……………一九五
 長州への一大快報(一九五) 黒田木戸への復書(一九六) 西郷山口訪問確定(一九六) 西郷来らず(一九七) 後藤盟約書(一九七) 薩の後藤利用策(一九八)

五六 薩長土の三角關係(六)……………一九八
 長藩思惑離離(一九八) 長藩土京都薩邸に入る(一九九) 久光會見せず(二〇〇) 小松武力解決を説く(二〇〇) 柏村日記(二〇〇)

五七 薩長土の三角關係(七)……………二〇二
 柏村所言(二〇二) 只武力解決のみ(二〇二) 一般方略(二〇三) 眼中會藩のみ(二〇四) 急舉第一(二〇五)

五八 薩長土の三角關係(八)……………二〇五

第十一章 英水兵殺害問題

五九 薩長土の三角關係(九)……………二〇九
 越前に對する觀察(二〇九) 春嶽歸國の真相(二一〇) 柏村御堀退京(二一〇) 大阪にて長藩士會議(二一一) 切迫の形勢を告ぐ(二一一)

六〇 後藤象二郎の歸藩……………二一四
 後藤歸藩發途(二一四) 薩人大政返上論を重視(二一五) 鳥津伊達山内宛狀(二一五) 熱情を缺く(二一六) 容堂嘉納(二一六)

六一 乾の主戰論と後藤の平和論……………二一七
 乾の軍備(二一七) 藩の軍政改革(二一八) 乾罷職(二一八) 後藤建白書起拜命(二一九) 英水兵刺殺問題(二一九) 海援隊士疑はる(二一九) 土藩重役召喚(二一九) 重役不承服(二二〇)

六二 土藩と英公使パークス……………二二〇
 土藩士の邪推(二二二) 英艦に先立ち歸藩(二二二) 春嶽杞憂(二二三) 坂本高知に赴く(二二三) 實際の下手人(二二三) 葛藤終局(二二四)

六三 松平春嶽の山内容堂に與へたる書……………二二四

春嶽容堂宛狀(二二五) 公使土國行差止(二二五) 平山等土州派遣(二二六) 責問の意なし(二二六) 明白處分希望(二二七) 軟弱外交淵原(二二七)

六四 土佐に於ける談判の様様……………二二八

桐鳴の効果(二二八) 十藩重役幕閣會見(二二九) 幕吏土佐に入る(二二九) 土藩騷然(二三〇) 後藤パークス會見(二三〇) 談判成立(三三二) パークス出帆(三三二)

六五 英人側の所記……………二三二

下手人搜索(二三二) 船員總搜索(二三二) パークス逆上の言動(二三三) 長崎奉行免職の約(二三三) サトー將軍謁見(二三三) 鍋島閣叟(二三四) 油斷ならぬ漢(二三五)

第十二章 西郷サトー會見に關する……………二三六

西郷の書翰

六六 サトーとの面會に就て西郷より大久保

への書簡(一)……………二三六

西郷後藤出京を待つ(二三六) パークス來阪(二三七) 西郷サトー會見(二三七) 西郷の訪問(二三七) パークス面會の時間なし(二三八) 英人友誼依然(二三九) 英人憤激心挑撥(二三九)

六七 サトーとの面會に就て西郷より大久保

への書簡(二)……………二四〇

西郷サトー挑撥成功(二四〇) 薩道の幕府觀(二四〇) 薩道の所言(二四一) 薩道の權益増進策(二四一) 英國朝廷左袒策(二四二) 對外人觀改めの要(二四二) 英政體模倣勸説(二四二)

六八 サトーとの面會に就て西郷より大久保

への書簡(三)……………二四四

援助謝絶(二四四) 英の對佛惡感(二四四) 土州人暴行問題(二四五) 西郷の心配(二四五) 越前の英人待遇(二四六) 全文要領(二四七) 右文書の原文(二四七)

六九 サトー對話に就て桂久武に與へたる

西郷の書簡(一)……………二四八

前書翰の説明(二四八) 西郷の大政返上論(二四八) 後藤登京延引事情(二四九) 西郷下飯(二四九) 薩道面會(二五〇) 英人翻弄(二五一)

七〇 サトー對話に就て桂久武に與へたる

西郷の書簡(二)……………二五一

挑撥成功(二五一) 事實に近し(二五二) 英憤激條件(二五二) 薩道の開ける佛人所説(二五三) 薩道對佛人答へ(二五三) 双龍玉を争ふ(二五四)

七一 サトー對話に就て桂久武に與へたる
西郷の書簡(三)……………二五五

薩道の今後形勢觀(二五五) 今後の對抗策(二五五) 西郷自力改革を説く(二五六) 西郷答辯
の美(二五六) 西郷の見透し(二五七) 英人却つて尊敬(二五八)

七二 サトー對話に就て桂久武に與へたる
西郷の書簡(四)……………二五八

將軍の對佛親密(二五八) 將軍の佛艦乗組(二五九) 幕府の土州苦め策(二五九) 西郷あくま
で土州味方(二六〇) 大阪にて喰留策不調(二六一)

七三 サトー對話に就て桂久武に與へたる
西郷の書簡(五)……………二六一

薩人行動取締要望(二六二) 西郷の要求(二六二) 異人壓倒の策(二六三) 越前の姑息策
(二六三) 當時の歐洲形勢(二六四) 普佛開戦希求(二六四) 桂久武(二六五)

第十三章 幕佛接近策と其反對論……………二六六

七四 英佛勢力と勤皇佐幕……………二六六

親英親佛關係の自然(二六六) 但し互に促進(二六六) 佛國の手伸びず(二六七) 讀者の體面
保持(二六七) 石敬瑭の亞流なし(二六八) 大義に味き徒輩(二六八) 國體觀念の強固(二六
九)

七五 幕佛交渉に關する勝海舟の所説(一)……………二六九

佛國結託反對論者(二六九) 佛より軍艦借用案(二七〇) 絶對絶命の時(二七〇) 佛の謝絶
(二七一) 開國起原一節(二七一) 團老の言(二七一) 諸侯削少方策(二七二)

七六 幕佛交渉に關する勝海舟の所説(二)……………二七二

勝の反對意見陳述(二七二) 各方風説(二七三) 浮説の危險(二七三) 災小人より生ず(二七四) 勝
の外力排除(二七四) 外力依頼者(二七五)

七七 幕佛交渉に關する勝海舟の所説(三)……………二七五

幕府密計顛覆(二七五) 幕府の郡縣政策(二七六) 計略首謀者(二七六) 對外借款の危險
(二七七) 佛勢力の過信(二七八) 大多數無關心(二七八)

七八 勝の所説に關する旁證(一)……………二七八

幕佛合辦商社設立計畫(二七九) 春嶽意見(二七九) 薩藩また計畫を知る(二八〇) 商社計畫
の初め(二八〇) 商社の利益(二八一)

七九 勝の所説に關する旁證(二)……………二八二

商社中止(二八二) 六百萬弗借金相談旁證(二八三) 百萬弗調達法(二八三) 五百萬ドル調達

法〔二八四〕 英亦參加〔二八四〕 別の旁證〔二八五〕 借金使用途〔二八六〕

八〇 勝の所説に關する旁證(三).....二八六
 ロッシュ上書〔二八六〕 薩摩等の奸謀〔二八六〕 將軍職廢止案〔二八七〕 大君外人懇親の理由〔二八七〕 反幕派の天皇親政論〔二八八〕 外人依頼の報償〔二八九〕 反幕派の奸謀〔二八九〕

八一 勝の所説に關する旁證(四).....二九〇
 薩人誣言辯駁の要〔二九〇〕 日本正統執政者〔二九〇〕 右解説〔二九一〕 將軍政治の要〔二九二〕 宣傳方法具申〔二九二〕 新聞紙掲載〔二九三〕

八二 勝の所説に關する旁證(五).....二九三
 諸侯隨意開港の不可〔二九三〕 借銀問題〔二九四〕 借款抵當〔二九五〕 佛の底意〔二九六〕 クーレール依頼の事〔二九六〕 栗本とロッシュ〔二九七〕

第十四章 佐幕黨と勤皇黨.....二九八

八三 佐幕黨の宣言書(一).....二九八
 佐幕黨の態度〔二九八〕 天皇親政〔二九八〕 政權武門に移る〔二九九〕 戰國時代の混亂〔二九九〕 徳川家康の徳〔二九九〕 藤氏專權と殊なり〔三〇〇〕 家康祭祀の厚〔三〇〇〕

八四 佐幕黨の宣言書(二).....三〇一

朝幕關係〔三〇一〕 奸雄私心〔三〇二〕 徳川氏統一制法〔三〇二〕 大君の統治〔三〇三〕 最近時の大名行動〔三〇四〕

八五 佐幕黨の宣言書(三).....三〇五
 慶喜將軍繼承〔三〇五〕 現在の事實〔三〇五〕 天皇將軍親善〔三〇五〕 鎖國令由來〔三〇六〕 從來の風一洗〔三〇六〕 幕府正統宣言〔三〇七〕 栗本讃辭〔三〇八〕

八六 佐幕勤皇兩黨の立場.....三〇八
 論據只二〔三〇八〕 消極的辯解〔三〇九〕 勤皇黨主張〔三〇九〕 對外實力なし〔三〇九〕 佐幕黨論據無し〔三一〇〕 幕府積弱現状自覺〔三一〇〕 現状維持難〔三一〇〕

第十五章 原市之進の遭難.....三一三

八七 徳川慶喜の左右.....三一三
 原横死〔三一三〕 慶喜左右の人〔三一三〕 中根長十郎〔三一三〕 平岡圓四郎〔三一三〕 平岡死因〔三一四〕 慶喜因循の根原〔三一四〕 黒川嘉兵衛〔三一四〕 前に平岡後に原〔三一五〕

八八 原市之進の横死(一).....三一五
 原刺殺さる〔三一五〕 斬好狀〔三一六〕 大久保の感興〔三一七〕 原横死の顛末〔三一七〕 鈴木恒太郎行動〔三一八〕

八九 原市之進の横死(二)……………三一九
 加害者死去(三一九) 加害者の身分(三一九) 市川列の鼓舞(三二〇) 榎本對馬守(三二〇)
 幕威の衰微(三二〇) 刺殺教唆者(三二一) 山岡等の企圖説(三二一) 高橋泥舟の煽動説(三二二)

九〇 原市之進の出身(一)……………三二二
 原と慶喜との關係(三二二) 大久保と對立する者(三二三) 原の立身(三二三) 長崎に赴く(三二四) 歸藩開基(三二四) 勅諭還附反對(三二四) 奥祐筆頭取となる(三二五) 初めて慶喜に謁す(三二五)

九一 原市之進の出身(二)……………三二六
 一橋家に入る(三二六) 武田に對する措置(三二六) 榮遇無比(三二七) 權要を占む(三二七) 敵また多し(三二八) 原以外人物なし(三二八)

九二 原の人物と政局の推移……………三二九
 天狗黨中の侍材(三二九) 原狀觀(三三〇) 重野安釋の原評(三三〇) 識老氣靜(三三〇) 春嶽哀惜(三三一) 川瀬教文の辯(三三一) 原岩倉關係(三三一)

第十六章 長薩使節の往來……………三三三

九三 木戸孝允鹿兒島に赴く(一)……………三三三

九四 木戸孝允鹿兒島に赴く(二)……………三三六
 薩州船旗を用ふ(三三六) 唐津威嚇砲撃(三三七) 長崎寄港(三三七) 鹿兒島に入る(三三八) 上陸饗宴(三三八) 馬關海峽問題(三三八) 待遇懇切(三三九)

九五 薩使來聘に關する廣澤の書簡(一)……………三四〇
 黒田の山口訪問(三四〇) 廣澤會見(三四〇) 黒田挨拶(三四〇) 基本確立の要(三四一) 薩藩遣使の眞意(三四一)

九六 薩使來聘に關する廣澤の書簡(二)……………三四三
 接待豫定(三四三) 黒田人物(三四三) 答禮使派遣豫定(三四四) 木戸は薩の希望か(三四四) 薩藩父子の書簡(三四四) 千萬無量の意味(三四五) 廣澤木戸に讓る(三四六)

九七 木戸等訪薩餘聞……………三四七
 五代の船來らず(三四七) 木戸黒田と同行を欲す(三四八) 木戸馬關發(三四八) 途中詠詩(三四八) 鳥津氏毛利氏宛狀(三四九) 右起草者(三五〇)

第十七章 長英接近……………三五一

九八 長と英との交渉……………三五一

木戸復命(三五二) 逆縁順縁となる(三五二) 馬關砲臺築造(三五二) 木戸英艦長會見(三五二)
 パークス馬關寄港の約(三五三) パークス馬關に來らず(三五三) 三五四

九九 キング提督三田尻に來る……………三五四
 キング豫め藩主面會要求(三五四) 木戸の英人接待準備(三五四) キング馬關に入る(三五五)
 キングを三田尻に延見せんとす(三五五) 毛利廣封三田尻に赴く(三五六) キング藩主に會見
 稟請(三五六)

一〇〇 キング提督の一行接待の模様……………三五七
 キング延見(三五七) 應接状況(三五七) 饗應状況(三五八) 藩主著席(三五九) 饗應品目
 (三六〇) 應接席上裝飾(三六〇) 會見列席英人(三六一)

一〇一 キング提督長藩主等を招待す……………三六一
 藩主英艦訪問(三六一) 應接順序(三六一) 艦中巡覽(三六三) 一同退艦(三六四) 御供の英
 艦見物(三六四) 藩主著衣(三六五) 會食菜單(三六五)

一〇二 會見餘聞……………三六六
 長藩の贈品(三六六) 藩主より船將へ(三六七) 藩主英公使への贈品(三六八) 藩主山口歸還
 (三六九) 長防封内告示(三六九) 長藩前途の光明(三七〇)

第十八章 公家の勢力……………三七二

一〇三 皇政復古と公家……………三七二

英の薩長援助の力(三七二) 武門政治廢止の影響(三七三) 武家の世の一變(三七三) 公家の
 據頭(三七三) 公家の力認識(三七四) 公家の働き(三七四)

一〇四 公家の二代表者……………三七五

公家の勢力(三七五) 岩倉の出現(三七五) 岩倉家(三七六) 三條實美(三七六) 三條流離中
 の玉成(三七七) 三條岩倉提携の要(三七七)

一〇五 三條岩倉の提携……………三七八

土佐人の貢獻(三七八) 中間の働き(三七八) 中間岩倉訪問(三七九) 三條手書を岩倉に贈る
 (三八〇) 岩倉の中間感謝(三八〇)

年表並人物概覽

其一年 表……………一—五
 其二 人物概覽……………六—二五

挿入繪圖

一 伊達宗城寫眞……………卷首
 一 小松帶刀寫眞……………六九

近世日本
國民史 明治天皇御宇史 第二册 (通第六十三册計)

新政曙光篇

蘇峰學人



第壹章 慶應三年上半期形勢

【一】 孝明天皇崩御半年後の形勢 (一)

花再彌久 孝明天皇崩御以來既に半歳に垂んとするも、長州處分、兵庫開港等、當面焦眉の諸問題は、未だ一として解決を告げたるものは無く、西郷、大久保等薩人の志士は、其の藩主の父、島津久光を擁して、京都に於ける四賢侯——松平春嶽、山内容堂、伊達

一 孝明天皇崩御半年後の形勢 (一)

宗城、島津久光——會同を催して、之に頼りて幕府を牽掣し、之に頼りて天下の大計を定めんとしたが、漸く四賢侯の出揃ひとなりつゝも、未だ其の實効を見るに至らず、荏苒五月の中旬に至つた。

薩長の有

當時外様譜代に論なく、大名の大多數は形勢を觀望して、只だ自全の計に汲々とし、固より自から進んで、其の難局を開濟せんとする者無く、若し眞に其藩あらば、そは薩藩あるのみであつた。但だ長藩は自から死中に活を求め、今や幕府に對しては、攻守其勢を殊にして、征伐せられたる長藩が、却て幕府をして和を請はしむるの地歩を占め、多年の内外の危局を經過し、其の藩力は、固より疲弊したりと雖も、薩に次いで眞に天下に向つて、大事に當らんとするは、只だ長藩あるのみであつた。

土肥の狀

薩長に次いで、各藩の有力者は、土佐と肥前であらう。肥前は藩主閑叟自から見る所ありて、肯て中原の葛藤に頓着せず、只管ら一藩割據、其の富強を圖り、以て徐ろに天下の變を俟たんとするもの、如く、土佐は其の内輪に於て、勤皇佐幕の論争、未だ全く熄まず、一藩の全權は隱居山内容堂にありて、彼は如何に豪語するも、藩

會津の元氣

祖以來德川氏に對する舊誼を忘るゝ能はず、如何なる場合たりとも幕府に對して、武力もて相争はんとするが如きは、到底彼に期待し難きところであつた。

德川氏の親藩、若しくは其の一門末葉の中に於て、尾州、越前の如きは、其の尤も鋒鏑たるものであつたが、然も尾藩に於ける德川慶勝の勤皇も、其の親藩たる立場が、彼をして自由ならしむる能はず、松平春嶽に至りては、經歷資望兩ながら卓出するも、詮じ來れば公武一和の舊型を超越する克はず、斯る場合に於て、眞に玉石俱焚の元氣を發揮し得るものは、幕府側としては、只だ會津の一藩あるのみであつた。會津は其の藩主松平容保が、文久二年閏八月京都守護職の大任に膺りて以來、假令幕府は職祿を給し、其の職務遂行に就て、物資の援助を與へたりと雖も、一藩の力を、之に向て傾倒し盡したるは、明白なる事實にして、同時に會津の威は京都に振ひ、第一著には薩と提携して、長州の勢力を京都より一掃し、やがては薩と對峙して、京都に於ける勢力の一半を支持し、その爲め天下の佐幕黨は、何れも會津の後塵を拜して、其の指導に待たんと欲する者の如くであつた。

會津東歸

但だ會津は、征長の問題に就ては、飽迄硬派にして、將軍慶喜が成る可く穩便に之

能はす
を欲して

を解決せんとするを屑とせず、且つは藩力の疲弊に就ても顧慮する所あり、屢ば守護職を辭して東歸せんとするの意を漏らしたが、幕府では百方之を慰諭するのみならず、朝廷側でも、二條攝政、賀陽宮などは、専ら會津に頼りて、政局の安定を保全せんことを期待しつゝ、ありたれば、會津は歸らんと欲して歸るを得ず、不平でもあり、恐らくは不本意でもあつたが、已むを得ず、京都に居居ることとなつた。而して打ち割つて云へば、彼等自身にも、亦た去り難き事情もあつたものと察せらるゝ。

岩倉等の
地下運動

朝廷に於ては、其の全權は固より攝政二條齊敬、賀陽宮、其他の一味の人々の手にあつた。彼等の勢力は、爪も立たず、水も漏れず、牢乎として揺がし難き金城鐵壁の看を做さしめた。然も此れは只だ外觀のみに止まり、洛北岩倉村に幽蟄したる岩倉具視の手は、漸く朝廷の内部に及び、いざとなれば二條攝政等一味の勢力に取つて代る可き準備は、日一日に出來しつゝあつた。然も此れは岩倉流の地下運動にして、其の表面には、何等の異狀なかつたから、二條攝政等も、幕府も而して一般の世間も、殆んどそれに氣付かなかつた。固より岩倉の油斷ならぬ人物であるこ

とは、苟も彼の名を知るものは、併せて之を知つてゐた。されど彼の企畫の大膽にして、且つ周密に、果敢にして、且つ細心なるに到つては、其の同志者以外には、何人も之を感付くものは無かつた。

【二】 孝明天皇崩御半年後の形勢 (二)

幕府の勢 如何なる具眼者も、慶長五年關ヶ原役以來建設せられたる徳川幕府が、今後半年以内に瓦解し、消解し、亡滅するものと豫知する者はなかつたであらう。主として討幕たらずんば、倒幕の運動の張本人たる西郷、大久保、岩倉の徒と雖も、或は斯く想像したかも知れぬが、確信もて斷言し得る者は、恐らくは一人も無かつたであらう。

慶喜の人
物

燈火の滅する前には、必ず明るくなる。病人の死する前には、一寸善徵に向ふ。それと同じく、幕府も慶應三年の初期から中期にかけては、其の旗幟を、一層鮮明ならしめたる看があつた。如何に値切り倒しても、新將軍慶喜は、決して平凡の將軍で

は無かつた公平に之を評すれば、彼は徳川十五代の將軍中に於ては、屈指の一人であつた。彼は實に驚く可き眼先の見える漢であつた。同時に彼は極めて思ひ切りが善かつた。而して彼は人心を收攬せんと欲せば、之を收攬する術も技も持ち合せてゐた。若し個人として立ち合せたらんには、彼と同時の大名中に、彼と太刀打の出来る者は、所謂三百大名の中にて、十指を屈する以上には出でなかつた。彼は唯一と云はざる迄も、尤も賢明と云はずんば、聰明の大名若しくは超大名の一人であつた。彼は深沈重厚でもなく、磊落雄豪でも無かつたが、聰明才辯に至りては、間違なき一人であつた。但だ彼は萬能足りて一信足らずとも云ふ可き、或る一物を少いてゐた。渾身皆膽と云ふ可き勇氣を少いてゐた。百折不撓の堅忍力を少いてゐた。大局に處する經世的達識を少いてゐた。要するに彼は翩翩たる佳公子の鱗の生えたるものであつた。

萬能足り
て一信足
らず

氣分一新、けれども彼は佛國の後援を恃みとした。彼は佛國公使レオン・ロツシュの建白を、殆んど皆な嘉納し、それに基きて幕政を改革せんと企て、其の若干を實行した。聰明なる彼の眼中には、固より前途の妖雲を無視する譯には參らなかつたが、然も

彼の頭上は青天白日であつた。彼は心ならずも宗家を繼ぎ、嫌々ながら將軍職を襲ひたりと稱するも、彼は新たなる位地と共に、其の氣分が新たになつたことは疑を容れない。世には憂鬱の處女として嫁し、快活の新婦として居直る者もある如く、徳川慶喜も亦た其通りであつた。

佛式傳習
兵の強

彼は佛國の援助によりて、凡有る強兵、富國の光明を、前途に認めた。現在としても幕府の佛式傳習の兵は、諸藩の兵に比して、其の武器に於て、其の訓練に於て、何れも卓越したることを看過する能はなかつた。彼も亦た關争性に饒む水戸人の子である。いざとなれば此兵を以て、薩長に加ふるを敢て迴避するものでは無かつた。而して彼の新鮮快活の氣分は、少くとも彼の周邊に反映したるに相違あるまい。

薩長聯合
の見誤り

當時の幕府では、薩長の聯合が如何なる程度まで成就したる乎に就て、果して十分に知悉したる乎。固より薄々は感付いてゐたに相違あるまい。されど彼等が攻守同盟を結び、いざとなれば左提右挈して、相共に與に戰陣に於て、幕府及び其の與黨と相見んと決心を做しつゝ、あつたことまで、之を探知したる乎。否乎。此れ

敵情偵察
不十分

は薩長兩藩の士さへも、其の主なる二三子を除いては、全く預り知らなかつた程なれば、他に其の委細が漏れ渡りて、公有の知識となる可き様は無かつた。更らに洛北の幽蟄者岩倉具視と、太宰府の幽蟄者三條實美等との間に、諒解が出来、妥協が成立したる事を探知したる乎、否乎、それも覺束ない。否な彼等の脚下に於ける、堂上公卿と、岩倉との間に、連絡が出来、殆んど地雷火が、朝廷の内外に埋藏せられ、ひたすら其の點火の期を待ちつゝ、ある事情を探知し得たる乎、否乎、それも覺束ない。要するに幕府は未だ敵情偵察に於て十分ではなかつた。彼等は實に油断をした。彼等の大敵は、薩長よりも寧ろ其の油断であつた。

【三】 薩の硬論と近衛父子

大久保の
活動

慶應三年の上半期に於て、京都に於ける否幕派の尤も著名なる者は、公家出身者としては岩倉具視、藩士出身者としては大久保一藏であつた。大久保の活動振りには、幕府側が舌を捲くばかりでなく、第三者までが、驚怪の眼を睜りてゐた。乃ち島津久光が京都に滞在して、將軍慶喜の招命に應せざるも、攝政二條關白、前關白

近衛氏薩
藩強硬に
困す

近衛忠熙等に向つて、議奏補闕に付き、所謂當時の暴論家を推薦したるも、皆な大久保の指金であるものと猜定してゐた。今ま如何に大久保の活動振りを、傍目で眺めつゝ、あるかを知る可く、左の一項を掲げんに、曰く、

十二日（慶應三年五月）櫻木殿（原註、近衛前關白殿）より中根雪江を召され、中參根殿せしに、前關白殿仰、近來薩より内府（近衛忠房）に迫まりて申立る次第あり、内府殊の外困究いたし居るなり。仍て大藏太輔殿（松平春嶽）に御入來を乞ひ、内府とともに御相談に及び、大藏太輔殿より薩へ御説得ある様、御頼み申度所存なりしが、尙又段々考ふるに、斯くては世上の耳目に觸れ、大藏太輔殿御迷惑なるべし。故に其事を見合はせ、雪江へ内談に及ぶなり。

中根雪江は松平春嶽の親臣であるから、春嶽を招く代りに、彼を招いたのだ。近衛父子も、薩摩の強硬論に閉口し、何とか越前の手もて、之を緩和せんと試みたるもの。從來近衛家と薩とは親近の間柄たるに拘らず、更らに第三者を中間に必須とするに至りたる所以は、如何に薩の論鋒の強烈であつたか、想像せらるゝ。さて内談に及ばんとする要點は、當節薩の大久保一藏全權にて、類に諸方へ手

大久保朝
憲を亂す

を廻し、盡力周旋に及び、朝憲を立てるを名として却て朝憲を亂す事少なからず。其手段は先中御門、大原を議奏に推舉し、此兩人をして萬里小路、烏丸を傳奏に、正親町三條、徳大寺(中納言)を議奏に爲さんとの主意なるよし。

此れは五月六日、五月十日、烏津久光等の二條攝政邸訪問の際、烏津の建言を見れば、自から思ひ合はするところがあらう(參照 六二冊九九、一〇〇、及び二〇二—二〇四)。以下近衛忠熙の中根雪江に告げたるところ。

近衛の配

然るに此等之人物御登庸ありては、忽ち廷臣をして惑亂を起さしむべく、且中御門、大原の黨朝廷に立事となれば、必定討幕論を發すべきかと、拙老には甚だ心痛せり。過日來幕府にても、殊の外此事を疑ひ居るよし。

恐らくは近衛の方面にも、原市之進等の手が入つてゐたかも知れない。何れにしても當時の近衛父子は、討幕論を畏るゝこと、虎の如くであつた。

中御門大原御嫌忌

畢竟中御門、大原の兩人は、先帝甚だ御厭ひなされ、昨年の勅勘も、殊に嚴重の事なりし故、當春幽閉の輩、一同解免の時も、此兩人は御解免なかるべしとの朝議ありし程の事なり。

此れは中御門、大原に就て云ふ、昨年の勅勘とは、慶應二年八月、列參諫奏の件に關してのこと。

烏丸の暴論

又萬里小路は、一通り道理をも心得居り、至極安心の人物なれど、烏丸に至りては、甚しき暴論にて、道理などを分別する人にあらず。此人は□□帝御幼年の時、兒を勤めしが、其後同帝烏丸は油斷なりがたき人物なり。到底用に立つ者にあらずと、勅語在らせられし程の事なれば、議奏杯樞要の職は申すまでもなく、如何なる職にも適せざるべし。此程小松帶刀當邸に來り、烏丸の事申出し、故其人となりを委しく申開しに、初めて承知せし由なれども、猶暴論等申出られなば、其時は如何様にも致しかたかるべし。兎角此節御登庸ありたしと申出たり。此れは小松帶刀が尙ほ硬論を主張するを云ふ。

春嶽盡力依頼

實は朝廷の事にて、不案内なる身分にて、彼是申立るは心得違なり。されど今日の勢、中御門以下を御登庸在らせられずば、薩は忽ち忿怒を發し、歸國すべしと申出んも測られず。若しさる事ともなりなんには、是も困却なるべし。

殊に大久保一藏、有栖川帥宮にて、中御門、大原の事を申出しに、宮は盡力すべし

と申されしよしなり。故に是等の次第を、大藏太輔殿へ、雪江より委しく御咄しに及び、精誠の御盡力を御頼み申度、尙此事に就き、御考の次第もあらば、雪江を以て、當方へ御申入ある様いたし度云々なりき。

近衛當惑 此れにて如何に近衛父子が、此の時局に就て、薩の硬論——就中大久保の硬論——に當惑したるか、の事情を察す可し。然も大久保は薩の大なる背景をもて、縦横に京都の政局を切り廻はしてゐたことが判知る。

第二章 四賢侯と將軍慶喜會見

【四】 四侯將軍に謁す (一)

四侯登營 四月十二日鳥津久光著京以來、種々の曲折を経、五月十四日漸く四賢侯打揃うて登營した。幕府側でも此事には少からず焦慮したが、此れにて漸く一息つきたることであらう。其の次第は、左の通りだ。

十四日(慶應三年五月)晝九つ半時(午後一時)出邸登營せらる。此日は鳥津大隅守殿、伊達伊豫守殿、松平容堂殿にも、同じく登營せられたり。

會見冒頭

大樹公四侯を御側近く召され、今度態々上京いたし、満足大儀に存するなり。天下の爲め十分盡力ある様にと仰ければ、公(春嶽)仰の趣、畏り奉れり。何れも不肖の身ながら、及ぶ限りは盡力仕るべきなりと申上られぬ。

以上は會見の冒頭。

四侯の質問

大樹公仰、定めて見込の次第あるべければ、承はりたし。公(春嶽)答、指當り、申上べ

き程の見込はあらざれども、兵庫開港、長州御所置の二事は、目下の御急務と存せらるゝなり。就ては昨年已來の御順序を御示し下されたし。然らざれば見込も立かぬべし。

先づ將軍に向つて、昨年來の成行を質さんとす。

且又過般大阪に於て、各國公使に御應接ありし次第を、大隅(島津久光)伊豫(伊達宗城)は、英人サトウより承りしよしなれども、其實否如何あるべきや、分明ならざれば、是も御示しを願ふなり。

此れは將軍が英、佛、米、蘭公使等引見に就てのこと。

將軍答辭

大樹公仰、然らば昨年來の實況を、大略申聞くべし。さて各方にも承知の如く、昨秋昭徳院殿御大故後、我等宗家の系統を相續せしかど、將軍職は御請致さざる決心なりしに、爾來親しく先帝の勅諭を蒙ふり、且關白殿(三條齊敷)を以て、屢御懇切之勅旨を傳へられし故、此上御辭退申上ん事は、却て不敬の罪を獲べきなりとて、去年十二月五日、據なく御請申上げしなり。

以上は將軍就職の經緯を云ふ。

昨年來の
出來事

然るに已に重職御請に及びし上は、其職掌を盡すべきは勿論の事なる故、速に參内の上、兵庫開港を始、急務に係る件々を奏上し、勅旨を伺ふべき心積りにて、即其事を關白殿迄申出しに、來る十三日將軍宣下の御禮として、參内いたし、然る後日を定めて再び參内奏上あるべしとの事なりしが、十二日より先帝御不豫あらせられたれば、當日の參内は延引し、同十五日參内御禮を済まし、さて日を経ず更に參内すべき筈なりしに、其翌十六日に至り、過日來の御不豫は御痘症に在らせられしとの御事ゆゑ、一日々々と參内を見合せ居りし内、終に宮中晏駕の御大變となり、最早如何とも爲さん方なく。

以上は昨年末からの出來事を云ふ。宮中の晏駕は、新將軍慶喜に取りても、全く思ひ掛けなき出來事であつた。

止むをえ
接外使應

本年正月は空しく過ごし、此上は今度の四藩は勿論天下の諸侯に議し、其宜しきに從はんとせしかども、是も急速來集に至らず、其内江戸に於て、外國人等の催促は、實に切迫なる事にて、何分諸侯來集するまでの間を待つべしと申入れしも、俗を異にする外國人の事故、聞入れず、終に攝海に來りし故、止むを得ず下

坂應接に及びし次第なるが。

此れは事實と聊か符合せぬ點もあれば符合する點もある。彼等の來阪は將軍慶喜自身が招致したるものにして、決して慶喜の思惑を無視して無理押しに押し來つたものではなかつた。實を云へば慶喜の黒幕たる佛國公使レオン・ロツシユが、此間に奔走して、其の筋書を作り上げたる通りに實行したるに過ぎなかつた。されば慶喜の所説は、事實の半分にして、決して其の全部では無かつた。

【五】 四侯將軍に謁す(二)

開港申渡の経緯

將軍慶喜の返答は、尙ほつゞく。

此應接は外人云、兵庫開港の事、御開入れの方なれば、速に開入れらるゝ旨、御決答下さるべし。若御開入れなされかたくば、速に開入れがたしと仰下さるべしとの事にて、實に切迫を極めし故、據なく幕府に於ては、開港に決せりと申渡ししなり。

此れは事實だ。然も慶喜彼自身も、當初より自發的に開港の止む可からざる所以

朝廷に戦争覺悟を説く

を熟知し、自から決定する所あつたのだ。

尤此事に就きては、應接已前、朝廷へ意見を建言、其建言中に、開港の決心なる意味を書加へ、尙攝政殿へも、其内情を申出しに、攝政殿人心不折合の今日なれば、四藩始諸侯の存意を尋ねずしては、到底勅許にいたり難しと申されし故、我等、然らば開港は彌勅許在らせがたき旨の御書付を降さるべし。もはや其御書付を以て、各國公使に斷はるの外いたし方なし。尤公使等如何御請いたすべきや、豫じめ計りかたけれども、萬一彼より戦争を開らく事あるも、吾國に於て其節の覺悟をさへ定め置きなば、別に苦しき事あらざるべしと申しに、攝政殿殊の外困究いたされしが、矢張朝廷にては諸藩上京の後、勅許の有無を定めらるべければ、夫までの所は、如何様とも計らはるべしと答へられたり。

朝廷弱點

慶喜は固より朝廷側の弱點を握つてゐた。如何に朝廷側で硬論を吐かるゝも、一たび開戦てふ題目を提起すれば、忽ち其の態度を一變せらるゝの内情を知悉してゐたから、彼は直ちに攝政二條齊敬に向つて、其の弱點に切り込んだるものと察せらるゝ。

新聞掲載
許可経緯

さて幕府におゐて開港に決せる旨申開し時、さらば新聞紙に掲載して指支へずやと尋ねしが、已に開港に決せる旨申開し上、新聞紙に掲載する事を指支ありと申さんには、即政府は外人を欺きたる姿となる故、是も據なく指支なしと答へしなり。

此れも慶喜の立場としては、致方なかつたものであらう。内輪に於てこそ、開港論は問題であるが、外人側では既定の事實であれば、それを新聞に掲載せぬ譯には參るまじ、強ひて之を禁せんとせば、寧ろ當初より開港其物を禁ずるに若かずだ。又布告は如何と尋ねしが、未だ勅許なき場合ゆへ、布告はいたしがたしと答へしに、御國內の布告は如何ともあれ、外國人には各心得方もあるべければ、開港已前布告せざるを得ずと申し故、國內の布告は勅許を待ちて出すべけれど、各國限りの布告は、國外の事故、如何様ともいたすべしと申聞けたり。此れも致方なき事であつたらう。

無勅許を
憂ふ

昨年來の順序は大略右の如くなるが、開港に決せし上は、内國の人民に於ても、夫々心得なかるべからず、且政府に於ても、豫じめ準備を要する事多々ある事

國內布告
拒否

なれば、條約期月〔原註、條約期月は、我慶應三年丁卯十二月七日、彼紀元一千八百六十八年一月一日なり〕より遅くとも六ヶ月以前、即來る六月中には、布告せざるを得ず。然るに幕府は従前朝廷を欺罔せし事少からず、夫が爲め何事も御疑惑を蒙り居り、今日に至り未だ勅許なく、甚だ心痛いたし居るなり。

彼れ慶喜は、上記の如く、其の昨年來の時局に就て、彼が謂はんと欲する所を、四賢侯に向つて謂ひ、殆んど彼等をして口を藉くに所なからしむる程、巧妙に其の委曲を叙述した。乃ち個人として、太刀打すれば、將軍慶喜は、四賢侯中の誰れに對しても、後れを取る可き心配は無かつた。

【六】 四侯將軍に謁す (三)

勅許運動
依頼

慶喜は更らに兵庫問題に就ての苦心を陳述し、百尺竿頭一步を進めて、四賢侯に向つて、左の如く語つた。

就ては各方御苦勞の事なれども、早速に攝政殿へ參られ、幕府より申立たる如く、速に開港勅許あらせらるゝ外、なされ方あるべからずと、申立られん事を希

望するなり。各方より右の如く申立られなば、攝政殿御安心にて、必定速に勅許を降さるゝなるべし。尤攝政殿には、疾くより開港せずには濟みがたき次第を御了解ある事なれば、是等も御心得ありて盡力ありたしとの事なりき。慶喜は自から餘儀なき事情を釋明するばかりでなく、更らに春嶽、容堂、久光、宗城の四賢侯に向つて、積極的に其の斡旋を依頼した。此れは少くとも彼の立場としては、一舉兩得の手段だ。

西海岸一
港問題

公(春嶽)云、開港は兵庫のみなりや。曾て西海岸にても、一ヶ所開かるべしと承はりし事あり。是は何れの地なりや。大樹公仰、横濱より西の方に當る海岸の事なるが、新潟は不便なれば、用に立たず、其外未だ定らず、追て彼より申出るなるべし。

以下は四賢侯の面々の挨拶だ。

久光一擧

公(春嶽)云、段々仰の趣拜承せり。尙一同集會相談を遂げ、然る上言上すべし。大隅守(島津久光)殿云、大藏太輔(春嶽)申上し如く、何分の義は相談の上申上べけれど、只今仰聞けられし次第は、世間に知るものなし。夫故兎角の紛議を起すなり。然る

に私共四人の意見を、攝政殿へ申上たるため、俄に勅許在らせらるゝ様にては、却て天下の人心を激昂せしむるにも至るべきか。就ては此上幕府に於いて十分朝旨を尊奉せられ、さて朝旨御尊奉の實を、天下普く聞知するに至れば、人心は必折合ふべく、又開港の勅許も降さるゝにいたるべし。

流石に久光は慶喜に向つて、一擧を與へてゐる。

容堂の言

容堂殿云、兵庫の開かざるを得ざる事は、衆議を待たずして分明なり、且此上は信義を立させらるゝ事肝要なるべし。

伊豫守(伊達宗城)殿云、私においては、大藏太輔始申上し如くなれば、別に申上ず。夫御聽納を願ふなり云々。

以下更らに長州處分論に入る。

長州兵庫
先後論

大樹公又仰、長州の事は如何すべきや。大隅守(島津久光)殿云、兵庫開港も御急務なれど、長州御處置は、最御急務なるべし。就ては長州の御處置を濟されし上、兵庫開港の事に及ばれ然る可し。

此に於て兵庫開港、長州處分の前後緩急論が出で來つた。島津の意見は則ち薩藩

の意見だ。彼等は正直のところ兵庫開港論を成る可く後へ／＼と繰延べんことを希望してゐる。そは之を以て革新の氣運を促進する槓杆たらしめんと欲すればなりだ。

將軍開港
問題
を重
視

大樹公仰、長州の事は、先代御大變之節、休兵となり、先帝崩御の時、更に解兵となり、爾來其まゝになり居る事にもあり、且罪あるにもせよ、罪無きにもせよ、姑らく御國內の一小件と見做しても、見做されざるにあらず。然るに外國の事に至りては、皇國一般の興廢に關し、殊に寶祚の御安危にも係るべき重事なれば、長州の所置よりも兵庫開港の方を、先に盡力ある様致したし。

此の如く將軍慶喜は、長州處分は國內的事、兵庫開港は國外的の事なれば、兵庫問題を先に片附けんと云ふ、要するに、何れも水掛論と云ふの外はあるまい。

【七】 四侯將軍に謁す (四)

久光の長
州無罪論

島津久光は飽くまでも、長州問題の解決を、先務とする意見だ。

大隅守(島津久光)殿云、先日集會の節、大藏太輔(松平春嶽)申出しは、先帝崩御の際、有栖

川、山階兩宮、其他縉紳家をも御咎めを免せられたれば、續いて天下に大赦を仰出され、長州をも御赦免ありては如何との事なりしが、畢竟大赦は有罪の者を赦免する趣意なり。故に無罪の者に於ては、赦免するの理なし。有栖川宮御始は、有罪なれば、御赦免ありて然るべきなれど、長州は有罪と認めがたければ、赦免の方には入らざる可しと申ししに、大藏太輔も、同意に至りしなり。

島津は長州處分に就ても、今や殆んど長州の辯護士同様の立場を占め、徹底的に其の無罪説を貫徹せずんば止まざらんとす。

長州問題
保留

大樹公仰、さる理由もあるべきが、何分國歩艱難の時態なれば、些少の事は、論ずるに及ばざるべし。故に追々相談の上、寛大之所置にいたし度ものなり云云なりき。

然も慶喜は此際に之を決著せしむるを欲せず、追々相談の上、寛大之所置にいたし度ものなり」の餘地を剩した。故に先兵後長乎、先長後兵乎は、尙ほ未決の問題として、保留せられた。

寫眞撮影

此日御酒肴晚餐の御饗應中、大樹公の御所望にて、御一同に御庭前にて、寫眞を

とらせられたり。御相伴は、閣老板倉伊賀守殿、稻葉美濃守殿、所司代松平越中守殿、若年寄松平豊前守殿、永井玄蕃頭等にて、歸邸は夜六つ時過なりき。當時永井は旗本より登用せられて、若年寄となつた。此れは異數の拔擢だ。是亦た要するに佛國公使レオン・ロツシユの人材拔擢の意見を採用したものであらう。以上は松平春嶽側の記事であるが、伊達宗城の日記によれば、

伊達宗城
日記

五月十四日、午後登營、四人共拜謁、御直に、左之ケ條御話、(原註 閣老侍坐無之)

△兵庫之儀無止形勢に付、兼て奉聞之通、彼へは被差免候旨、御歸京後、攝政家へ被仰述候處、無御據との御返答有之よし。一昨年兵庫被相止候儀、御國內へ御布告有之候得共、實は(原註、此文は表向は御削除也)彼へは不申聞、段々時變にて、今日に相至候趣、於殿下無御據と御聞、啓候はば、直に開港被仰出度と被仰述候處、夫は御心配、諸大名所存御尋と御返答、實は從朝廷斷然被仰出候ては、後日生物議候節、御迷惑故、各之所存御尋にて、開港可然と被申出候はば、夫にて可決候、其邊厚相含、最早來月は布告に不相成候ては、差支候故、早々商議可致との事。

以上は慶喜の四人に語るところのもの。四人とは鳥津久光、松平春嶽、山内容堂、及

信實貫徹
の要

び筆者自身即ち伊達宗城だ。

○御信實貫徹無御座て開港御決定御座候ては、必混亂可相生云々、芋(久光)、長(春嶽)、狼(容堂)より申上候處、尤之至、如何して其御信實可相貫哉と篤申談、可申上由。

此れは三人と慶喜との問答。

先長後兵
亦可

○長州之儀も、兵庫濟候はば、處置可被爲在、各考置可申上旨に付、爾後戰爭は御止に相成候哉と伺候處、與駢御返答は無御座候得共、可被相止様にも伺候事。右に付大隅(久光)より此間話合候御處置、先長後兵と相成候ても宜しくと奉存候、並に手順も申上候、狼(容堂)より笠閣(小笠原壱岐守長行)被除度旨も申上候。

○酒飯頂戴、各寫眞爲御取相成候事。
とある。大概に於て、春嶽側の記事と、精粗の差はあるも、其の要旨に於ては、相違する所は無い。

【八】 四侯の合議

長州問題
未決

四賢侯の將軍拜謁は、漸く實行せられた。然も兵庫開港を先決問題とす可き乎、長州處分を先決問題とす可き乎は、遂ひに未決の儘に相分れた。申す迄もなく將軍の意見は、兵庫を先にするにあり、島津久光の意見は、長州を先にするにあり、而して自餘三人——春嶽、容堂、宗城——の意見は、未だ何れとも決定せざるもの、如くであつた。然も兵庫問題に就ては、容堂、春嶽の徒は、内々頗る心配したる所あるもの、如くであつた。五月十五日、即ち將軍謁見の翌日、松平春嶽が、山内容堂を訪問するや、左の如き問答があつた。

容堂、春嶽
會談

容堂殿云、貴卿（春嶽を斥す）の御入來を煩はししは、一の密事を告げんとてなり。さて密事とは昨日登營の際、大樹公來月を期し、兵庫開港の事を布告せざるを得ずと仰せられしが、其布告を急がるゝは、止を得られざる次第ありての事なれど、此節開港事件の切迫なるを奇貨として、竊に幕府の失策を希望する姦人あるよし。故に、これを急がるゝ爲め萬一大樹公より朝廷へ強迫せらるゝか、或は幕府限り布告を發せらるゝ事あらんには、忽姦人の姦を成すものにて、實に一大事といふべきなり。されば朝廷に於て、十分御了解勅許を降されて後、布告を

發せらるゝを肝要なりとす。

春嶽、容堂
幕府調護
の意見

抑も此の山内容堂の所謂る姦人とは、何人を斥す乎。大久保一藏乎、岩倉友山（具視）乎。將た別に其人ある乎。要するに兵庫問題を武器とし、幕府を攻撃せんとする計策の存することを、容堂等は業に既に看破してゐたことが判知る。乃ち土、越の兩藩主（隠居ではあるが實權は彼等に在り）は、専ら此際にも朝幕の間に處して、幕府を調護するの意、尤も殷なるものあつたことが判知る。

薩藩從來
の主張

五月十七日夕八時（午後二時）出邸、土州殿の邸に至らせらる。島津殿、伊達殿にも同じく御集會ありしなり。此日御相談ありし大意は、過日登營の時、大樹公の仰は、兵庫を開かるゝと、開かれざるとの可否を尋ねられしまでの事なれど、夫のみにては、人心の折合むづかしかるべし。又四藩より直に攝政殿へ申上る様にとの事なれど、國家の重事は、朝廷へ御伺の上、御實施となるべき筈なれば、四藩は幕府へ申上、幕府は更に奏上となり、然る上朝廷より勅許にてはなく、勅令にて開港を仰出さるゝ順序にならざれば、是も人心の折合むづかしかるべし。れば、更に開老まで申立らるべし。

此れは從來薩藩の意見だ。即ち幕府の開港でなく、朝廷の開港。

又今度は過日下坂、外國人に應接ありし時、朝廷へは開港すべき御決心なる事を、分明に申上られずして、外國人へは開港すべしと答へられし如き事のあらざる様、十分に申立つ可し。

此れ亦た一項。

長州處置論

又長州御處置の事は、本年三月中長防士民より歎願書を出し、該歎願書を藝藩留守居三宅萬太夫より稻葉美濃守へ差出せる由なれば、登營の時、尙又其實否を伺ひ、彌差出せる事なれば、其歎願書を以て、朝廷へ御所置方を御伺ありて然るべしと申立つべし。

此れ亦た一項。

又長州御處置は、固より寛大ならざるべからず。故に大膳父子の官位を復し、大膳(敬親)隱居の上、長門(元徳)へ家督仰出され、削地は御取消しある様に申上べし。是亦た一項。

小笠原排

又小笠原壹岐守故の如く、閣老を勤め居れども、此人閣老を勤め居りては、天下

皆長州再征の議、未だ全く止められしには、あらざるべしとの疑念をも懐くべければ、速に解職ある様申立べし。

是亦た一項。

原の陰險排撃

又原市之進、近來諸方へ手を入れ、頗る陰險に渉る事多く、幕府の所置に適はざれば、今後はすべて公然たる所置を旨とせらるゝ様申立べし。等の件々を決せられたり。

是亦た一項。

此の如く彼等四人は、合議の上、改めて將軍慶喜に向つて、其の諮問に答へ、且つ其の所見を上申す可しと相談一決した。

第三章 三侯と將軍會見

【九】 三侯再度の登營 (一)

小松の春嶽訪問

四侯合議の結果彌よ改めて登營し、其の諮問に答へ、其の意見を上申することとなつた次第は、既記の如し(參照 八)。然るに彌よ幕府側と打合せ、十九日(慶應三年五月)登營の事となつたが、當日薩藩の重臣小松帶刀は、松平春嶽を訪問して左の通り相談した。

小松云、過日土州殿御許へ御集會ありし時、本日四侯御登營ありて、兵庫開港の可否を仰上らるゝ事に決せられしよし。然るに大隅守(島津久光)其後熟思せしに、兵庫開港も重大の事なれど、指當り長州の御所置定まらずしては、人心は服すまじきなり。されば長州の御所置を第一に定められ、然る上兵庫開港の事に及ばるゝ様申上ては如何との事なり。

長州處分を先決問題とするは、薩の宿論である。小松が其主久光の命を奉じて、春

嶽の同意を要めたるも、良とに所以ありだ。

再登營前相談

公(春嶽)答、兵庫開港は、期限ありて、已に其期限も迫れる事なれど、大隅守殿御熟思の次第も、御尤に存すれば、御同意いたすべし。さて拙者も此節考案の旨あり、是は我々四人の相談せし意見を、幕府へ申立、幕府より更に朝廷へ申上らるゝ事なれど、幕吏は權數を用らる事少なからざれば、朝廷へ申上らる時、或は我の申立し旨趣に斟酌を加ふる事有るかも測りがたし。故に後日意見言上の時は、大樹公とともに、攝政殿の御許に行き、兩役及び老中を召寄せられ、同席にて申出る方、然るべしと存するなり。其許には如何とありければ、小松大に喜び、さる事となりなば、誠に充分の事なり。大隅守(久光)にも御趣旨の如く希望してはあれど、大樹公とともに申事にも至りがたかるべければ、責めては老中なりとも同席にて申立たしと申居らるゝなり。只今仰の次第は、歸邸の上、直に大隅守へ申聞くべく、又宇和島侯へも、大久保一藏指出し申上る事にいたす可しと答へたりき。

登營模様

以上は再度登營の前相談だ、而して登營の様子は實に左の如し。

十九日九つ時(正午)出邸、登營せらる。此日鳥津殿、伊達殿にも登營せられしが、土州殿は御病氣にて御斷りなりき。

此の如く容堂一人缺席、四侯は三侯となつた。

營中三人
談話

營中に於て、公(春嶽)及び大隅守(久光)殿、伊豫守(宗城)殿、御談話の大意は、大隅守殿、伊豫守殿云、過日來議奏御撰擧の事を、四藩より申立けれど、朝廷に於て、充分御採用にならず、甚遺憾なり。責めては中御門、中山、大原を國事掛りに命せらるゝ様に盡力しては如何。公云、中御門、中山の兩人は、其人を識らざれば、可否とも申がたし。故に拙者へ御談しは、御斷りなり。大原は江戸下向以來、度々面談もいたししが、此老人中々むづかしき人にて、御採用あるべき人物ならず。大隅守殿、伊豫守殿甚不服の體にて、左すれば此上は兩人にて盡力すべしと申されき。

此れは營中に於て、三人相互談話の要領だ。春嶽も文久二年勅使として大原重徳東下以來の交渉にて、大原には頗る手を焼いてゐたものと察せらるる。

閣老に意
見具申

又閣老板倉伊賀守殿、稻葉美濃守殿に御逢の時、三侯申されしは、此節御詮議中の二項に就き、過日來四人集會相談に及びしに、第一に長州御所置の局を結ば

れ、第二に兵庫開港の事に及ばれ然るべし。若此順序を誤られなば、天下の人心は服せざるべしとの事なりしが、伊賀守殿、御申聞の趣了承せりとありければ、三侯又今日は四人の意見を、伊賀守殿へ申立る爲め登營せる事にて、別に大樹公へ面謁は願はざる積なりと申されしに、板倉殿只今御建言の次第を、上様へ申上げければ、暫時待たせらるゝ様いたしたしと引入られ。彼等三侯は、閣老板倉勝靜に向て、其の意見を具申するに止め、此れにて引き上げんとした。

【101】 三侯再度の登營 (二)

また將軍
會見

松平春嶽、鳥津久光、伊達宗城、(山内容堂は、病氣の爲め不參)は、老中板倉伊賀守に面接して、其の意見を將軍に取り次がんことを期待したるに、

稍ありて板倉、稻葉の兩閣老出來られ、御申立之趣、上様(將軍慶喜)篤と御承知にはなりけれど、尙又御逢ありて、御直に御聞なされたしとの事なれば、暫時御待あるべしと申され、さて程なく御逢ありしが、板倉殿、稻葉殿、永井玄蕃頭侍坐せら

れき。

慶喜は、助めて人心を收攬せんと欲し、自から進んで三侯を引見することとなつた。

春嶽長州
先決論

大樹公仰、今日申立られたる意見、只今伊賀(極意)より承はり、至極尤と存すれども、尙相談に及びたき次第あれば、意見のある所漏らさず申聞られよ。公云、先日登營の節、仰聞られし事件は、一同勘考仕り、尙容堂方へ再三集會相談も仕りしに、兵庫開港之期限は、來月七日にて、已に切迫せる事なれども、御國內の人心折合はずしては、假令開港になりても、必定御手戻りとなるべし。故に長州御所置の方を先とし、寛大の御所置方を朝廷へ仰出られて、然るべしと申合ひしなり。以上は長州處置を先決問題とす可き所以を云ふ。

將軍外國
問題重大
視

大樹公仰、其意見も尤にはあれども、内國の事は、若紛亂を生ずるも、徳川家の安危に關係するのみなれば、輕るく、外國の事は、若其期に違ふ時は、寶祚の御安危にも關係するに至るべければ、至重至大なり。故に六月七日已前には可否を決定せざるべからず。甚憂慮するなり。



久光駁論

慶喜の所説には一理あり、彼は兵庫と朝廷とを結び付け、之を以て島津久光等の長州處分先決論を打破せんと試みた。

大隅守殿云、仰の次第も御尤なるべけれど、長州の御處置も、矢張至重至大なり。故に此局を結ばれずして、開港となりなば、人心は決して服せず、却て紛亂を起すべし。

島津久光の駁論は、只だ一應の自己主張に止まり、未だ慶喜の意見を壓倒するに至らず。

伊達の言

伊豫守殿云、只今大隅守が開港となりなば、人心は決して服せず云々申上しは、畢竟幕府に於て、天下を欺かれし事ある故、幕府を疑ひ、人心不服を懐くなり。

然も伊達宗城の一言は、流石に慶喜の窮處を刺した。

公云、只今伊豫守が申上し事は、腹中に尙何か物ありげなり。定て御淵底に至らせられざるべし。懐中の書付を出し、御覽に入られては如何。

松平春嶽の一言は、更らに慶喜の大なる痛手を加へた。

伊達一書
を示す

此時伊豫守殿懐中より一書を取り出し、大樹公の御覽に入れられしが、其書付は

左の如し。

四月二日閣老攝政殿下へ伺候、此度大樹對面之砌、兵庫開港等之談判は不仕候間、乍恐被爲安宸襟度、且又委細之儀は、大樹歸京之上、直に可奉言上との旨、申立候趣。

此れは全く聖明を欺罔し奉りたるもの。今更ら慶喜としても、申譯はあるまい。

大樹公一覽ありて、是にて分明せり。

慶喜側旗色惡し

慶喜としては、斯く返答するの外はあるまい。斯く證據物件を提出せられては、議論の筋合は兎も角も、慶喜側の旗色が、頓に悪しくなり來りたるは、疑を容れざるどころ。此に於て島津久光側は更らに慶喜に向つて、長州處分先決論をもて肉薄するの氣勢を添へ來つた。

【二】 三侯再度の登營 (三)

島津長州先決論返

伊達宗城の懷中より取り出したる一書(參照 一〇)は、確かに將軍慶喜の心臓を衝動せしめた。此に於て島津久光は、更らに左の如く切り込んだ。

大隅守殿云、已に御分明の上は、愈よ長州の事は、士民の歎願を以て、第一に其御所置方を、朝廷へ仰立られ、次に兵庫開港の事仰立られて然るべし。尤來月(六月)七日までには、布告を要せらるべしとの事なれば、三、四十日間、布告延引の御談判あるべきか。

此の如く島津は飽まで長州問題の先決を繰り返した。

慶喜兵庫問題の急要論

大樹公仰、此上延引はいたしがたし。來月七日を過ぐる事にもならば、必ず彼より切迫に催促すべきなり。

此れは將軍慶喜が、兵庫を先決問題とせざる可らざる所以の一理由とするところ。

又長州の事も、大膳父子か、又は家老より歎願に及びなば、處分方の意見も立つべけれど、士民よりの歎願のみにては、取上げかたし。

此れは長州處分に就て容易に手を下し難き理由の一。

久光駁論

大隅守殿云、大膳父子か、家老かの歎願を要せらるゝ事となりては、殊の外遲緩に及ぶべきなり。只今の仰に依りて考ふれば、上様(將軍慶喜を斥す)には、矢張迫て

は御討伐の御念慮在らせらるゝものかと恐察するなり。
鳥津久光の言漸く激楚の音を帯ふ。蓋し彼は慶喜の申分に對して甚だ不平を感じたからだ。

慶喜釋明

大樹公仰、決して討伐の念慮あるにあらず。先日伐つべければ伐ち、寛にすべければ寛にすべしと申ししは、畢竟昨年已來諸侯の衆議を待ちて、寛猛の所置を決すべき心得なりし故、しか申ししなれど、實は此方には寛大の處置に及びたく存するなり。各方の所存は如何とありければ。

此れは慶喜の本音であらう。彼は徹底的に長州をやりつくる杯の考へは無かつた。その爲めに松平容保などからも、彼は多大の苦情を持ち込まれたのだ。但だ彼は鳥津久光ほどの寛典論者でもなかつた。彼は久光の如く無罪とは考へてゐなかつた。

一同寛大希望

公(松平春嶽)云、大藏太輔始め一同は、無論も寛大を希望するなり。
此の如く春嶽は、一同を代表して答へた。

寛大決定

大樹公仰、左すれば此事は寛大に決すべきなり。

此の如く慶喜は斷言した。

長州の御所置方は、大樹公是まで、寛とも猛とも御斷定はなかりしが、此時始めて寛大の處置に及びたき存意なりとありしなり。

此れは春嶽側の記事だ。

大隅守殿云、長州の御處置方、寛大に決せられし上は、速に御實施となり、然る上兵庫開港の事に御著手ありたし。

鳥津久光は仍ほ前言を繰り返す。

大樹公仰、長州の事を済ましし後、兵庫の事に及びては、徒らに日月を費やし、期限前局を結びがたし。

長州兵庫同時論

將軍、慶喜亦た前言を繰り返す。此の如く双方固く執りて、相ひ譲らざるを見て、松平春嶽は、左の如き調停論を提出した。

公(松平春嶽)云、順序は長州を第一とし、兵庫を第二とせられたき見込なれども、二件を一時に行はせられては如何。

此れに對して、

大樹公仰、二件を一時に行ふ事ならば、至極宜しかるべし。此の如く慶喜も異存なきを示した。

此時大隅守殿、伊豫守殿にも、御同意の體なりければ、大樹公仰、然らば近日攝政殿へ参り、今日の議を申立べければ、各方にも参上せらるべし。

鳥津、伊達も、別段異議を開陳しなかつたから、慶喜は此の方針にて、實行する旨を告げた。

公(春嶽)畏れりと申上げられしが、伊豫守殿は、上様の攝政殿へ入らせらるゝ時、私共参上しては、他の聞見も如何あるべきか。先以私共限り参上いたし、其節老中を遣はされては如何と申されき。

此れは伊達宗城の意見だ。

會談懇切

此日は御對談中、茶菓を出され、烟草を喫する事をも許されしとぞ。されば此の會談は、極めて儀式張らず、將軍慶喜は、三侯を待つに、懇懇懇切を以てしたものと察せらるゝ。固より此れには、前以て山内容堂、松平春嶽などより、内々注意し置きたる爲めでもあらうと察せらるゝ。

【二】 三侯と板倉閣老との會談

四侯意見一致

山内容堂は、折角上京したが、病の爲めに歸國を決した。此に於て四賢侯の會同は、三賢侯となつた。然も山内容堂の意見は、略ぼ松平春嶽と同じく、又た伊達宗城の意見は、略ぼ鳥津久光の意見と同じく、而して兎にも角にも表面丈は、四賢侯の意見は一致してゐる姿となつた。つまり鳥津久光の長州處分を先決問題とする意見に、他の三侯も賛同することとなつた。斯くて春嶽、宗城、久光の三人は、五月廿一日登營して、板倉閣老に面し、其の意見を開陳した。

また長先兵後發議

さて三侯板倉閣老に御面會ありて、公(春嶽)先土州(春嶽)殿の病狀、並に明日頃御暇を願出べければ、速に許可せらるゝ様にと申述べられ、次に三侯今日登營に及びしは、例の長州御處置、兵庫開港の事なるが、何分にも長州御處置を先とし、兵庫開港を次とせらるべし。然らざれば天下の人心は折合はざるべし。

此の如く將軍に再度の進謁の際には、長州處分、兵庫開港同時と云ふことに評定したが、問題は元へ廻つて、亦たしも鳥津久光の發議たる長先兵後となつて來た。

また奉勅の要を説く

又横濱始三港は、最初幕府限り開かれたるを、後に勅許ありしものにて、實は御失體の事なり。就ては今度兵庫開港は、先以て勅命を降され、然る上幕府に於て、其事を奉行せらるゝの御順序を希望するなりと述べられしに、

此れも薩藩の意見、即ち朝廷よりの兵庫開港にて、幕府の兵庫開港でないことを明白ならしむ可しとのこと。要するに薩藩の意見が、遂ひに四侯若しくは三侯の名によりて、幕府に持ち出されたのだ。

兵庫運引難を説く

板倉閣老、長州の御所置は、大膳父子か家老か、又末家かの内より願ひ出ざれば、御所置の運びに至りがたきなり。故に此御所置を先とする時、今後尙少からざる時日を要すべし。然るに兵庫開港は、其期限已に來月(六月)七日とまでに迫まれる事なれば、到底此上遅緩には及びがたし云々と答へられ。

板倉閣老の所説は、全く將軍慶喜の所説の通りだ。

妥協ほ成る

彼是御辯論の次第もありしが、詰る所長州御所置は、寛大の旨趣を、朝廷へ仰上られ、朝廷において御異存あらせられざれば、藝州重役へ長州の家老又は末家より願出る様取計ふべき旨を達せらるべし。左すれば長州の事は、是にて已に

御著手の事故、續いて兵庫開港の事を、朝廷へ仰上らるべし。尤仰上られ方は、勅命を降され、幕府は其勅命を奉行せらるゝの趣意なるべしとの事に、三侯御同意となり、閣老にも、其旨を上様(慶喜)へ申上べしとの事にて、御引分れとなりしが、稍ありて、板倉殿再び出來られ、上様にも、三侯より申出られし趣、御同意なり。就ては明廿二日攝政殿へ參らせらるべければ、三侯にも同じく參上あるべし。尤此事は、攝政殿の御都合御聞合の上、明朝伊賀守より、表向御達に及ぶべしと申されき。

伊達宗城日記

とあれば、曲りなりにも、三侯と幕府との間に、妥協が出來たものと察せらるゝ。今ま伊達宗城日記に據りて記すれば、

廿一日(慶應三年五月)午時致登營雷(板倉)稻(稻葉)謁兩閣。兩大(春嶽、久光)、此方(宗城)。

○第一長防、第二開港相成、長寛大之御處置に可相成儀、朝廷へ被仰立候事。長家老中より歎願書差出候様、草々藝へ御沙汰可相成事。

追而御處置。

大膳父子官位可被復、削地、興丸家督之御沙汰流れ。

○開港之儀も、以朝權可被仰出。是迄横濱は朝廷へ不被相伺候開港。此度も被伺候上にては、勅許と相成、全く麥(幕)權より起り、人心不服に付、如右御基本被相改度。

右之通及陳述候處、御落意相成候事。

○長防御處置に付、鐵面閣(小笠原壱岐守)在勤にては、御爲に不宜候間、退職相成度旨申述候處、尤之儀に付、可被議由。

○前件之儀、明日攝政家へ、大樹公御出にて可被仰上候故、三人共出候様、雷閣(板倉)達故、先づ畏入候旨申置候。

右は春嶽側の記事と、大同小異、乃ち其の大體に於ては、何れも信憑するに足ることが判知る。

第四章 二侯の參内謝絶

【一三】薩藩の參内謝絶意見(一)

陪參内達

豫定の通り、將軍慶喜は、二條攝政の都合を問合せ、參内することとなり、松平春嶽、島津久光、伊達宗城亦た陪參することとなり(參照 一三)愈よ五月二十三日其通りに實行することとなつた。而して幕府よりは二十二日に、

明二十三日午刻御參内被遊候間、松平大藏太輔儀、右刻限參内候様可仕候。

との達を與へた。此れは他の三藩主にも、勿論同様であつた。然るに二十二日薩藩の大久保一藏は、越前藩邸を訪問して、左の對話をなした。

大久保の
春嶽訪問

五月二十二日(慶應三年)薩藩大久保一藏來る。公(春嶽)御逢ありしに、大久保云、昨日三侯御登營の際、板倉閣老へ御對談ありし次第を、大隅守(島津久光)歸邸後、尙又再考せしに、長州御處置は、幕府におゐて急がせられざれども、兵庫開港を急がる故、據なく兩事件を並び行はるゝ事に決せられしものなる可し。斯くては過

日來四藩より申立たる長防御所置を第一とし、兵庫開港を第二とするの趣意は、自ら消滅せるなり。

此れは久光歸邸の上、再考の結果として、此の如く申立てたのだ。惟ふに大久保等と相談の上、生温るき兩問題同時解決の營中に於ける評定を取り消したるもの。又長州の家老か末家かより、歎願書を出さすべしとの事なれど、已に寛大の御所置と御内決ありし上、其御旨趣を朝廷へ仰上らるゝに、家老或は末家の歎願を要せらるゝも、何等の爲なるべきか。又其御所置方も、寛大とありしのみにて、大膳父子の官位を舊に復し、及び削地の命を廢止せらるゝ等の實事なくては、如何なる寛大なりや判明ならず。

對長寛大
何の
内容如

参内斷り

此れは歸邸後相談の結果、更らに念を入れ、手強く幕府を押すこととなつたのだ。故に明日大樹公御参内、四藩にも参内する様との事なれど、参内の上、若大樹公と大隅守と議論合一ならざる時は、容易ならざる次第にも立至るべければ、止を得ず、参内は御斷りに及ぶべき積りなりと申ししが、

以上は大久保の申分だ。此れは久光の意を承けて來邸したるものなれども、立入

中根意見

りて考ふれば、固より大久保等の意見にて、斯く藩議を定めたものであらう。

中根（松平春嶺の要人）其席に在りて、大隅守殿御参内御斷とありては、大藏太輔にも参内は御斷の外いたし方なし。去りながら今日の場合、御一同御斷となりなば、これも不都合なるべし。就ては此上何とか然るべき御考案はあらずやと尋ねしに、

大久保所
言

此れは中根としては、尤なる尋問だ。中根は本来大久保とは、其の意見の根柢を殊にしてゐる。中根の眼中では、大久保は平地に波瀾を起す策士である。（參照續再夢紀事）大久保云、從來幕府に種々の失政ありし故、天下舉て幕府を疑ひ、終に今日の形勢に至りしものなれば、此際幕府に於て、充分御自反ありて、其御手始めに、失政の第一たる長防再討の事を、驟然反正せられ、所謂大膳父子の官位を舊に復し、削地の命を廢し、家老或は末家の歎願を要する杯様の事なく、其處置かたを朝廷へ仰上られ、然る上朝廷に於て、寛典の勅命を降さるゝ事とならば、忽ち天下の疑ひを解き、人心をして悦服せしむるに至るべし。斯の如く天下の疑ひ已に解け、人心悦服するに至れば、兵庫開港の如きは、素より異議を立るものもあらざ

幕長地を
易る意見

るべく、朝廷におゐても、速に勅命を下さるゝに至るべし。
大久保の所言は、事實としては、幕府と長防とをして、各其地を易へしむるものだ。即ち長防が幕府へ向つて謝罪するでなく、幕府が長防に向つて謝罪するも同様の事となる。薩藩の意見は、到底朝幕兩立し難きを看破し、飽く迄幕府を窮地に擠さんとするの外、他念なきものゝ如くであつた。

【一四】 薩藩の参内謝絶意見 (二)

中根意見

大久保一藏と中根雪江との對話は、尙ほつゞく。

中根云、然らば明朝越宇兩侯板倉殿へ入らせられ、其趣を仰立られては如何。此れは中根が大久保の所説〔參照 一三〕を、即座に反駁せず、却て之を肯定したるものゝ如く、斯く一條の活路を開らき來つた。

大久保又
長先を説

大久保云、さる事とならんには、一言の申分なく、且一藏限りには、大隅守にも参内ありて然るべしと存するなり。尤其運びとなりし上は、明日大樹公御参内の時、長防御所置の事のみ仰上られ、さて續いて、其所置に御著手ありし上、更に大

樹公と共に、四藩にも参内、兵庫開港の事を仰上られなば、誠に以公然たる事にて、此上もなき御都合なるべし。

此の如く幾許の曲折を経るも、詮じ來れば元の奎阿彌、即ち島津久光當初の發議たる長先兵後の意見に立ち返ることとなる。薩の執拗も亦た驚く可きものがある。

春嶽賛成

此時公(春嶽)大隅守殿の御趣意御尤と存するなり。しかし尙考案の上、宇和島へも申談じ、決定すべし云々なりき。

伊達亦参
内斷り

憐れむ可し、越前も亦た薩論に引ずられて、之に賛成するの已むなきに到つた。さて大久保退去後、中根を宇和島侯の許に遣はし、大隅守殿明日の参内を御斷となりし事につき、過刻大久保の申述たりし趣意を、明朝板倉閣老へ仰立らるべき御見込を、御相談に及ばせられしに、伊豫殿(伊達宗城)先刻當方へも小松帶刀來り、隅州の意見及び参内斷の云々を申述べ、同意なりし故、拙者も参内は御斷に及びたりと申されければ、中根甚だ失望しけるが。

薩人の手は捷くも伊達宗城へも届き、中根の訪問の際には、既に後の祭りとなつ

た。中根の失望も察す可きだ。而して當時如何に薩藩が京都に於て活動しつゝ、あつたかゞ想ひやらるゝ。

参内歸り
狀起草

伊豫守殿、尙又過日來、四藩より申立し旨趣、兎角貫徹せず、其上これまで、口頭のみにて申立たれば、或は間違ひもあるべし、就ては今一應書面を以て、幕府へ建議しては如何と、小松へ申聞しに、甚同意にて、速に起草に及び、明朝持参すべしと申せり、大藏太輔殿(松平春嶽)、明朝板倉へ御出なれば幸の事ゆへ、其書面を御持参下されては如何、尤大藏太輔殿御異存なくば、中根より小松へ此事を申遣はし、其草稿を取寄する様に致したしとありけるが、中根歸邸の上、公に其事を伺ひ、書面を以て、小松へ相談に及びたり。

幕閣春嶽
の参内希
請

此の如く薩藩が主となり、越宇兩藩へ向つて、不参内の運動を開始し、その爲め將軍慶喜の豫定の計畫である三侯帶同参上は、水泡に歸せねばならぬ始末となつた。薩藩側では痛快であるが、幕府側では頗る心外千萬の事であつた。されば板倉閣老は、五月二十二日、兩回までも懇書を送り、松平春嶽の参内を希請した。其の別啓の一節に曰く、

攝政殿御初、前殿下宮方も、不殘御参内と申事にて、朝廷之御模様は、至極よろしく御座候。貴所様御壹人御参内にては、跡に御盡力も被成兼候場合に可至と、御心痛は御尤に候得ども、素々四藩見込と、上様御見込と、御相違は無之儀、防長は寛兵庫は開に候得ば、只々前後之次第而已に候。其處も一昨日御登營之節、御決定之通、二件并行候様被仰立候得ば、何も子細無之儀、於貴君も其所上様と御同意に被仰立候而、薩宇へ被對御迷惑と申程之儀は有之間敷と被思召候。是非御参内有之候様被成度、拙者右之通、能々申上候様被仰付候間、至密申上候。早々已上。

之を見れば、如何に將軍慶喜が、四藩主若しくは三藩主の参内を希望し、萬一已むを得ざれば、せめて松平春嶽にても、即ち其の一藩主にても、是非参内せしめたく希望し、その爲めに餘力を剩さなかつたことが判知る。

【一五】 四侯の建議書

建議書本
文

薩藩側の強硬なる主張は、遂ひに左の建議書となり出で來つた。

二十三日（慶應三年五月）小松帶刀、大久保一藏來る。昨夜中根より建議書の事を申遣はしし故、持參せしなり。其の建議書案左の如し。

天下之大政は公明正大之至理を盡し、時世的當内外緩急之辨を明にし、御施行無之候はでは、難被相行儀、勿論に御座候。

此れは原則論だ。

全體不可救之今日に至り候根由を推考仕候得ば、乍憚幕府年來之御失體より釀成候内、殊に防長再討之御一舉より、物議沸騰、天下離叛之姿に相及候次第に御座候。

一刀直ちに幕府の窮所を刺す。

依之明白至當之筋を以、防長御所置可爲急務、自ら兵庫開港防長事件は、大に緩急先後之順序有之候段、談合之上、屢建言仕候儀にて、篤と退考仕候處、區別を以、曲直當否之分被爲立、御反正之御實跡顯るゝと、不被顯とに相拘事に付、虛心を以、御反察被爲仕候様奉願候。

此れは幕府に向つて、反正を促がすところ。

幕府反正
要請

私權を抜
くの要

二件朝廷へ可被合奏旨拜承仕候得共、皇國御安危にも關係仕候に付、是非至公至大之道を以、私權を被爲抜、治久之大策被爲立候様有御座度、重大之事柄難默止、再考之趣言上仕候、恐惶敬白。

五月廿三日

伊達 伊豫守
松平 容堂
島津 大隅守
松平 大藏太輔

春嶽の板
倉訪問

仍りて春嶽は、此の建議書案を懐中にして、板倉閣老を訪問した。而して彼は殆んど薩藩の意見の辯護士にてもあるかの如く、左の如く開陳した。

過日四藩登營之節、長防の事は、寛大に處せらるべき趣意を、朝廷へ仰上られ然る上、朝廷より歎願書を差出す様にとの御沙汰あれば、幕府より藝藩へ其事を達せらるべし。さて長防の事已に藝州へ達せらるゝまでに運びたる上、再び御参内ありて、兵庫開港の事を仰立らるべしとの御相談に、御同意申上しなり。

此れは従來の成行を云ふ。

薩藩の意
見開陳

然るに昨夕大久保一歳來り大隅守再考せし由にて、長防御所置寛大とはあれども、其の寛大は、何程の寛大なりや、判然せず。要するに今日は幕府に於て斷然反正ありし次第を、天下に示されずては、人心の疑ひを解くに足らざる事故、大膳父子の官位を舊に復し、削地の命を廢し、毛利家の家督を、長門(元徳)へ仰出さるゝ等、顯然寛大之實を舉行はるゝ事に決し、其旨を朝廷へ仰立られ、然る上速に勅命を降さるゝに至らば、始めて寛大之御趣意は判然すべし。

幕府の實
行要請

此れが大久保の所説、即ち薩藩側の意見である。而してそれを島津久光の再考説として、大久保より春嶽へ持ち込みたるもの。さて寛大の御趣意、斯くまで判然せし後、兵庫開港の事を仰立られなば、定めて朝議は速に決定あるべけれども、萬一此場合に至りても、尙朝議御滯滞あらせらるゝ事あらんには、四藩に於て如何様にも盡力すべきなり。尤此事は宇和島も同意の由申出たり。拙者に於ても、素より同意の事なれば、何分にも只今申述たる順序になさるゝ様いたしたしとの事なりしが。

此れは春嶽が板倉閣老への陳述である。即ち薩藩の意見を、四藩の名によりて、之を幕府に押し付け、幕府をして、之を實行せしめんとする譯合だ。されば幕府としては、頗る當惑の次第たる可きは、固より疑を容れないことだ。

【一六】 松平春嶽遂に参内す

板倉首肯
せず

松平春嶽の陳述に對して、板倉閣老は容易に首肯しなかつた。閣老、其御趣意も、一應は御尤なれども、過日御登營の節、仰立られし順序は、誠に御至當之事にて、上様(將軍慶喜)にも深く御同意、即今日は其順序を以て、仰立らるる筈なり。尤今日仰立らる可き御趣意も、寛と開との二字に外ならず。又長防の事、降命ありし上、引續兵庫の事を仰立らるゝも、長防兵庫並び行はるゝも、畢竟格別の相違あるにあらず。官位復舊、領地如故等は、後日となりても、指支あらざるべければ、今日之所は、矢張寛大之御所置とのみ仰立らるるなりと申されし故。

以上は板倉閣老の、春嶽の陳述に對しての挨拶だ。閣老としては、此れ以上の讓歩は、頗る困難であつたらう。

建議書提出

公(春嶽)再三閣老の説を辨駁せられたれど、到底了解に至らず。仍て携帶ありし四侯連署の建議書を出し、是は伊豫守の執筆なるが、草稿なれども、本書は追て出すべければ、先以て草稿の儘、御落手ありたしとて、其の書面を差出されたり。乃ち此の如き経緯にて、上記の建議書草案は、閣老の手許に提出せられた。執筆は、伊達宗城にせよ、其の意見は、主として大久保一藏等の提唱したるところだ。

春嶽また参内断り

公(春嶽)又今日参内すべきなれども、大隅守伊豫守も不参のよしなれば、拙者一人参内するも、其詮あるべからず。且は兩人(久光、宗城)の思はん事も、如何あるべきか懸念すれば、不本意ながら、同じく御断申上べしと申出られしに、此の如き理由にて春嶽も亦た参内を理つた。

閣老、朝廷にては、四藩の意見御尋ねの上、御決にもなるべきを、其御方々御壹人も御参内なくては、上様御一人御参内ありても、仰立られかたもなく、何とも都合なれば、薩宇兩侯は、致方もなく、貴卿には是非御参内ある様にと再三申されけれど、公(春嶽)固く御断にて退出せられ、歸館後、直に参内御断の書面を出されき。斯くて先刻閣老へ差出されし建議書は、草稿の儘と申されしが、本書なり

し由。

とあれば、前記(参照 一五)四藩主連署の建議書は、それが正本であつたのだ。

幕閣また春嶽登替

然るに幕府側では、當日將軍参内に就き、是非共松平春嶽の参内を必須として、更らに御目付原彌十郎をして、板倉閣老の書翰を齎らし、之を逡巡せしめた。

彌御安康奉賀候。然ば四藩参内無之候共、今日は何れにも御参内之思召にて、施樂院迄被爲入候處、日野大納言より被申越候は、上様(將軍慶喜)御参内被爲在候處、四藩壹人も不罷出候ては、御不都合故、貴所様(春嶽を斥す)には、是非共御参内有之候様、尙可申進旨、攝政殿被命候趣に付、乍御苦勞是非とも御参内可被成候。此段勿々申上候。以上

五月廿三日

伊賀守

大藏太輔様

再白、吳々も差掛、別而御難澁にも可有之候得共、御所勞御押被成、早々御参内可被成候。委細は御目付原彌十郎へ申合候故、文略仕候。早々以上。

此の如く是非春嶽の参内を要望するばかりでなく、殆んど命令し來つた。

此時公(春嶽)思惟せられしは、本日参内を御断に及びしは、俄に腹痛云々申立たるなれど、其虚病なるは、幕府にて承知の事なり。さればこそ攝政殿よりも、是非参内する様にと命せられしものならめ。我等一人参内して、朝廷の御爲めにも、幕府の御爲めにも、御都合よろしとの事を、尙此上強て初志を遂げんとするは、本意の至なれば、兎も角も参内すべしとの事にて、即ち原へ伊賀守殿御書面之趣、委細承知せり。不快中なれども押して只今より参内すべければ、此旨伊賀殿へ然るべく復命せられよと申されければ、原は喜悅の體にて退出せり。夫より直に衣冠を整へ、参内せられたり。此時夕七つ半(午後五時)過なりき。此の如き経緯にて、四人の中、春嶽一人だけ將軍と與に参内した。

第五章 長州處分及び兵庫開港勅許

【一七】 宮中會議の模様 (一)

列席者

將軍慶喜の豫定では、四藩侯若しくは三藩侯も陪席のつもりであつたが、島津久光の意見にては、同人は勿論、伊達宗城も之に賛同し、何れも不参を申立、その爲め松平春嶽(山内容堂は病氣の爲め、その以前より引入中)も、猝かに假病して、不参を申立たが、慶喜及び二條攝政の切なる懇命により、遂ひに参内することとなつた始末は、既記の通りだ(参照 一六)。扱も會議の様子は、春嶽側の所説によれば左の如し。

夜五つ時比(午後八時)に至り、只今虎之間に於て、朝議を開かる、筈なれば、公(春嶽)にも出席あるべき旨、攝政殿より、日野太納言を以、仰出され、即出席せられしが、御列席は、左の如くなりき。

樹	輔	守	守	樹	
大	藏	中	賀	濃	
大	越	伊	美		
平	平	倉	葉		
大	松	板	稻		
長	谷	三	位		
葉	室	左	衛	門	督
柳	原	大	納	言	
日	野	大	納	言	
前	藤	内	左	九	鷹
親	司	條	司	町	三
關	前	大	大	大	大
關	納	納	言	言	言
白	白	臣	將	言	言

慶喜從來
成行申出

前關白とあるは、近衛忠熙、内大臣とあるは、近衛忠房、左大將とあるは、一條實良だ。さて攝政殿仰は、今日大樹始參内御満足に思召され、尙又國事の義、遠慮なく申出らるべしとの勅諭なりとありければ、大樹公御答、今日參内仕りたるは、長防所置、兵庫開港の兩件なるが、長防の事は、殿下を始、諸卿にも御承知の通り、先年禁關に發砲し、朝敵の罪遁れがたく、則先代大樹より言上の上、尾張大納言へ惣督を申付、征討に及び、大膳父子恐入、謝罪狀及び三老臣の首級を差出せしに、其後再討の事ありし已來、未だ其功を遂げざる内、先代大樹の居喪中、休兵となり、尙又先帝の諒闇中、解兵仰出され、今日に至りし事なり。

以上は從來の成行に就て云ふ。

慶喜長州
寛大意見

然るに昨冬上京せし諸藩の所存を承はりしに、再討は宜しからずと申立、目下上京の四藩よりも、同じく寛大の處置然るべしと申立、如何にも尤の次第故、慶喜に於ても、偏に寛大を希望せり。就ては速に朝議寛大に決せらるゝ様、願ひ奉るなり。

以上は長防處分問題に就ての將軍慶喜の發言。

兵庫開港の事は、先年三港勅許の節、兵庫に於ては、停めらるゝ旨仰出されたれども、方今海内の人心年を逐ふて開け、外國の交際亦日に親きを加ふる事なれば、是非兵庫をも御開きある様仕りたく、已に當春外國人に應接せし時、彼よりも申出し程の事なれば、更に勅命を以て、開港仰出されん事を希望仕るなり。尤此事は、昨冬上京の諸藩始、其他の藩々へ御尋問ありしに、十の七八は開港然るべしと申上し次第もあり、尙目、下上京の四藩へも段々相談いたししに、兩件の仰出されかたに、前後緩急の小異はあれども、畢竟開港を可とする事は、同様なりと言上せられけるに。

以上は慶喜が長州處分、兵庫開港の兩問題に就ての從來の成行より、現今の情勢を説き、而して其の意見を開陳したるもの。

春嶽發言

攝政殿仰、大樹の申立られし趣は承知せり。しかし大藏太輔(松平春嶽)にも見込あるべければ、伏藏なく申上べしとの事なりしが、公(春嶽)今日は慶永不快なりしを、更に御沙汰の次第否みがたく、押て參内は仕りたれど、外三藩はいづれも御斷り申上し事故、慶永一人にて所存を申上、萬一外三藩の所存に齟齬する事も

あらば、異日容易ならざる紛議を生ずべし。果して然からんには、慶永一人の迷惑のみならず、朝廷へ對し奉り、恐入る次第なれば、今日の所存御尋の議、御免を蒙りたく存するなり。去りながら若齟齬する所ありても、苦しからずとの御事なれば、如何様とも仕るべしと申上られしに、攝政殿齟齬の廉ありても、苦しからざれば、申上よと仰ける故。

此の如く念に念を押して、松平春嶽は、愈よ其の所見を開陳することとなつた。

【二八】宮中會議の模様(二)

春嶽長先
兵後論

松平春嶽は、攝政二條齊敬の諮問に應じ、左の如く所見を開陳した。

公(春嶽)長州御處置は、大膳父子の官位を舊に復せられ、領地をも故の如く、且長門(元徳)へ家督をも仰出さるゝ様、兵庫開港は、此御處置を濟されし後、更に御詮議の上開かるゝ方に決せらるゝ様、在らせられ度、申合居りしなりと上答ありしに、公卿方には、其上答を至極尤の筋なるべしと評し合はれける故。

此れは春嶽側の記事なれば、斯く記したものであらうが、然も事實亦た然る可し

であつたらう。

春嶽一己の意見

公(春嶽)は慶永一己の所存をも申上べしとて、只今申上し趣を、尤なりとの御評論なれど、夫は四藩を憚られての御評論にはあらざるか。畢竟大樹より申上られたる旨趣も、四藩の意見に少く斟酌を加へられたるのみにて、格別の差異あるにあらず。されば朝廷にては、尙又御酌量の上、大樹へ御懇談ありて、相當の所に、御決定あらまほしく存するなりと申上られしが。

要するに春嶽一己の意見は、恐らくは慶喜の所説と、殆んどこれと云ふ程の相違無かつたであらう。されば彼が斯く殊更らに一個人の意見として開陳したるものは、云はば慶喜の爲めに、一臂の力を添へたるものと見て然るべき歟。

一旦休席

公卿方には矢張彼是と御評論のみにて、御決定の御模様なかりければ、大樹公又兩件とも、速に御決議の上勅命を以て仰出さるゝ様にと仰立られ、公卿方も御尤と申されし方もありけれど、兎角此御席にては御決定に至らず、一旦御休席となりたり。

所謂の首を畏れ、尾を怖れ、當時の公家の面々は、何れも皆な舉措に惑ふたる連中

のみと云はざるも斯る徒輩鮮からざれば、其の評定に埒が明かぬも、決して不思議はあるまい。

決定遅延

此後攝政殿御始、公卿方には、奥の間に於て、別に詮議に及ばれ、叡慮を伺はれしに、長防は寛大に處すべし、兵庫は開港すべしと勅裁あらせられたるよしなるが、尙又御發令方の御詮議ありしに、元來大樹公より仰立られたる旨趣と、四藩より申立たる旨趣とは、前後緩急の別ある事故、公卿方には大樹公の仰立られたる方に發令あらんには、四藩は如何おもふべきか。四藩の申立たる方に發令あらんには、大樹公は、如何おもはるべきかと深く懸念せられ、其上堂上の中にも、兼て暴激の議論を唱へらるゝ輩少からざれば、是をも痛く憚られ、容易く御評決に至らざりしとぞ。

左もある可き事、此れでは何時迄待つても埒明く可き様はない。

徹夜評議

斯くて參内の御方々、今夜は宮中にて徹夜せられ、子の下刻(午前一時)、寅の上刻(午前四時)、同下刻(午前五時)、卯の上刻(午前六時)に朝議を開かれけれど、御決議に至らざりき。

此の如く二十三日の夜を徹して、二十四日の曉に至るまで、屢ば宮中に會議を開いて、遂ひに決する所なかつた。

伊達參内

さて伊達伊豫守殿は、今夜子の下刻參内せられたり。

此れは攝政二條齊敬と、將軍慶喜と會議の上、二十三日の夜六時過、宮中より御目付の平岩金左衛門をして、伊達宗城の參内を促したる爲め、同人も餘儀なく出頭したものと察せらるゝ。

慶喜大決心

御休息中、大樹公屢公(春巽)を召され、種々御雜話ありし内、今度の兩件は假令數晝夜に涉るも、決定に至らざれば退朝せざる決心なり、然らざれば更に間に入るゝ者あるべし、しかしこれ程までに決心して居る事は、板倉にも未だ申聞けずと仰せられしとぞ。

とあれば、如何に、將軍慶喜が大決心もて、此の會議に臨んだかは、想像するに足るものがあらう。而して彼の背後に原市之進等の在つたことも亦た決して忘却してはならない。

【一九】 宮中會議の模様 (三)

公家島津を召さんとす

宮中に於ける會議は、夜を徹しても尙未だ埒明かず、公家の面々は、頻りに島津久光の參内を期待し、是非とも彼を召喚して、親しく其の意見を開陳せしめんとした。

慶喜謝絶

さて昨夜來(慶應三年五月廿三日)公卿方には、大隅守殿を、是非呼出されたしとの事にて、頻りに其事を、大樹公へ申出られしかど、大樹公、大隅守は已に屢催促に及びけれど、不快の由にて、出で來らざる事なれば、止を得ざる次第なり、尤大隅守は出ざれども、四藩の所存は已に申上、諸卿にも御承知なれば、御詮議の御指支はなき筈なりとて、承諾せられざりしに。

此れは將軍慶喜の所説が尤だ。

春巽亦同

公卿方は尙呼出さんとせられ、廿四日朝に至り、終に攝政殿の仰を以て、公(春巽)を大隅守殿の許に遣はさるべしとの事なりしが、公攝政殿の仰とあるからは、御請もいたすべけれど、大藏太輔(春巽)使命を奉じて大隅參内いたしなば、何事

もなければ、若向參内せずば、大藏太輔は、綸言に次ぐべき攝政殿の命を空しくし、所謂使命を辱しむるものなれば、最早參朝は仕りがたく、其儘歸宅して罪を待つ外なかる可しと申されしかば。

松平春嶽の所説も尤だ、要するに公卿等が斯く島津久光の參内を、必須とする所以は、如何に薩の手が、公卿の間に廻り、且つ薩の勢力が、廟堂の上に振ひつゝ、あつたかを知るに足る可きであらう。云ふ迄もなく當時の薩は、幕に對して、隱然と云はんよりは、寧ろ公然に庶き一敵國の看を做さしめたるものであらう。

島津參内
廻避理由

向又薩藩側に取りては、自藩の意見もて、他の三藩を引ずり廻すことは、素より望むところであるが、他の三藩から、引ずり廻はさるゝことは、尤も好まざるところにして、その警戒も亦た従つて嚴重であつた。島津久光が、飽迄參内を廻避したるは、其の言質を取らるることを慮りたるが爲めであらう。

春嶽一策

公卿方萬一左様の事ともなりなば、いよいよ困難なるべしとて、殊の外當惑せられし故、公(春嶽)然らば小松帶刀を呼出し、其事を命せられては如何とありしに、公卿方そは究竟の事なるべしとて、即帶刀を呼出さるゝに決せられたり。



小松帶刀寫真
〔伯爵小松從志氏所藏〕

小松召喚

此れは春嶽の提出したる一條の活路だ。春嶽等に取りても、公卿側に取りても、此時公(春嶽)及び伊豫守殿連名にて、島津殿へ書面を遣はされぬ。左の如し。
只今急御用に付、小松帶刀罷出候様可被致候。以上。

五月廿四日

伊達 伊豫守

松平 大藏太輔

島津 大隅守殿

斯の如く春嶽宗城の連名にて、久光に當て、當人で無く、其の代表者として、重臣小松帶刀を召喚することとなつた。

久光參内
催促

斯て小松帶刀巳の刻(廿四日午前十時)頃參上しけるが、公及び伊豫守殿より、大隅守殿是非とも參内ある様にと申聞られ、尙板倉稻葉の兩閣老よりも、大隅守殿の參内を促がされければ、小松畏りて退出せり。此時兩閣老小松へ意見を尋ねられしに、越宇兩侯より仰上られたる如くにて、別に申上べき意見あらずと答へたりとぞ。

小松の召喚も、畢竟島津の召喚の前提であつた。

久光謝絶

さて未の刻(午後二時)頃に至り、小松再び参上して、大隅守病氣兎角快然に至らざれば、参内は幾重にも御断申上たしと申出、其ま、宮中に止まりき。小松を手引きに、島津を召喚したが、島津は頑強にも、遂ひに参内を肯んじなかつた。

【110】 宮中會議の模様 (四)

島津は遂ひに参内せず。

公家惣参内

又昨夜來今般の勅命は、御發表前惣堂上へも、一應御示しある方然るべしとの御詮議ありしよしなるが、今曉(廿四日)に至り、堂上の内押しして参内に及び、昨日來の朝議を伺はるゝもあり、或は意見を述べらるゝもありて、頗る騒然の體なりければ、此上は公然呼出すべしとて、俄に惣参内を仰出されしに、さらぬだに推参せらるゝ輩ある程の事なれば、各急に参内ありて、種々の議論を發せられ、公家側に於ても、亦た少からざる面倒を生じ來つた。

異論百出

殊に中御門殿、大原殿、中山殿、正親町殿、平松殿、橋本殿、五條殿等は、攘夷論を提出

され、其他惣参内とあるからは、意見を尋ねらるゝ事と、おもはれし方もありて、是も一つの紛議となりしが、攝政殿同日は幕府へ仰出さるべき朝議を、一應御示しのため、参内仰出されたる事にて、意見を尋ぬる趣旨にあらずと仰聞られけれど。

此内には岩倉具視の手が、能く廻はりたる連中少くなかつたであらう。何れにしても、衆議もて、平ら押しに押すことは、朝廷に於ても比ろは決して珍らしからざる光景であつた。

廟議牽制

堂上は尙承服せられず、何分皇國の安危にも關すべき大事件なれば、卒爾に勅許あるべきにあらず。此上は別に書面を以て、意見を言上すべければ、今日勅命を下さるゝ事は、御見合にて、一旦退朝せらるゝ様にと、申立られしに。

此れは堂上の衆議だ、薩藩側は、不参を以て牽制し、堂上側は推参を以て牽制す。其の方法は一ならざるも、廟議牽制は則ち一。

慶喜肯せず

攝政殿、大樹よりは是非とも今日決せらるゝ様にと、願はれてあれば、左様にはいたしかたしと仰聞かれけれど、堂上にて尙是にも承服せられず、強て散朝を請

はれし故、攝政殿止を得られず、傳奏を以て、大樹公へ其儀を御相談ありしに、大樹公今日は是非降命を願ひたし、尤降命あるまでは、何時までも退出は仕るまじと仰立られ、傳奏其旨を申出られければ、

二條攝政も、衆議に致され、未決の儘散朝の件に付き、將軍慶喜に相談したが、將軍慶喜は、斷然降命あるまでは、退出せずとの決心を示し、此に於て二條攝政は彌よ板挟みの苦境に陥つた。

大原硬説

大原殿傳奏に對し、さばかりの事を歴し附けかねらるゝにや、さる傳奏にては、御用は辨せず杯放言し、尙攝政殿へ、大樹公退朝を欲せられずば、何時までも宮中に残られ然るべし、殿下御始には、速に御退朝あらせられたしと申上られ、大原重徳の面目睹るが如し、彼にあらざれば斯る言は發せず、又た發し得ず、彼も亦た岩倉具視の前衛部隊の役目を努めた一人だ。

鷹司發言

愈御難儀に及ばれけるを、鷹司大納言(輔政)殿、席を進めて、殿下には幕府より申立たる長防を寛大に處し、兵庫を開港すべしとの趣意を、御同意に思召さるゝや、御不同意に思召さるゝやと申されしかば、攝政殿兩件とも已に叡慮を伺ひ

とりし程の事にて、幕府の申立は、據なき事に存するなりと仰けるに、大納言殿叡慮これを可とせられ、殿下にも據なき事に思召さるゝ上は、速に降命ありて然るべし、堂上の紛議を憚らるゝにやとも伺はるれども、是らは畢竟取るに足らざるなり、大樹公の是非今日降命ある様にと願はるゝは、必ず事機の止を得ざる所あるなるべし、然るを其願を納れられずば、因循となり、夫が爲め大樹公若職掌を勤めかぬればとて、辭職ともなりなば、天下は直に動亂に及ぶべく、朝廷も恐ながら今日限りと存するなりと申されける。

鷹司輔政の發議にて、漸く堂上の紛議は靜まつた、云はゞ彼の一言は、實に二條攝政にも、徳川將軍にも、助け舟であつた。

【二】 宮中會議の模様 (五)

鷹司強硬 大納言鷹司輔政の長州處分、兵庫開港の二件、共に將軍慶喜の意見通りに即決ありたしとの意見は、(參照 二〇)頗る一坐を聳聽せしめた。

一時其御席は寂然となりし程の事なりしが、攝政殿尙も御決心の體なかりけ

れば、大納言殿(鷹司輔政)斯迄に申上しうへ御採用なくば、最早此御席に列する詮なし、直に退出すべきなりとて、已に立上らんとせられしを、鷹司前關白殿(輔熙)斯る御大議の場合、しか急激の事をなすべきにあらずと制せられ、尙攝政殿へ、若年故兎角粗忽の舉動に及び、恐入るなりと取成されしが、大納言殿には、尙も座を立たんとせられしに、攝政殿始めて御決心となり、遂に今日の大議を決定せられたりとぞ。

朝議決定

此の如く鷹司輔政の發言は、遂ひに攝政二條齊敬の決意を促がし、愈よ將軍慶喜の意見通りに、朝議の決定を見るに到つた。

此日(五月廿四日)も已に夜に入りしが、戌の上刻比(午後八時比)公(松平春嶽)及び伊豫守(伊達宗城)殿を、鶴の間へ呼出され、傳奏日野大納言殿より、只今朝議決定、攝政殿より勅命を大樹公に渡されたれば、委細は大樹公より今夜御渡しの御書面を、公(春嶽)及び伊豫守(宗城)殿へ見せられ、尙小松帶刀へ、兩人より拜見致さすべしとの事なりき。退朝は亥の中刻(午後十時—十一時の間)に及びけり。

慶喜勝利

以上叙し來りたるところによれば、這回の宮中會議は、實に五月廿三日の午後より夜を徹して、二十四日打通し、其の夜に及び、殆んど二晝夜に跨がりたるもの。然も當初より將軍慶喜は、幾日を宮中に過すも、苟も其の目的を達せざる限りは、決して退出せずとの決心通りに、やりつけたるもの。慶喜としては、恰も勝利者であるかの如き立場を占め得たるに幾しと云はねばならぬ。

勅書本文

扱て朝議の結果、下降せられたる勅書は左の如し。(此れは板倉閣老より、越前藩邸の留守居を召喚して交附、他皆な之に倣ふ)

松平越前守

兵庫開港等之儀に付、別通之通、御所より被仰出候間、此段爲心得相達候。

五月

兵庫開港之事、元來不容易、殊に先帝被爲止置候得共、大樹無餘義時勢言上、且諸藩建白之趣も有之、當節上京之四藩も同様申上候間、誠に不被爲得止、御差許に相成候、就而は諸事屹度取締相立可申事。

一 兵庫被停候事。

二 一 宮中會議の模様(五)



一 條約結改之事。
右取消之事。

松平越前守

長防御所置之儀に付、別紙之通御所より被仰出候、尤御所置之品は、猶改而可被仰出候得共、先此段相達候。

五月

二條氏の苦境

長防之儀、昨年上京之諸藩、當年上京之四藩等、各寛大之御處置可有御沙汰言上、於大樹も寛大之所置言上有之、朝廷同様被思召候間、早々寛大之所置可取計事。此の如く勅書は、全く將軍慶喜の注文通りに天降りした。然も此の勅書の中にも、兵庫開港に就ては、慶應二年十月五日、前將軍家茂に對し、横濱、長崎、箱館三港の開港を勅許あらせらるゝと同時に、兵庫開港を許さず、且つ條約改正をも命せられたる、それを取消さねばならぬ始末にて、二條攝政に於ても、頗る苦しき立場であつたことは、固より當然のこと。されば勅書の中にも、「無餘義」とか、「不被爲得止」とかの文句が故らに挿入せられてゐる。但だ長防一件を「寛大」の二字にて包括し、それ

を具體的に指定せざるに就ては、更らに物議を後に殘すものであることは、やがてそれが證明せられた。

尙ほ松平慶永が廿五日付、山内容堂に答へたる書中に、「昨日參内、同夜不眠、昨夜四つ半(午後十一時)過退朝、一大戲場の觀隨分疲勞仕候呵々」とあれば如何に其の會議の永引き、參集者を困殺せしめたか、判知る。

【三】 宮中會議に關する朝彦親王の御日記(一)

本會議に於ける親王の立場

如何に五月二十三日——二十四日の宮中會議が、容易ならざる經緯を経て、評決せられたるか、は、前記(參照一七二)にて詳なるが、之を傍證す可き朝彦親王の御日記がある。親王は、徳川慶喜とは、親善の關係であり、二條攝政とも相好かつたが、但だ對外問題に就ては、本來の攘夷家にて在し、その爲め、徳川慶喜の西洋かぶれを、甚だ快しとせず、さりとて、斷然二條攝政と絶ち、將軍慶喜を向ふに廻はして、相ひ聞くこともない。されば今回の會議に於ける親王の立場も、頗る複雑なるものがあつた。

將軍三侯
參内決定

廿二日(慶應三年五月)乙亥快晴。
一 澁澤成一郎參る。明日大樹、春嶽、大隅守、伊豫入道等を引い、攝公え參候に治
定之旨申出る。承知之旨答。

一 御所使到來□り、柳原也。

明日御評議に付、參内之義被觸短書に、大樹三藩參内、大事件言上、附ては是非出
仕候様示也。

此れにて如何に朝廷側では、將軍慶喜が、三藩侯を率ゐて參内するに對し、準備を
なしつゝ、あつたかが判知る。

同廿三日 丙子曇 午後より大雨。

原の奔走

一 原市之進大樹之使に參る。右は今日速に兩條共、勅許に相成候様内願、且鷹
(鷹司)にも其邊可然旨、被申候由、仍予(朝彦親王)於も、同意之旨答。前關公(近衛忠顯)へ、以
封中同意段申入る。承知之旨也。

如何に原市之進が、朝廷の高官の方々へ、運動したるか、想ひやらるゝ。

一 未下刻(午後二時)令伺公。大樹參内、然所三藩不參之旨、仍て春嶽は武傳へも御

春嶽を召
す

斷申上候故、被召候。同人夕景參内。
事實此の通りだ。

返答案治
定

右に付、外二藩又々被召候。○戊午刻(午後九時)比、薩州不參、所勞之旨也。伊豫入道(伊
達宗城)子刻比(午夜)參内、同人參内迄に、大樹、春嶽、越中守(松平)伊賀守(板倉)美濃守
(稻葉)等、攝公以下一同兩役迄面會之處、三藩防長之所置寛大之御沙汰相願度、其
上兵庫開港被爲有度旨也。於大樹兩様一事に御聞濟相願度、由咄候、休所に歸り、
評議之處、異論種々有之候へ共、先防長之處、寛大之御沙汰可然旨、兵庫之義は、後
より御返答可然被治定候。

此れは朝彦親王、山階宮、二條攝政、及び近衛鷹司の前關白等の評定の結果であら
う。

慶喜二件
同時請要

大樹、春嶽、伊豫入道等面會、防長之義、寛大御沙汰候處、先異論ながら、大樹に御ま
かせ也。兵庫開港云々は、後よりと達之處、期限も候事故、是非兩様御聞濟、從大樹
願之事。

朝廷では、異論ながら、長防寛大の一件は、將軍に一任す可く、兵庫開港問題は他日

に譲るとの評定であつたが、將軍は期限もあるから、是非二件同時に、固く請要したことが判知る。

同二十四日 丁丑 雨。

一、先段つゞき

仍而天明比、又々衆議にて、今一應大隅守(鳥津久光)を被召候上、御治定候、併使人體春嶽か、伊豫よりの内と治定、其段武傳日野を以、御沙汰之處、御斷押而被申付候處、左様ならば、彼家老召出可申聞旨、春嶽、伊豫等申に付、其義にまかせられ候。然處家老小松帶刀參り候由、午前矢張御斷申出る。

鳥津は遂ひに來らず、家老小松帶刀來る。

ほゞ決定

薩州家老借建迄不出内、防長之處、寛大兵庫開港被爲免、伺之上、攝公(二條)兩前關公(近衛、鷹司)右邊内談候處、ほゞ治定、書取内々予(朝彦親王)始へ被爲見候。文言之内、加筆も有之候。仍内公(内大臣近衛忠房)不服之模様、此治定午比也。

兎も角も廿四日正午比には、兩件共に、將軍の請要通りに、朝議治定あらせらるることとなつた。然も此儘それがすらくと通過しなかつたことは、下記によりて

分明だ。

【三三】 宮中會議に關する朝彦親王の御日記(二)

朝議まことに決せんとす

朝彦親王の廿四日の所記は、尙ほつゞく。

然所今朝所にて、有栖川兩宮(輔仁、熾仁兩親王)、式部卿宮等被召候事、予常陸宮等より、式部卿宮は御斷申入候處、攝公以下承知候事、諸家被召候。午比追追參内候。未比(午後二時比)有栖川中務卿宮始へ、表向御書取拜見、一同存意無之旨答、兩役も同様也。

此れにて有栖川宮輔仁親王始め、議奏、傳奏の兩役、何れも異議なく、朝議正さに決せんとしたることが判知る。

群議紛々

申(午後四時)比より段々諸家參内、異論有之旨傳承。異論は防長寛大之所は無議論、只々兵庫開港云々は先帝之以御思召被止候を、只今御開濟と相成候義不宣。大樹一昨丑年三港外兵庫開港は不致旨返答、然を只今ケ様に申出すキ(儀か)、全く違勅に候。先帝之思召通、鎖港又は攘夷等の御沙汰有之候様との由、正三(正親町三

諸家參内とは、總參内を申渡したる結果だ。而して此れが爲めに一旦評決せられたるものが、又たしも群議紛々となりて、底止する所を知らざらんとした。

天下瓦解を恐る

今朝之處、諸家へ御示之旨承置候處、矢張所存被尋下相成候。今朝鷹大(鷹司大納言)輔政之心附、予へ相談候は、諸家參内之上、異論相生、説得等いたし候事は、六ヶ敷事故、其邊如何と被申候故、同意旨答、直様予始議奏、正三(正親町三條)、柳原等へ面會、右之見込申入候處、議奏邊にては、左様にも不相成、諸卿は先々異論有間敷旨返答なり、一同押て不申開候也、然所夕景之處、實曰大樹決心之模様、實に天下只今に瓦解と存、歎息。

公家總參内となれば、異論蜂起、衆議紛囂、到底收拾し難き情勢を招致するの虞あるを以て、鷹司輔政と朝彦親王とは、豫じめ此事あるを慮り、朝彦親王は、之を議奏の正親町三條實愛、柳原光愛に注意あらせられたが、彼等は別段心配なかる可しとて、それを顧み無かつた。然るに果然總參内の結果は、蜂巢を衝き壊はしたるが如き有様となつた。然も將軍慶喜は、苟も勅許を得ざれば、斷じて宮中を退出せず

との決心を示したれば、天下只今に瓦解と嘆息せられたのも、親王としては、決して不思議はなかつた。

親王等退す
出せんと

併鷹大(鷹司大納言)は、押前刻之御書附被出候様、再三攝公へ被申候へ共、御返答も無之、途方にくれ候。然所鷹前關公(鷹司輔政)予へ被申候には、とても不及力に候故、新帝へ對、恐入候得共、決心御用向御理申入、退出と被申候故、尤麿香間入來也。鷹前關公子、九條鷹大等一時に同意、直様攝公に可申入と申す。山階も同意之旨、同道廊下にて、近前關公に出合候故、右之決心之由咄之所、是又同意、八景之間代へ參り、予(朝彦親王)第一にて、何分微力御用勤兼候故、只今より御用向御相談御理申入れ置、直様一同退出も申入、休所迄退く。

親王御本意

此れは示威運動であつた乎、將た眞實、只今より御用向御相談御理申入れたのであつた乎、何れにしても攝政側に取りては、此れは由々敷事であつたに相違あるまい。當時朝彦親王の本意は、何れにあつたにもせよ、其の御日記に現はれたる文意によりて察すれば、兎も角も將軍慶喜の意見通りに、朝議に於ても許可ありて然る可く、而して公卿一同には、それを告示するに止め、之を諮問す可きものでな

いとの見見であつた。されば今朝之處、諸家へ御示之旨承置候處、矢張所存被尋下相成候と記して、頗る意外の感を漏らしてある。

親王不平の因

されば親王の不平は、寧ろ攝政等の措置が、生温くして、徒らに衆論を沸騰せしめたるを、憤慨せられたるが爲めと察する外は、あるまい。要するに親王には、幕府側より預じめ其樂が廻はりたるものと察せらるゝ。

【二四】 宮中會議に關する朝彦親王の御日記(三)

親王辭任申出

朝彦親王其他の方々、何れも、只今より御用向御相談御理申入れ置、直様一同退出も申入、休所迄退かれたる迄の成行は、既記の通りだ。(參照 三三、三三)

議奏一同理に休所に入來、尤兩前關公(近衛忠熙、鷹司輔顯)にも、麿香問代へ一時に被退候故、議奏入來之義と存る。段々子細兩前關公に伺之模様、予へも同斷に付、兩前關公昨日來御苦心、且於役人治亂何れに目を被附候哉、難分、何分微力故、御理申上る旨申きり候。

此れは朝彦親王が、自から議奏一同に、其の辭任の已むを得ざる所以を陳述せら

れたるもの。

日野も同斷理り參る。

日野等の宮慰解

日野とは權大納言日野資實のこと。彼も亦た議奏同様、親王等の辭任に付き、彼是と慰解の言を做したるものと察せらる。

攝政の慰解

一同退出は先見合、控え居候處、攝公麿香問代に入來、兩前關公へ斷、中務卿宮(有栖川織仁親王)、予(朝彦親王)へも同斷、且退出見合候様被申、則承る。其後又候退出申出る。同斷、仍て見合。

親王等退出

議奏、傳奏の力、抑留する能はず、仍て二條攝政自から出で來つて、此の如く慰解、苦請したのであらう。然も朝彦親王等が、屢ば退出を申出つゝも、遂ひに見合せた所以のものは、其の本心は未だ必らずしも辭任を必須とせざりし爲め乎、否乎。其後日野何々書取持參之處、兩前關公はもはや退出、予は被爲見候へ共、國事御斷申入候後、故拜見御理申入る。中務卿(有栖川織仁親王)宮始、一同退出、攝公へ伺聞濟、仍退出候。戊午(午後九時)比也。

此の如くして朝彦親王等は、攝政の承允を得て退出した。以下は親王の此の事件

に關する評論だ。

親王の御
評論

右様に相成候は、是全く近兩公(近衛忠照、同忠房)餘りサ(薩の略字)之説行と被欲候故、昨夜來無用に時を費し、疲勞限りなく、一同困苦候。然にまた今日も御返答延引之旁など、被申出、殊に夕景之處にて、何ヶ非藏人口へ參り、内公(内大臣近衛忠房)柳原等談之處、先段之義に付破候由也。

乃ち親王は、此の如く事件が長引き、糾紛したるは、畢竟近衛父子が薩藩の意見を、行はんが爲めに、故らに斯くしたるもの。内大臣近衛忠房の非藏人口にて云云とあるは、此處にて薩士と何事か談合したるを斥したるものであらう。

尙ほ五月廿七日の項を見れば、左の如き記事がある。

辭任取消
慈愍

一 日野大納言、葉室中納言等入來、攝公使也。

過日辭退被召止、早々國事掛如元御請出仕候様示也。

日野、葉室兩人は、攝政二條齊敬の使者として、親王邸に參候し、其の辭任取消を慈愍した。

親王御意

予申入る、先帝崩御後、惣而先朝の被遊候件々、於朝廷御破。然を廿四日正三(正親

町三條實愛) 咄には、諸卿、長防は寛大、兵庫開港は被止候。若大樹もちいす候へば、將軍職被召止、他人に被爲命可然旨評議之由。此義於予はなはだ不承知。朝廷に被置、先帝之思食被奉義無之に、外臣を違勅と御察當有之候共、誰にせよ不服。是天下之亂階を、從朝廷被開候義と存故、御斷申入候次第。此後所、先帝思食之處被奉候義、伺候迄は、出仕之義御斷併是迄御破件件如元と不申入。只此後急度先朝之思食之處、少々成共被奉候處、相願度旨申入る。其餘議奏の不束ヶ邊、二ヶ條申入候處、尙攝公に申入、御返答可申入旨、兩卿返答也。

とある。此れによりて見れば、朝彦親王の態度は、寧ろ將軍慶喜側を庇護するの傾向あることは言外に看取することが出来る。

【二五】 正親町三條實愛の所記

慶喜の意

如何に廿三日——廿四日の宮中會議に際し、將軍慶喜が、強硬なる、否な殆んど高歴的態度もて臨みたるかは、伊達宗城の日記に、
大樹公今日之舉動、實に朝廷を輕蔑之甚敷、絶言語候。

とあるを以て、之を想像することが出来る。
尙ほ當日議奏の一人として、硬派の代表者とも云ふ可き正親町三條實愛の日記によれば、

會議參列者

廿三日 晴陰不定、蒸暑。

午半斜 參内、國事御評議可有之云々。大樹並松平大藏太輔、島津大隅守、伊達伊豫守等同可參上之由也。然而臨期三藩不參、仍召遣之處、大藏太輔、伊豫守參會於便所攝政、尹常陸兩宮、前關白、内大臣、左大將、九條、鷹司兩大臣、兩役等出座、且大樹三藩并老中所司代、若年寄等出頭。

此れは會議參列者に就て云ふ。

慶喜發言

大樹申上、今度越薩、土、豫四藩等上京、防長處置寛大可然、兵庫開港可有之等申立、兩條於幕府同意、仍奏上奉願、天許云々。

此れは將軍慶喜の發言。

評定梗概

然而防長寛大之儀は、勿論可然、但取扱之處に於て、四藩所存と幕府見込、頗有違却、仍双方調和之上可取計。又開港之事は、諸人無異議之上、可被決答旨議申。

此れは評定の梗概。

慶喜即決主張

然而大樹速可被決答旨、幕願之、此衆議談判不決定、長日終暮於灯下、應接談論、短宵徹明了、人々疲倦困窮之至也。

とある。乃ち將軍慶喜が、即時即決を主張し、固く執りて動かさず、然も朝議は紛紛として容易に決せず。此の如くして長日、短夜を過ぎて、翌廿四日に至つた。

諸臣總召集

廿四日陰、蒸熱如昨日、時々暴雨。

昨夜徹宵、今日猶衆評如昨日。然而尙不及調談。防長寛典は、衆人異議無之、於開港は必異論可有之。又於外夷事件は年來諸臣被示下、或被尋所存。況今度近海開港、實に大事件之間、諸臣可被示條、當然之間可計由、申入于攝政殿。

此の如くして諸臣總召集となつた。

三番所當勤、並小番御免等召設申聞之。諸臣或申異議、或錯默。然而憚時勢、多分不申存意。人情偷安、慨嘆之至也。

總參集の結果に就て云ふ。一方では置々で困り抜いてゐるに、他方では「多分不申存意」として憤慨してゐる。

實愛の態度

是等之事件紛雜、長景終亦及日沒了。此間大樹切迫申募、然而予等專制之、不肯然處應司前關(輔政)同亞相(慶司輔政)等父子發異論。親王、丞相、攝家衆皆欲退出、頗及瓦解、甚以不審、忿怒之至也。專阿媚于幕府、不思慮國難、可惡可惡。然而一同雷同、不可制馭。仍予、柳原、長谷等申所存之處、當役周旋不善に付、公武生間隔、依之不忍傍觀、欲退出之旨、密々被唱之旨也。依之又予、柳原、長谷等申立退役之儀、攝政被慰諭之。然而先相鎮、乘此舉、幕府差迫申催促之間、攝政狼狽、此隙に乘じ、前書之人々惣而幕府申立之通、可被行主張之。於今は難拒之間終に事々件々幕府所存之通議定、以書付大樹に被仰下、長防之儀寛大開港被許等之儀、年來苦慮水泡、悲憤唯大息而已。

實愛近衛同腹

正親町三條實愛は薩藩等の申立にて、再び起つて議奏に任せられたるもの。されは彼は薩藩の手先と云はずんば、寧ろ薩藩への同情者の一人であつた。乃ち彼は内大臣近衛忠房等と同腹であつたことは、固より云ふ迄もなし。而して彼が翌二十五日付にて、辭表を提出したる文句中にも、

實愛辭表文首

昨廿四日兵庫開港之事件に付、御爲方と見込候儀、却て不束之次第と相成、何共

惶恐仕候。依之退役之儀伏奉願度存候。復役未及一句、忽辭役奉願段恐懼之至に候得共、何卒依請被開食候様、偏願存候也。

とある通り、彼は兵庫開港即時勅許に反對したることが判知る。而して此の兵庫開港問題は、否幕府黨に取りては、困幕、窮幕、窘幕、倒幕の殆んど唯一武器とも云ふ可きものであつたことは云ふ迄もない。

第六章 勅許に對する薩藩の異議

【二六】 四藩の伺書

薩藩苦情 折角に二晝夜打續きの大評定を經、將軍慶喜が、一大決心と、一大努力とを以て、勅書下降の目的を達したる、長防處分、兵庫開港の二大要件も、忽ち薩藩側から、苦情を持ち込まれる、仕合となつた。其の顛末は、松平春嶽側の記事に詳である。

廿五日(慶應三年五月) 夕八つ時(午後二時) 出邸、伊達伊豫守殿を訪ひ、夫より松平容堂殿の許に至らせらる。此日伊達殿入らせられし時、小松帶刀、大久保一藏來り、昨日朝廷より幕府へ御下附ありし御書付中、四藩各寛大之所置可有御沙汰言上とあれども、四藩の言上は、單に寛大とのみ申上し事にてはなく、大膳父子官位復舊等、寛大之實跡をも立させられたる上、開港之事に及ばれ、然るべしと申上し事にて、事實相違せり。

四藩意志を疑ひ 果然薩藩から一本突き込んだ。此れは正しく事實相違と云へば、事實相違だ。幕府

から申譯すれば、單に其の大意を概括したと云うであらうが、薩藩側から見れば、幕府は四藩の意志を矯めたと云へば、云はれぬことはない。

伺書草案

されば此相違せし次第を、四藩より伺ひ出べしとて、伺書の草案を出しければ、公(春嶽)伊豫守殿へ御相談ありて、草案の字句等改削の上、尙容堂へも相談すべきなりとて、伊豫守殿御同道にて、土州殿の許に至らせられしなり。小松、大久保の兩人も、土州殿の許に參り、尙又同書修正方の御相談ありて、夜五つ時(午後八時) 前歸邸せられぬ。

小松、大久保とあるが、此の問題の主なる舵手は、大久保一藏であつたことは、疑を容れない。乃ち鳥津久光は勿論、春嶽、宗城、容堂、何れも大久保に案内せられて、行く可きところに行いたものだ。

騒亂引出

兵庫開港、防長御所置二件は、當時不容易、内外之御大事と奉存候。全體幕府防長再討之妄舉は、無名之師を動、兵威を以壓倒可致心積之處、全く奉功に至らず、天下之騒亂を引出し候次第故、各藩人心離叛、物議相起候時宜御座候。

時代推移
急激

斯る文句を、大名から公然と、朝廷や幕府へ持ち出すなど、は、嘉永、安政の時代に

は、とても思ひも及ばざるところ。乃ち萬延、文久、元治に至りてさへも、亦た然る可きもの。然るにそれを平氣で、然も御家門の隨一たる越前家の主や、幕府と特別の縁故ある山内家の主やの名を加へて提出するに到りたるを見れば、亦た以て如何に時代の推移が、急激であつたか、判知る。

公明處理の要

就而は即今被爲立國基候急務は、公明正大之御所置を以、天下に不被爲臨候而は、一圓治り不相付候に付、防長之儀は、大膳父子官位復舊、平常之御沙汰相成、幕府正大之實跡相立候儀、第一と相心得申候間、判然明白御實跡相顯候上、天下人心始而安堵可仕候得ば、第二兵庫開港、時務相當之御所置被爲在、順序を得可申兼而勘考仕候。

此れが彼等四藩の意見だ。

先般蒙御下問候得共、未勅問對答不仕内、前條二件順序區別を以、幕府へ申出置候。

此れも四藩から云へば、先づ此の通りであつた。

意外御書付

然る處、昨廿四日防長之儀は、寛大之所置可取計、兵庫開港之儀は、當節上京之四

藩も同様申上候間、誠に不被爲得止、御差許に相成候云々、御沙汰之御書付拜見仕實以意外之次第、不堪驚愕仕合御座候。

是れ彼等四藩が抗議を發せざる可からざる所以。

從朝廷御沙汰之儀、容易可申上筋に無之、甚恐懼之至奉、存候得共、皇國重大之事件、事實相違之儀、默止罷在候場合に無御座候間、不得止一應奉伺候。

五月

松平容堂

伊達伊豫守

島津大隅守

松平大藏太輔

此伺書は、島津殿知邸、傳奏日野大納言殿へ持參せり。

乃ち此の伺書は幕府に向て、なく、朝廷へ向つて差し出した。然も目指す相手は朝廷ではなく、幕府であり、幕府と云うも、其の主體たる將軍慶喜に對して、あつたことは、萬々疑を容れない。

【二七】 長州寛典處分と幕府

越土字寛
典贊成理
由

長州を寛典に處するの具體案は、一切舊時の情態に立ち返らしむることだ。官位も元の通り、封域も元の通り、何も斯も元の通りたらしむるにあることだ。此れは主として薩藩の意見であつて、薩と長とは當時既に攻守同盟が立派に成立してゐたから、斯る意見を提出するは、決して異しむ可きではなかつた。但だそれに容堂や宗城や、特に春嶽が賛成したるは、如何なる理由であつたか、それは最早長州に對しては、力を以て制し難き現状に即して、利害得失打算の上より、斯く決心したのであらう。而して事實は薩との因縁よりして、看す／＼薩論に加擔したものであらう。されば幕府として之を鵜呑に吞み難き事情も、亦た諒とせねばならぬ。當時幕府に於て、尤も有力にして且つ頼母敷味方は、會津であつた。而して會津の對長意見は、尤も強硬にして、他迄長州再征の初心を渝へざらんとし、幕府の對長方針が動搖し、動もすれば軟弱に傾かんとするを見て、頗る憤慨し、藩主容保が、守護職を辭して、歸藩せんとしたるも、別に幾許の理由は存したりとするも、其の主

會津の對
長意見

なる理由の一は、將軍慶喜の對長方針に、不満を懷くが爲めであつたことは、誰よりも慶喜自身が、能く之を知つてゐる筈だ。

慶喜意向

されば一方には、慶喜は其の將軍としての初政に際して、會津の驩心を失はざらんことを期し、他方には、薩を首として、春嶽容堂、宗城等の反抗を慮り、その爲めに幕府は専ら其の處分に關する責任を四藩に嫁し、幕府自身は、已むを得ず四藩の意見を採納して、寛典に出づるものとの立場を作らんとしたのであらう。而して同時に無條件にて官位を回復し、從來の處分を取消さず、先づ長藩の支藩、若しくは家老をして、其の歎願書を出さしめんと欲したものであらう。

春嶽の周
旋

されば比較的幕府に好意を持つ松平春嶽の如きは、此間に周旋し、春嶽、宗城、容堂の三人は、互ひに相ひ諮りて、幕府をして自發的に四藩の意見を實行せしめんとすの工作に従事した。而して彼は若し長人に歎願書を徴し、萬一長人が其命を奉せざれば、更らに再征を延長せねばならぬ虞れあれば、此際さる形式的の手續は、一切省略して、速かに官位復舊、前令取消の沙汰に及ばんことを勸告した。然も幕府側では、頑として之を聽き納れなかつた。乃ち將軍慶喜の親臣梅澤孫太郎が、松平

春嶽の親臣中根雪江に語りし所によれば、

再討の事は、幕府にも失體ある事故、論せざれども、尾老公へ謹慎謝罪申出たる後も、無狀の廉少からず。只管強項の言のみ申出居る事なるを、今日忽に冤罪視して、官位復舊等の事ありては、國家の政典は、何所にあるべきか。後世をして議せしめなば、之を何とかいはん。然れども此節四侯より言上の旨もある事故、歎願に及びなば、此上悔悟謹慎の状況を詳かにして、極めて寛典に處置せられん事を企望するなりとの事なりき。〔續再夢紀事〕

藝藩に周旋命令

惟うに此れが幕府側の本音であらう。されば如何に春嶽等が無條件の寛典説もて、幕府を動かさんと試みたるも、遂ひに其説は容れられず。藝藩家老石井修理を板倉閣老の許に召喚し、長防の件、今度寛大の御所置あるべき旨、仰出されし故、毛利家へ其旨を通じ、更らに歎願書を指出すべきなり。就ては其藩に於て、速に通達に及び、歎願書を出す様周旋すべしと命じた。

藝藩謝絶

然も石井は寛大の御沙汰は従前より屢の事、歎願書の提出も亦た屢ばの事、此上歎願書を出せと達しても、彼は必らず承諾は致すまじ。されば藝藩では此の役目

は、御免を蒙りたしと言ひ切つた。然も板倉閣老は強ひて之を命じたから、石井は然らば四藩へ内談の上、何分の御受に及ぶ可しと答へたが、板倉は内談杯は斷じて無用、只だ藝藩限りにて取計へと命じた。

【二八】 幕府長藩の歎願書提出を固執す

幕府の處分順序意

四侯對幕府の問題は、専ら長防處分問題に集注し、將軍慶喜も勿論寛大には異存なきが、但だ問題は寛大の程度である。而して其の具體案である。更らにそれよりも焦眉の問題は、如何にして此の寛大を實行するかにある。即ち幕府側では飽迄長防を叩頭せしめて、而して後寛大の處分を施さんとしてゐる。約言すれば先づ彼等より歎願書を出し、改めて謝罪の意を表せしめ、而して後之を寛典に處せんとするのだ。

春嶽、容堂調停

此間に於て周旋尤も努めたのは、松平春嶽だ。而して病氣であり、若しくは病氣と稱して、入京後、表面に立ち働かざる山内容堂も、恐らくは春嶽同様、或はより以上に幕府の同情者であつた。但だ此の兩人は、一身兩體の使ひ分けにて、寧ろ薩と與

にして薩をして幕府に負かざらしめんと欲したものであらう。然も幕府側では執拗にも春嶽等の薩論賛同を不是として、その調停説を容れなかつた。

廿八日(慶應三年五月)中根雪江、原市之進の許にいたる。昨日梅澤孫太郎が申聞し意見(按ずるに長防より歎願書を徴するの意見)につき、公(春嶽)は夜更に重臣を集めて、反復其の時宜を講究せしめられしが、此際歎願書を要せられては、到底太平を破り、亂階を啓くに至るべければ、矢張迅速寛典の御處置に及ばれざるを得ずとの事に決せし故、其意見を申入るゝ爲めなり。

越前に於ては、到底歎願書を徴するも、長防からは、之を提出す可き見込なきを洞察し、寧ろ此際幕府より自發的に寛典の處分を持出すに若かずとの意見だ。

中根、原に面會して、昨夜講究に及びし次第を詳述し、迅速寛典の御所置を仰出され然るべしと申入れしに、原、昨日梅澤の申しし如く、歎願書を要する方の議を執て、頗りに辯論せり。仍て中根も反復議論に及びしが、原遂に歎願書を要すれば、亂階を啓くべしと申さるれども、歎願書を要せざれば、彼をして驕傲侮慢を長せしむべし、故に是も亂階を啓らくなりとの説を立、議遂に協はずして立

原の拒絶

歸れり。

慶喜原の
一體

此の如く原市之進は斷乎として、中根雪江の無條件寛典説を容れなかつた。原が容れないのは、將軍慶喜の容れない所以だ。彼等兩人は殆んど君臣一體と見る可き關係であつた。之に就て伊達宗城は、五月廿八日附、松平春嶽への答書に「大樹公之英明にして、海外之事情は洞察、内地之人心形勢にくらき事何故ぞや、不可解候」と云うてゐるのは、彼等の立場から見れば、尤の次第だ。

尙ほ五月廿八日、松平春嶽は、登營の上、親しく將軍慶喜に面して、此事を具陳した。五月廿八日九つ時(正午)過出門、登營せらる。今日は薩宇兩侯へも登營あるべき旨達せられしが、兩侯は御斷りにて登營せられざりき。此時大樹公仰、一橋に在りし比は、是非とも長防は討伐する所存なりしが、將軍となりし夜は、もはや討伐すべからざるを悟れり。又其所置かたも官位復舊、領地如故等、充分寛大之積りなり。しかし歎願書出ざれば、其所置に及び難しと仰せられし故、公(春嶽)尙又強て歎願書を要せらるゝは、得策にあざらる旨反覆申上られけれど、大樹公聽入れられざりき。七つ半時(午後五時)歸邸せられぬ。

春嶽具陳
慶喜不肯

對長問題
對立

此の如く越前君臣の折角の骨折も、到底將軍慶喜の志を移す能はず。而して伊達宗城の心配も、其効無く、今や對長問題に就ては、幕薩は正しく屹立相ひ對立の姿となり、双方頑として相譲らざるの勢を爲すに至つた。

【二九】 板倉閣老の對薩態度

薩藩見切

當時薩藩にては、蚤くも見切りをつけたるものらしく、五月廿九日越前の酒井十之丞が、薩の大久保一藏を訪問し、松平春嶽登營の際、營中評議の次第(參照 二八)を語りたるに、

大久保云、實に残念なり。畢竟歎願書を要せらるゝは、再討の脈絡を繼がるゝものなれば、大藏太輔(泰譽)殿御同意なされざりしは、誠に御尤なり。藝も此節御請に及ばざるべければ、此上誰れも彼れも御同意するものなきに至り、幕府始めて了解せらるべし。最早其機を待たせらるゝ外なし。

大久保心底

此れは全く見切りをつけたる文句だ。酒井が果して大久保言外の深意を領取したる乎、否乎は知る可からざるも、大久保の底心は、最早平和的解決以外の手段を

取らねばならぬ時勢の推移を看破したるものであつた。

幕府薩を
睨む

然も幕府側では、薩の長州寛典論を以て、天下治安の策と認めず、却て之を以て薩の野心を逞うせんとする奸策と睨んでゐた。それは六月朔日(慶應三年)越前の本多修理、酒井十之丞が、二條城中に於て、板倉閣老と應接の際に、同閣老の所言に徴して分明だ。

板倉閣老曰く、長防の事、再討ありしは宜しからず。故に今日寛典に處せらるる事は、同意なれども、先年尾張殿惣督にて、罪を問はれし時の如く、謝罪狀を出すか、又は歎願書を出さざれば、寛典に處せんとするも詮議を起すべき根帯なく、實に漠然たる事なり。其上薩に政府を助くる誠意あらば、尙可なれども、素より誠意ありとも認めがたければ、強て歎願を要せず、寛典に仰せ出されても、矢張天下は治まらず、直に亂なるべしと申されし故。

此の如く幕府も蚤くも薩の幕府に對して誠意なきを看破してゐた。兩人(本多、酒井)今日の時勢に方り、歎願書等の小事に拘泥せられては、更に再討の昔に戻る外あるべからず。尤將來は亂に至るべきか測りがたけれど、今日は

本多、酒
井辨説

尙治なり。然るに測りがたき將來の亂を、今日の事と見らるゝは、是好んで危道を踏まるゝなり。且薩を毒物なりと認めらるゝなるべけれど、其毒を惡まるゝのみにて、解毒の方を施されざるは、無策の至りなるべしと申ししに。此れは兩人の申分。

寛典の害

閣老、四藩の申立によりて、歎願に及ばず、寛典に處せらるゝ事とならば、四藩は快く思ふべけれど、自餘の藩々は、これに反して不快に思ふべし。其上今日寛典に處せらるれば、彼れは専ら己れの力にて、寛典に處せられたる様に長へ吹聴し、私恩を賣るなるべしと申されしが。

板倉見解

當時尤も賢明と稱せられたる板倉閣老さへも、斯る時勢の活機と飛び離れたる見解を持つてゐた。幕府の瓦解も強ち意外の事ではあるまい。薩が長に私恩を賣るなどの心配は、全く無用だ。當時薩長の間には、既に攻守同盟が成立してゐたではない乎。此際に於て私恩を賣るも買うも、あるものではない。板倉閣老は又た曰く、

若四藩申立の如く仰出されたらんに、は、四藩の意見によりて、寛典に至りし事

となり、取も直さず、薩に私恩を賣るの地を興ふる道理なれば、一旦此機を外し、一兩年計も指延然る上仰出さるゝ事となりたらば、宜しかるべしと申されたり。

とおれば、板倉の態度は、四藩の中にて、他の三藩は兎も角も、薩に對しては、十二分の不信用、十二分の警戒、而して十二分の憎惡を挟みゐたことが判知る。然も此れは決して板倉閣老一人では無かつた。

【三〇】 幕薩對立の情勢

原の對薩感情

當時幕府に於ては、長に對してよりも、寧ろ薩に對して、尤も感情を害し、若し長が陽敵ならば、薩は陰敵にして、陰敵の警戒す可きは、陽敵よりも酷だしく認められた。されば板倉閣老のみならず、監察原市之進の如きも、薩に對しては頗る憎惡の情を湛へてゐた。

六月朔日(慶應三年)毛受鹿之介を、原市之進の許に遣はさる。是も昨日中根雪江柳營にて、永井玄蕃頭へ申立し趣を、尙又申入れらるゝ爲なり。

此れは松平春嶽が、長州處分に關する無條件寬典運動の繼續だ。毛受其趣意を申出しに、原四藩の申立も尤なれど、他の藩々よりの申立もあれば、四藩の申立のみ専ら御採用にも至りがたきなりと答へたり。此れは月並的の返答だ。

薩の反覆

此時原又、近來薩の反覆殊に甚し。小松(帶刀)の如き、從來互に懇語に及び居る間なるに、過日營中に於て、面會しけれど、今日斯くまでの事を申出べき内情を申聞けず。

此に到りて滿腔の對薩感情を爆發し來る。

薩の討幕計畫

且薩は曾て討幕論を主張し、外國人へ加擔を依頼せし事明白なり。則是なりとて、懷中より櫛の葉の形したる圖に「薩摩琉球國」の五字を書きたる印影を取出して見せ、此印影を外國に交附して、依頼の證とせり。實に惡むべきなりと申聞しが、毛受笑て、古より豪傑の士、天下に隙の乘すべきあれば、必其志を起すなり。唯善く之を取するを、名君良將とするかと存するなりと答へたりき。

此の印影は、恐らくは岩下左次右衛門(方平)等が、佛國巴里大博覽會に、琉球の名義

もて出品したる際のものであらう。之を以て薩が討幕の加勢を、外國に依頼したる證となすは、餘りに穿鑿に過ぎたれども、薩に討幕論の擡頭しつゝ、あつたことは、決して疑を容れない事實だ。

春嶽魁を投ず

然も越前の君臣は、他迄幕薩の間を彌縫し、歎願書を徴せずして、長州寬典の處分を實行し、此れを以て政局を好轉せしめんと努力したが、流石に松平春嶽も殆んど魁を投ずるに到りたるは、六月二日付にて、伊達宗城へ與へたる書中に、

僕一時頃より登營仕候而、拜謁之上、寸衷竭、驚鈍申候處、何分大樹公頗御困窮之御様子には、伺候得共、御採用と申所にも至兼、尙例之御勘考にて相濟申候。僕之不才、陳啓不行、屈儀と、自反恐縮仕候。結局不決、嗚呼之四字に付し申候。此上於僕は、盡力之致方も無御座候。

とあるを見ても知らる。

中根の原忠告

尙ほ六月四日には、中根雪江より、原市之進へ、長文の書翰を與へ、理りを盡し、情を極め、懇々忠告する所あり。

昨今之事情、今一度御催促之朝命降下候はゞ、先づ奉勅淹滯之名義を生じ、再命

に立至候は、最早違勅之名義を唱出候事に可相成、此時と相成、内々如何體之委曲有之、被仰譯相立候事にもいたせ、天下囂々、討幕之聲を鳴らし候勢と相成候は、乍恐幕府之御權柄も、夫限之事と相成可申候。

幕藩對立
愈鮮明

と極言するに到つたが、原は之に對して單に領收證を交付したばかりにて、遂ひに返書を與へなかつた。惟うに原等の眼中には、越前なども薩にあやつられて、餘計なるお節介をなすものと認めてゐたのであらう。さりとて幕府自身にも、今更ら薩に向つて打撃を加ふ可き勢力もなく、今は愈よ幕藩の對立が、漸く鮮明となりつゝあつた。

第七章 幕藩の對立

【三一】 徳川慶喜の二問題に關する觀察 (一)

慶喜薩長
合體を知
る

當時の將軍慶喜は、果して如何なる意見を持したる乎。今ま彼が自から語る所を舉ぐれば、實に左の通りだ。此れは久しき年時を隔てたる追憶談なれば、當時の感情其儘でないことは勿論であるが、然も其の輪郭だけは、間違あるまい。蓋し此れは慶應三年五月廿三日——廿四日に亘る朝議に就て、彼が質問者に答へたるものだ。

此節の一體の大體を話さなければ分らぬ。此の兵庫開港のことは、島津がもうあの時分には、長州と密に合體して居たのだ。それで兵庫開港は勿論、何も異議はない。なれども長州の御處置と共に行はれるやうにしたいといふのが、薩州の論だ。

事實薩長の同盟は、當時既に成立してゐた。但だ當時果して將軍慶喜は、それを熟

越前宇和島薩に同意

知してゐた乎。それは何とも保證の限りではないが若干それを喚ぎ出してゐたことは、或は然らんと思ふ。
それで越前、宇和島、皆薩州に同意したのだね。けれども兵庫開港の方は、開くとか開かぬとか言へば、それで済む。開くなら開くと決答すれば、それまでの話。然るに長州の方は、寛大の御處置と言つた處が、寛大にも色々ある。罪のある者の寛大と、何も無い者の寛大とは、同じ寛大にも差がある。それで兵庫の開港と、長州の處置とを二つ並べて、兩方一緒にしなければならぬといふ理窟は無いのだ。

此れは全く其通りだ。

薩州の目論見

長州は長州の處置、兵庫開港は兵庫開港と別のものだ。けれどもあの時分にも、薩州が長州と同意したものだから、丁度幕府では兵庫開港で迫られて窮して居るから、それを一緒にといへば、それなら仕方がないから、長州も宥してしまへ。斯ういふことにしようといふのが、薩州の方の眞の目論見だ。

慶喜薩の

無論此の兩問題は、全く別問題だ。但だ別問題でも、殆んど同時に出來たと云ふ能

目的を知る

はずんば、同時に處分を要する問題だ。而して幕府の痛手は、兵庫開港だ。朝廷は延期、外國は約束通り開港。幕府は双方へ對し、從來二枚舌を使うてゐた。然るに今やその何れかを取らねばならぬこととなつた。何れを取ると云ふことは、何れを捨つると云ふことだ。而して幕府は到底外人を説得して、延期に同意せしむるの不可能なるを知つてゐるから、是非共朝議を廻らして、勅許を得ねばならぬ極所に立つてゐるのだ。薩摩では之を知つてゐるから、此の機會に長州問題を持ち出し、幕府の痛手たる兵庫開港に附隨して、同時に之を解決せしめんとの下心だ。斯く徳川慶喜は、薩摩の魂膽を看破してゐたのだ。

春嶽の仲裁説

此の觀察も、やゝ事實を得てゐる。されど單に議論の上から見れば、幕府は先づ兵庫開港の問題を解決して、而して後長州處分案に及ぶ可しとの論である。此の兩問題解決の順序に於て、互ひに相ひ反してゐる。而して長州處分に就ても、双方寛大に異存は無かつた。但だ幕の所謂寛大と、薩の寛大とは、大なる徑庭があつた。然るに此の兩者の順序論が、水掛論となつたから、之を同時に併行せんとの仲裁説が出で來つた。此れは越前側の記事では、松平春嶽の發議としてある。然も薩は

幕府對立の點

それには衷心から同意はしなかつた。薩は徹頭徹尾、長州問題を先づ解決して、而して後兵庫開港に及ぶ可しと固執した。それは慶喜の猜察通りに、幕府の急所を押へて、其の目的を果さんとしたものと見るも、妨げあるまい。兎も角も薩と幕とは第一は兩問題取扱の順序に於て、相ひ對立し、而して第二は長州問題の寛大の程度——若しくは寛猛——に於て相ひ對立した。尙ほ薩の立論の根據は、西郷、大久保等の島津久光に上りたる意見書が、能く之を語りてゐる。(參照 六二冊八三—八七)

【三】 德川慶喜の二問題に關する觀察(二)

德川慶喜の談話は尙ほつゞく。

一體二つ並べてしなければならぬと云ふ理窟は無いのだ。けれども本はそれなんだ。それで大藏(春嶽)、伊達(宗城)、島津(久光)これがどうだといへば、開港はしなければならぬと斯ういふのだ。それでもう三人の兵庫開港の方の存寄は、ちやんと分つて居る。それからして、島津も開港が宜しいと申したからといふことを朝廷へ申上げた。

四藩の開
港賛成を
言上

此れは幕府が、兵庫開港に尤も急なるから、島津をその方に利用せんとしたのだ。ところが島津は兵庫開港が幕府の痛手であるを觀破したる爲め、之を最後の切札として、容易に此の問題を放下しなかつたのだ。そこで双方の間に、葛藤が出來したのだ。

幕府兵庫
開港決定

然る處が島津の方では、まだ言はぬといふやうなごた／＼したことがあつたが、それはもう斷然と遣つて、外國人の方へ決答してしまつた。

此れは島津の意見如何に拘らず、朝廷の許否如何に拘らず、幕府では、兵庫開港は決答してゐた。されば島津の賛成説を、幕府が殊更らに標榜したのは、畢竟前にも記したる如く、勅許を得るの方便に過ぎなかつた。されば島津方が之に就て、苦情を持ち出したるも、事實は後の祭りに過ぎなかつた。

薩の對長
主張

それで長州の處置は残つて居る。けれどもこれが長州が罪があるものか、無いものかといふ處が極まらぬでは、寛大の出どころがない。處が薩州の方では、まるでもう罪はないものだから、官位も舊の通り復し、總て先前の通りに入京もさせるが宜いと斯ういふ。

舊藩状態
復に急

此れは全く此の通りだ。當時薩の眼中には、長は同盟藩であれば、固より其の前過舊罪を記憶し、若しくは憶起するが如きことは無かつた。而して只だ一日も其の舊状恢復を是れ急としたのだ。

又幕府の方では、さういふ譯にはいかぬ。大體がさういふ譯だ。それで使とか何とかいふことがあるが、斯ういふことは記憶がない。且枝葉のことで、大體がそれなんだ。

枝葉の問題とは、歎願書を長より要すると否との一件だ。幕府側では是非とも長藩が歎願書捧呈を以て、其の先決問題とし、薩ではそれには及ばない。直ちに寛典に處す可しと云ふことであつた。

開港と對
長の別

片方は幕府で困つてゐる開港へ附込んで、長州のことを唯濟まさうとする。幕府の方は開港はしなければならぬ。長州の處置といふものは、先づ罪があるか無いかを糺して、罪があるとなつたら、罪のある上の寛大、無ければ無い處で寛大と、斯うしなければならぬといふのだから、どうも共にする譯にはいかぬ。且又二つ並べてしなければならぬと云ふ理窟はない。斯ういふので、島津の方で

は何でも共にしろといふ處を、もう皆開港でなければならぬといふことになつたものだから、それで済ましてしまつたのだ。其ごた／＼だ。此細かな、誰を使に遣つたの、呼んだのといふことは、一向覺がないが、大體はそれなんだ。(昔夢會筆記)

慶喜薩の
腹見透し

此れは慶應三年五月の出來事を、明治四十三年十月、徳川慶喜其人が語りたるものにして、其の中間實に四十餘年を隔て、ゝゐるから、其の記憶の朦朧たる可きは當然である。但だ慶喜が、島津の論を目して、兵庫開港、長州處分同時併行を主張したと云ふのは、錯誤だ。島津は飽迄長州處分を先にして、而して後兵庫開港に及ぶ可しとの意見を、始終一貫した。但だ併行論は、松平春嶽等の幕府調停の爲めの發議にして、強ひてそれを正面的に反對しなかつたまでだ。然も慶喜が、薩の兵庫問題を手品の種とし、之を利用して、長州處分を幕府に強要し、己れの欲する通りに、無條件に寛典に處せしめんとしたる腹の底は、能く之を看取し得たと云はねばならぬ。

【三三】 徳川慶喜周辺の長州處分硬論

山内容堂
歸國

五月廿七日、山内容堂は、京都を發して歸國の途に就いた。此にて四藩の連合は、其の一角が崩れたとも云ひ得られぬことはない。惟うに容堂は、幕薩の間に處して、寧ろ此際身を以て退避するに若かずと觀念したるもの歟。病氣は病氣としても、寧ろ薩より追々と引ずられ、やがては心ならずも討幕の急先鋒たる可き極所に陥るの危険を豫想して、見切をつけ、歸國したものであらう。

當時幕府側では、慶喜は固より、其の周邊は、何れも薩を憎むこと仇敵も當だならず。特に會津藩の如きは、當初より征長の一點張にて、四藩の寛典説には、少からざる不平を懷きつゝ、あつたことは、左記に徴しても分明だ。

敬親(毛利)の家臣等が、禁闕に向ひて、發砲したるが如きは、其罪免るべきにあらず。然るに今何の言はれもなく、官位復舊を議するは、抑も會すべからざる事なりとす。又無名の師云々の口實も、前に論ずる如く、慶勝卿(尾張前大納言)の退兵を曲解したるものに過ぎず。蓋し是比薩長の提携全く成り、薩は幕府を責むるの

會津藩薩
を惡む

口實を、長州再征に借りたるなり。左るにても慶永卿(松平春嶽)等の意中こそ、會し易からぬ。(京都守護職始末)

近藤勇の
意見

此れが會藩の代表的意見だ。乃ち六月十七日(慶應三年)幕府親藩の會議を催したるに、近藤勇は、其の會場に出席して、左の意見を開陳した。

さて四藩の伺書(參照 二六)には、再討之妄舉、又無名の師を動し杯の語あり。其上大膳父子官位復舊仰出さるゝ様との趣意なるよし。愈再討の妄舉、又無名の師ならば、夫が爲め多數の人命を亡ぼされし事故、先將軍の墓を發く迄にも至るべき筈。紀州とても其師を指揮せられ、甚だ不都合なれば、これまた其まま指置べきにあらず。又大膳父子の官位を復せよとの趣意は、父子を無罪と認めてなるべし。叢殺の下にて、妄動せし事は、三老臣の首を以て謝せし故、許すべしとするも、任用人を誤りし咎は、到底遁れがたし。然るを今官位までも復舊すべしとは、妄言も亦甚しといふべし。其上大膳父子舊の通りとなりなば、忽ち幕府の妄舉を名とし、再び騒動を惹き起すべきは、眼前なり。

此れは近藤勇が、四藩伺書に對する抗議である。彼は更らに一歩を進めて、

越前の罪

畢竟親藩に在ては、假令幕府は妄舉するにもせよ、其罪を顯はさずして彌縫するこそ忠義とも申さるれ。然るを外藩に雷同して、其罪を顯はし、妄舉などと明言ありしは、何事ぞや……小野權之丞も、其論に同意し、喋々辯論に及びたり。此れは近藤が、越前に向つて肉薄したるもの。小野は會津の要人なれば、固より近藤と同論たる可きは、云ふ迄もなし。

在江戸幕吏皆硬論

幕府側の硬派は、京都のみに限らず、江戸に於ても同様であつたことは、松平春嶽と大久保一翁（越中守忠寬）との往復の文書が、能く之を語りてゐる。大久保の六月二十五日付江戸發の書中に、

寛大之實顯然云々、御尤至極奉存候得共、勝房（勝安房守）之外、諸有司凡中人以上と奉存候人も、長一條に付、著眼は不高、既に此度之芳地御模様却而可惜事と申居候御役人も有之由に付、可歎候。

とあるを見ても、分明だ。之に對して、春嶽は、

寛大の實績顯云々、勝房州之外、諸有司不服、さも有べしと奉存候。別而僕（春嶽）輩親藩外藩と相交り居、困苦罷在申候。別而今般は、薩幕之間、御和融相成候様存候

慶喜寛典に同意難

處、薩は兎も角も、私議止不申候。而は、他之私念は、決而消却仕間敷、不啻薩天下皆然ると洞見致し置候。今般長開之二件、已に九分迄相至り、一分之功、一簣と存候處、中々六ヶ敷當惑心痛仕候。

要するに寛典論の賛成者は、江戸に於ては、大久保忠寛、勝義邦等數輩に過ぎず、餘は皆な會津論、近藤勇論と、大同小異であつたことが判知る。斯る次第であれば、徳川慶喜としては、無條件寛典に、容易に同意し難かりしも、決して不思議ではなかつた。

【三四】 大久保一藏の兵員増發に關する書翰（一）

時機切迫

幕府に於て薩を敵視しつゝ、あると同時に、薩も亦た幕府に對して、より以上の反感、惡感を懷きつゝ、あつたことは、固より疑を容れない。當時専ら薩の代表者として、對幕府の策を講じ、諸藩の要人と周旋したる大久保一藏は、六月某日付にて、左の一書を在鹿兒島の養田傳兵衛に送り、京地の事情を報じ、更らに出兵を要求した。當時島津久光は、七百の健兒を率ゐて在京中であつたから、其上の出兵要求は、

薩長共同
舉兵議定

如何に時機が切迫し、且つ在京薩の君臣に於て、その時機の切迫を痛感したるかが判知る。その證として、茲に新納立夫の日記の一節を舉げんに曰く、

五月二十五日(慶應三年)曇、出勤。九つ時(正午)御座の間にて、帶刀(小松)殿より、此節の事はより先之策相談。長と共舉事の議粗定る。尙伊地知正治心得を聞て、達尊聽、御決著の賦也。關山、西郷、大久保、田尻、養田、吉井、内田、捕にて候。

三藩薩の
目論見を
知らず

とあれば、五月廿五日既に長藩と共に、武力解決の決心を定めたる事が判知る。伊地知は申す迄もなく、薩藩の軍師である。されば大久保の如きは、一面斯る大策を定め、他面越前、宇和島、土佐の三藩を糾合して、頻りに長州無條件運動をなしつつあつたのだ。而して三藩は固より、未だ薩藩が長と共に斯る大事を當時に於て目論見つゝあるには、氣付かなかつたものと察せらるゝ。

大久保書
翰要領

扱も大久保の書翰の要領は、左の通りだ。

一 四藩御談合の上、屢御登營被爲、在、兵庫開港防長事件、順序區別を以、御處置相成、第一幕府御反正之實跡相顯、和同一致之道相立、皇國(運)挽回、治久之大策、被爲立候様、精々御盡力被爲、遊候得共、先月廿三日大樹公參内、言上之趣を以、二件

御沙汰にも相成(參照 一七一—二五)、全御趣意にも齟齬いたし候次第にて、四藩御連名にて、朝廷え御伺書も被差出候(參照 二六)。

以上は從來の成行に就て云ふ。

當今幕情

畢竟幕府之意底、四藩之御公論を採用、悔悟反正、勅命奉戴、正大公平之道を以、皇國之御爲に盡力可致と之趣意、毛頭不相顯、是非私權を張、暴威を以、正義之藩といへども、壓倒畏伏せしむる之所爲、顯然明白にて、實に不可助之次第に御坐候。

四藩公論
即薩論

此れは當今の幕情に付て云ふ。大久保が薩の藩論と云はずして、飽迄四藩之公論と云ふは、其の用意の尋常ならざる所以を見るに足る。何と申すも他の三藩は、全く薩の意見に裏書したる迄だ。されば四藩の公論は、即ち薩の藩論だ。

京都増兵
の要

今般御上京之儀、皇國未聞之御大節に被爲臨、御進退を名義之上に被決候御英斷を以、御上京詔命に被爲應候上は、前條時宜合を以、御歸國被爲在候様にては、是迄天下に大義を被爲唱候無二之御忠誠、全水泡と相成而已ならず、皇國之大事去。

此の如く鳥津久光の上京も、時務を匡救し、天下の大計を決定す可き目的である

に拘らず、若し其の力の不足の爲めに、已むを得ず歸國せねばならぬ場合に立ち到るが如きあらば、万事休すと云はねばならぬ。此に於て薩藩の在京要人等は京都に其の兵力を擁して、万一の緩急に備うるの必要を感せざるを得ざる譯合となつたのだ。彼等は元治甲子の際にも、在京兵の寡少なるを遺憾としたる苦がき經驗があつた。溯りて云へば、關ヶ原の役にも同様であつた。されば此際七百の健兒を擁するが上にも、更らに兵員の増加を必須としたるは、寔に當然のことと云はねばならぬ。言論の有力なるは、其の背景あるが爲めなることは、薩の君臣は、百も承知の事であつた。

【三五】 大久保一藏の兵員増發に關する書翰(二)

増兵急要

大久保の書翰は尙ほつゞく。

終に幕府朝廷を掌握し、邪を以正を討逆を以順を伐之場合に至り候は、案中之勢故、今一層非常之御盡力被爲遊度。此上は兵力を備、聲援を張、御決策之色を被顯、朝廷に御盡し無御座候ては、中々動き相付兼候故、爲御引合、長州えも御使被

差立御賦にて、就ては兼て依御模様、太守様(島津忠義)御出馬被仰出置候得ば、此度は自ら御上京可被爲、在事候得共、一先軍艦三艘を以一大隊之兵士被差出、右歸帆之上、直に御乗船、御上京之御用意に被爲遊度。

在京の薩藩要人等は、豫て長藩と申合せたる攻守同盟の實現を、即今に期す可く、その爲めには、京都に於ける兵力の増加が、何よりの先決問題であり、京都には既に藩主の實父久光が滞在中なれば、藩主の上京は、兵員増發の後を俟つも、未だ晚しとせざる次第を議決し、大久保は此の如く其旨を申し通じた。

要一大隊急

決而神速御上京ならでは、不爲濟段、衆議も相起可申候得共、篤と御熟考に被爲、及候上、兎角一大隊人數往復之後ならでは、御秘籌にも相違し、事の成否にも關係いたし候故、分て被仰進候間、吳々御趣意無御汲取違、十分御統御被爲、在、往復次第、堂々御出馬被爲、在候様有御座度奉願候。

國許にては、藩主の上京を必須とする意見ある可きも、その以前に兵力を集中する必要あるから、先づ軍艦三艘にて、一大隊の兵を増發し、その後、藩主自から堂々と上京するを得策とするとは、在京要人共の意見で、それを大久保が斯く申送

増發期限

つたのだ。要人共の意見と云うも、要するに、大久保、西郷等の意見に外ならない。
一 右一大隊兵士出帆期限之儀、長州之模様、に依、寛急も可有之候間、西郷吉之助自ら差越、同人より何分御國元へ報知可仕候間、其内御待合、如何様流説等有之候ても、一步も動き不申候様に有御座度。

長州と打合の上、兵員増發の期限は定まる可く、而して其の打合には西郷自ら出掛け、西郷より其の様は報知す可く、それ迄は決して一步も動く勿れとのことだ。但同人儀、近々三邦丸より被差越、同船を以報知仕候。

總督の人物

而して其の一大隊の兵員は、島津備後、即ち藩主の弟珍彦を以て、惣督となす可しとのこと。

島津備後殿

一 右一大隊兵士惣督被仰付度。

右之參謀

一 右人柄御家老方も問合可仕候事。

桂右衛門殿

山之内作次郎操替

島津求馬

伊集院左中

伊東彦介

右太守様御供被仰付度。

右木藤角太夫、爲御使被差立候付、本文之大意、同人に被仰含、御返書を以、詳細被仰進候様奉願候。

本書は木藤角太夫を特使として、同人に仰せ含め、携帶歸藩せしめた故、國許でも其積りにて、委細同人に申し聞け、返答を渡す可しとのこと。

可動搖の不

御大事之儀に付、必異議も相生可申候得共、乍恐第一太守様大成之御趣意を以、御動搖不爲在候様、確定之處、專要奉存候。

此の如く繰り返し動搖せざる様との注意を與へたるを見れば、國許の藩論は、一定したりと云ふも、其中には往々西郷、大久保等の意見に、反對したる者の皆無でなかつたことが推想せらるゝ。

但太守様御供兵隊等別紙に申上候。

長藩への
増兵通告

尙ほ六月十六日、當時京都の薩邸に潜伏したる長藩士山縣狂介、品川彌二郎の兩人を、島津久光は引見して、薩長提携、其力を皇政復古に效す可く、長藩主毛利敬親、元徳父子に告げしめた。

第八章 公議政體論起る

【三六】 薩長交渉の概略

薩長同盟

薩長兩藩が互ひに舊怨を釋き、坂本龍馬、中岡慎太郎等の斡旋によりて、遂ひに交
通し、修交し、提携し、攻守同盟を約するに至りし顛末は、既記の通りだ〔參照 五七册
七九―八八、五八册九五―一〇〕

維新割時
期

要するに木戸孝允が、京都に潜行し、小松帶刀、西郷吉之助等と會見し、薩長同盟を
約したるは、實に慶應二年正月廿日であり、薩長兩藩が維新回天の大業に付て、協
同勞作の歴史は、此れを以て割時期と云ふも、未だ必らずしも大過あるまい。此れ
より先兩藩の間には、長藩が薩藩の名義にて購入したる軍艦―乙丑丸―の所屬
問題に付て、小葛藤無きにあらざりしも、兩藩の具眼者は、天下の大勢が、到底兩藩
の協力に俟つもの必須なるを看破し、其の交情は、日に増し、親密に赴いたことは、
慶應元年の中比より慶應二年に至る兩藩士の往來の足跡を尋ねても、自から分

明するのであらう。

薩長交渉
経過

木戸孝允は、品川彌二郎と共に、慶應二年正月には、薩長同盟の約成り、薩藩士黒田了介(清隆)を伴ひ歸國した。二月には薩藩士村田新八、川村與十郎(純義)山口に來りて、木戸と會見した。四月二日には、機會の到來を、大久保一藏は木戸に報じた。四月十五日には、黒田了介は復た山口に來つた。六月六日には、薩藩使節岸良彦七等馬關を経て、翌日山口に赴いた。八月十九日長藩主毛利敬親は薩藩士西郷信吾、伊集院直右衛門を引見した。十月十五日には、木戸孝允馬關に出で、薩藩士五代才助と會見した。十月二十二日薩藩使節、黒田嘉右衛門、平川甚左衛門等山口に來る。二十四日藩主之を引見す。十一月十七日、木戸孝允は藩主の命を承け、薩藩士黒田嘉右衛門等と與に、丙寅丸にて鹿兒島に赴いた。二十五日鹿兒島に著、二十九日城中に於て、島津久光、忠義父子に見え、其の使命を果した。晦日薩藩主は木戸等に饗した。十二月七日には、木戸等は山口に歸り、其の使命を果したる次第を復命した。

薩人の長
人庇護

更らに慶應三年に入れば、時勢の切迫と共に、兩藩の交情は愈よ親密に趨き、其の交通も、倍々頻繁となつた。特に當時長藩は、未だ勅勘釋けず、幕府とは休戦若しく

は停戦の情態にあつた爲めに、其の藩士の四方に往來するものは、概ね薩藩士の名を冒し、若しくは薩藩庇護の下に於て、其の不自由中の自由を得た。而して其の軍艦、銃砲、彈藥等の外人より仕入に就ても、概ね薩藩の名によりて、若しくは薩藩士の手を藉ることの少くなかつたことは、枚擧に遑あらず。而して品川彌二郎の如きは、京都の薩邸に潜伏して、其の牒報機關の要務を勤めた。五月十日薩藩士中村牛次郎(桐野利秋)、伊集院金次郎は、長藩士山縣狂介、島尾小彌太を伴ひ入京した。六月十六日山縣、品川兩人は、島津久光の引見する所となり、翌日歸國の途に就いた。

大久保山
口に入る

當時西郷吉之助は、時機愈よ切迫するの故を以て、親から山口に來りて、謀る所あらんとしたが、偶ま延期せざる可からざる事情生じたるを以て、七月十五日村田新八山口に來りて、其旨を告げた。九月十七日には、御堀耕助、薩藩士大久保一藏、大山格之助を迎へて、山口に入る。木戸孝允、廣澤兵助等兩人を訪問した。翌十八日藩主父子毛利敬親、同元徳、大久保、大山兩人を引見し、十九日薩長出兵に關し、出兵の機宜に就き六個條を約し、翌日大久保東上した。

兩藩出兵
方略協議

十月五日長藩士木梨精一郎薩摩に赴く。十月六日大山格之助等薩兵を率ゐ三田尻に著した。十月二十二日小松帶刀西郷吉之助等山口に來り薩長兩藩出兵の方略を定めた。十月二十三日長藩父子小松帶刀西郷吉之助を引見し兩藩協力の決答を爲し木戸孝允廣澤兵助等送りて三田尻に至つた。十一月十六日木戸廣澤等三田尻に赴く翌日薩藩主島津忠義西郷吉之助等を従へ三邦丸に乘じ三田尻に著し出兵の方略を協議した。

以上は薩長交渉の概略である。豫じめ如上の事實を銘記すれば兩藩の維新回天提携史を知るに於て餘師あらむ。

【三七】 赤松小三郎の政體改革意見書 (一)

後藤の公
議政體論

大久保が増兵の必須を感じて兵員増發を鹿兒島政廳に促がし(參照三四、三五)西郷が親から山口に赴き長藩と協同動作を打合はせんとするに際し土佐の一角より公議政體論は同藩の要人後藤象二郎に因りて唱導せられた。此れは固より後藤の創論ではない。是等の意見は所謂當時の新知識に於ては必らずしも珍

後藤の先
容

らしくなかつた。在日本の外人中にも斯る説を唱ふるものがあつた。上田藩士赤松小三郎の如きは實に當時の新知識の一人であつた。今ま試みに後藤論の先容として赤松の意見書を掲げんに曰く、

五月十七日(慶應三年)赤松小三郎來り意見書を出す。赤松は松平伊賀守殿の臣なり。今左に之を附記す。

此れは赤松が松平春嶽へ當て、差出したるものだ。

御改正之一二端奉申上候口上書

一 天幕御合體諸藩一和御國體相立候根本は先天朝の權を増し徳を奉備竝に公平に國事を議し國中に實に可被行命令を下して少も背く事能はざるの局を御開立相成候事蓋權之歸すると申は道理に叶候公平の命を下し候へば國中の人民承服仕候は必然之理に候。第一天朝に徳と權とを備へ候には天子に侍する宰相は大君堂上方諸侯方御旗本之内道理に明にして方今の事務に通じ萬之事情を知り候人を撰て六人を侍せしめ一人は大閣老にて國政を司り一人は錢貨出納を司り一人は外國交際を司り一人は海陸軍事を司り一人

赤松意見
書内閣組
織の事

は刑法を司り、一人は租税を司る宰相として、

此れは内閣組織のことだ。大閣老とは首相のこと。一大蔵、二外務、三海陸軍、四司法、五收税だ。大蔵と收税とを分離したるは、何となく英國流儀に倣うたるもの。要するに此れは赤松の新見でなく、翻譯思想であつたことは勿論だ。

下院組織

其以下之諸官吏も、皆門閥を論せず人撰して、天子を輔佐し奉り、是を國中の政事を司り、且命令を出す朝廷と定め、亦別に議政局を立て、上下二局に分ち、其下局は國の大小に應じて、諸國より數人づゝ、道理の明なる人を、自國及隣國人の入札にて撰抽し、凡百三十人に命じ、常に其の三分の一は、都府に在らしめ、年限を定めて、勤めしむべし。

此れは正しく衆議院の組織だ。

上院組織

其上局は堂上方、諸侯、御旗下之内にて入札を以て人撰し、凡三十人に命じ、交代在都して勤しむべし。

此れは貴族院の組織だ。

國事は總て此の兩局にて決議之上、天朝へ建白し、御許容之上、天朝より國中に

兩局人撰の法

命じ、若御許容無き條は、議政局にて再議し、彌公平之説に歸すれば、此命は是非とも下さざるを得ざることを天朝へ建白して、直に議政局より國中へ布告すべし。

此れは兩院議決に就てのこと。

其兩局人撰之法は、門閥貴賤に拘らず、道理を明辨し、私なく且人望之歸する人を公平に撰むべし。其局の主務は、舊例之失を改め、萬國普通之法律を立、竝に諸官之人撰を司り、萬國交際、財貨出入、富國強兵、人才教育、人氣一和之法律を立候を司り候法度御開相成候儀、御國是之基本かと奉存候。

此れは議院の選舉の方針、及び議院の主務とする點を開陳したるもの。如何にも議院政治謳歌の先驅を做したるものと云はねばならぬ。大抵外國の制度を輸入せんとする者の第一著は、議院制度にして、何れも議院を以て、哲學者の奇石同様萬能力あるかの如く想像したるもの。此れが明治初期より中期にかけての一大理想となつた。

【三八】 赤松小三郎の政體改革意見書(二)

人材教育
意見

一 人才御教育之儀御國是相立候基本に御座候事。
國中人才を教候法は、江戸、京、大阪、長崎、函館、新潟等之首府へは、大小學校を營み、各其大學校には、用立候西洋人數人づゝを雇ひ、國中有志之者を教導せしめ、大阪に兵學校を建、各學科毎に洋人數人づゝ雇ひ、國中兵事に志有る者を御教育相成、且國中に、法律學、度量學を盛にし、其上漸々諸學校を増し、國中之人民を、文明に育候儀、治國之基礎に可有之候。

此れは教育問題に就ての意見だ。如何に教育が、當時識者の眼中に重要視せられ、急須視せられたるかは、之を以て知ることが出来る。明治維新以來我國教育の普及したる所以も、畢竟其の先を開らきたるものあるが爲めだ。

國民負擔
平等論

一 國中之人民、平等に御撫育相成、人々其性に準じ、充分を盡させ候事。
是迄人々性に應じて、力を盡し候儀、不同有之、遊民多くして、農而已多く勞し、他之諸民は、運上少く候へば、第一百百姓之年貢掛り米を減じ、士、商、工、僧、山伏、社人之

類迄、諸民諸物に運上を賦し、遊樂不要に關り候諸業諸品は、運上の割合を強くし、諸民平等に職務に盡力し、士は殊に務を繁くし、國中之遊民、僧、山伏、社人、風流人、遊藝之師匠之類には、夫々有用之職業を授け候御處置、治國之本源に可有之候。

此れは農民のみに過重の負擔を課し、自餘の庶民は、殆んど國家の爲めに、何等報効する所なき現狀を改革して、國家の爲めに遊民を除き、全國民の肩上に、相應の分擔をなさしむ可しとの意見だ。神官、僧侶を、風流人、遊藝の師匠と同一視するが如き、不倫に似たるも、亦た是れ當時改革者の胸中に往來する意見であつた。

貨幣改革
論

一 是迄之運用金銀、總て御改、萬國普通之錢貨、御通用相成、國中之人口と物品と錢貨と、平均を得候御算定之事。

錢貨は天地之像に準じて、萬國一般圓形に造り、且萬國大凡普通之相場有之候へば、是に準じて、銀貨、金貨、銅貨之割合、大凡西洋各國と同様に御吹替、其大小品位も同等に造らず候ては、往々萬國之交際、に不齊を生じ、且交易通商之上に、損害可有之候。亦國中人口に比すれば、錢貨不足に可有之、器財物品之不定なるこ

と甚し。故に錢貨を増し、物品製造之術を大に盛にするに非れば、平均に至る事難かる可く候。

此れは貨幣改革論にて、大問題である。本文の所説、頗る精詳を缺くも、其の主旨は要領を得てゐる。假令萬國同一の貨幣たらざる迄も、或る程度迄、近接類似するの必要は勿論の事。亦、人口と通貨との調節の必要も決して見逃す可からざる事。

論海陸兵備

一 海陸軍御兵備之儀は、治世と亂世との法を別ち、國の貧富に應じて、御算定之事。

蓋兵は數寡くして、利器を備へ、熟練せるを上とす。方今の形勢に準じ候はゞ、陸軍治平常備の兵數は、都て凡二萬八千許、内歩兵二萬千許、砲兵四千許、騎兵二千許、他は築造、運輸等之兵とすべし。右兵士は、幕臣及諸藩より直に用立候熟兵を出し置、四年毎に交代せしめ、其隊長官及諸官吏は、業と人望に應じて、天朝より命せられ、望に應じて長く勤めしむ。

此れは全國を打て一丸となし、其の兵力も、之を天朝に統一せられ、天朝よりの命令もて、之を進退せしむ可しとのこと。要するに此れは全國の統一を見越しての

意見である。

【三九】 赤松小三郎の政體改革意見書(三)

論全國皆兵

海陸軍制に關する意見書は、以下尙ほつゞく。

其兵は三都其外要地に在て、警衛を職とし、此常備兵之外、士は勿論、諸民皆其土地へ教師を出して、平常操練せしめ、且有志之者は、長官(士官)學校に入て學問せしめ、亦士にても、望に應じて、職業商賣勝手次第行はしめて、往々士を減すべし。常備兵は平時に於ては、三都其他要地の警衛に任じ、その以外、全國皆兵の目的もて、教師を派遣して、其の操練を做さしめ、有志者は士官學校への入學を許し、此の如くして所謂の士の常職を解き、士の特權を廢して、之を全民に普及せしめんとすの意見。

論海軍

海軍は速に開け難し。先海軍局へ洋人を數人御雇ひ、國中望之者其外合て三千人に命じて、長官より水卒迄之業を學ばしめ、業の成立に準じて、新に艦を造り、亦は外國より買て備ふべし。即今常備之海軍は、是迄御有合之御艦に、人を撰て

乗組を命じ、用立候程に修葺し、砲を増し備ふべし。尙國力之増すに従て、兵制を改め、兵備も充分に相増し、殊に亂世には國中之男女盡く兵に用立候程に、御備之御所置有之候儀、御兵備之本源に御座候。

以上は海陸軍備に就ての意見。

兵器諸物製造論

一 船舶竝に大小銃其外兵器、或は常用之諸品、衣食等製造之機關、初は外國より御取寄せ、國中是に依て、物品に不足無き様、御所置之事。
諸物製造之局は、運輸之便利之地を撰て、諸所に造營し、各局に西洋人を雇て傳習せしめ、國中職人を増し、盛に諸物を製し候得ば、海陸兵用之利器、海内に満足し、日用之諸品、廉價にして良品を得べし。其洋人を雇ふ入費は、職人一ヶ月之雇價、食料合而凡二百より二百五十兩許なるべし。此金は日本在留中大凡費すべければ、外國に持歸る貨は些少なるべし。故に洋人を雇ふこと、少も厭ふべきに非ず。諸品製造局は、往々是非開かざるを得ざる事なれば、此節速に御開相成候儀、當然と奉存候。

此れは船艦、兵器、日用品の諸製造機關を外國より購入し、外人を雇聘して、盛んに

之を製造せしむべしとの意見だ。此れもやがては明治新政府に於て、實行せられたもの。必ずしも赤松小三郎其人の意見書のみを基いて、然るものではないが、少くとも當時識者の意見は、之によりて代表せられたりと云ふも、決して過言ではない。

人馬鳥獸殖育

一 良質之人馬、及鳥獸之種類、御殖育之事。

蓋歐羅巴人種は、亞細亞人種に勝ること現然に候得ば、國中に良種之人を殖育し候得ば、自然人才相増、往々良國と相成候理に候。

此れが維新以來、一時天下を風靡したる崇外賤内思想の先驅をなしたるもの。此れが爲めに我が國家の體面を害し、我が國體を毀傷せんとしたること幾許なるを知らされども、此れも亦た改革の效果に對する、一種の代價と見れば、姑らく辛抱も出来るであらう。

軍馬牛羊殖育論

亦軍馬は外國之良種に無之候ては、實用に不便に御座候。又牛羊鶏豕之類、衣食に用ひて、有益之種類を殖育し、往々國民皆豕鶏之美食を常とし、羊毛にて織候美服を著候様改め候へば、器量も從て相増し、身體も健強に相成、富國強兵之基

に可有之候。

此れには何人も異存無し。軍馬改良は可。人種改良と稱して、外人の血液を注入せんとする論は、見當違ひだ。されど明治以來の人種改良論者には、往々這般の言論と云はざるも、其の口吻を露呈したるものも、皆無でなかつた。

漸々改良の要

此他御改正相成候ても、國風人性に逆はざる事件何程も有之候得ば、方今無障事件丈は、速に御改正相成、其他即今難被行事は、人智之開け候に應じて、漸漸御改正相成候儀、天理自然に可有之奉存候。斯く御國政にも關り候儀を奉申上候は、甚奉恐入候得共、心附候儀を默止仕候も、却而不本意と奉存候間、淺見之一二端乍恐奉申上候。何卒被遊御盡力、方今適當之御國律相立、天幕御合體諸藩一和相成候様奉懇願候。昧死稽首。

慶應三年丁卯五月

松平伊賀守内

赤松 小三郎

赤松は他日薩人の爲めに、非命の死を遂げた。彼は決して尊皇派の列に加ふ可き

一人ではなかつた。然も開國論者としては、錚々たる一人であつた。而して彼の意見は、やがて尊皇派の爲めに採用せられた。而も繰り返して云ふ。此の意見は、決して彼一人の卓見では無かつた。

【四〇】 公議政體論の擡頭

大久保忠寛の意見

公議政體の意見を抱くものは、前掲の赤松小三郎のみではなかつた。而して大久保忠寛（越中守、一巻）の如きは、幕府の旗本として、由緒ある家柄にも拘らず、横井小楠など、其の議論を上下し、文久年間に於て、此論を發したることは、文久三年四月二日付にて、同人が松平慶永（春嶽）に與へたる書翰の一節を見ても分明だ。

至誠奏上論

尙幾重にも公明正大の御建白有之。是れ迄の儀は、深く御詫被申上、即今より後、當坐姑息の御處置、或は秘密の策など申事、一切無之儀、御專要と奉存候。右の儀、至誠を以て御奏聞有之候は、素より御英明に被爲、在候御事故、御聞入無之御事は有之間敷。

此れは將軍—家茂—が至誠を以て、主上に國策の眞面目を奏上す可しとのこと。

止なくば
辭職

萬々一夫にても御採用不相成候はゞ猶御誠實之不足御事と御願被遊彌以御臣節被爲盡神祖(家康を云ふ)御心中をも御察被遊徳川家は御職御辭之御事御實意より被仰上駿遠參御舊國丈にても一方の御武備御勤可被遊外有之間敷奉存候。

大久保の
底意

此れは固より積極的に將軍職辭任を主張したものでなく但だ萬萬一意見御採用なき場合を條件としての立言ではあるが其の底意の何邊に存するかは之を以て卜するに難くあるまい。

此度坂本龍馬に内々逢候處同人は眞の大丈夫と奉存素懷も相話此一封も托候事に候。

とあれば大久保と坂本との間には自然其の意見が交換せられたであらう尙又た慶應二年二月朔日越前の中根雪江が京都にて薩の小松帶刀訪問の際に小松が中根に向つて大久保の意見を質問したるに中根曰く

大久保の
公議會説

大久保の公議會は大公議會小公議會の二種に分ち大公議會は全國に關する事件を議し小公議會は一地方に止まる事件を議する所とすべし。

と云ひ、

議場は大公議場は京都或は大阪に設け小公議所を江戸其外各都會の地に設くべし。

と云ひ、

又大公議會の議員は諸侯を以てこれに宛此内五名を撰て常議員とし其他の議員は諸侯自ら議場に出るも管内の臣民を撰て出場せしむるも妨げなきこととすべし。

と云ひ、

其の會期は五年に一回これを開き臨時議すべき事件あれば臨時にも開くべし小公議會の議員及會期はこれに準じて適宜の制を立つべしとの意見と云ひ中根は大久保の意見を要約して

天下と與に天下を治むべし。

との持論であり今も尙ほ然りと答へたところ小松は

方今此老(大久保)の持論を措きて外に良策あることなし。

方今の良
策

と云うた。〔續再夢紀事〕

識者共通
意見

斯る次第であれば、公議政體の意見は、必らずしも一人一個の専有意見でなく、それが識者間に共通の意見であつたことが判知る。但だ未だ之を實行するの機に接せず、是を以て地下水の如く、地底に潜在して、其の全湧跳躍の機を俟ちたるに過ぎなかつたものと察せらるゝ。而して此の意見が如何にして土佐によりて代表せらるゝに至りたるかの因縁を尋ぬれば、坂本龍馬提唱の力によるもの、最も多しと云はねばならぬ。坂本龍馬は、勝海舟の門下として、天下の士に接し、武市瑞山勤皇派の仲間として、最も特色ある一人。彼が西洋の新思想を吸入して、之を我に鼓吹したのも、決して偶然ではなかつた。

第九章 薩土提携の端緒

【四一】 土佐の藩情

土佐の三
派

由來土州藩主山内家は、外様と云ひつゝも、幕府と關ヶ原役以來、特別の干係あり、而して癸丑甲寅以來、藩論は大別して、三派に分れた。第一は佐幕攘夷だ。それは概ね門閥家に多かつた。第二は佐幕開港にして、吉田東洋は、實に其の巨魁であつた。第三は尊皇攘夷にして、武市瑞山が、其の牛耳を把つた。而して藩主山内容堂が吉田東洋を信任し、其の藩政を託するや、門閥家たる第一派と、比較的下士を要素とする第三派とは、吉田に對して、其の動機は一ならざるも、何れも不平を懷き、遂ひに第三派の壯士は、吉田を暗殺した。此れは文久二年四月九日だ。

瑞山一派
の没落

土州藩の政權は、此れが爲めに當然尊攘黨たる武市一派に歸す可きであつたが、却て其の逆に出で、彼等の大部分は概ね脱走し、然らざるものは獄に繋がれた。坂本龍馬、中岡慎太郎の如き、當時に於て天下有數の識者であり、且つ活動家であつ

た者共も、何れも瑞山一派の中に數へねばならぬ。而して慶應元年五月二十一日、武市瑞山等三人は切腹を命ぜられ、其の黨類十人は禁錮せられた。此の如くして吉田東洋と、武市瑞山とは、約三年を隔て、互ひに刺し違へて死したるも同様である。因果物語を實演した。

山内容堂
の態度

山内容堂は、當時の大名中賢諸侯の一人として評判高く、其實亦た大名中の英雄と云はずんば、少くとも英雄の氣分の若干を具へてゐた。然も其の態度を通觀すれば、只だ「煮え切らない」との一句にて盡す可きものであつた。それは彼が優柔不斷の爲めではなかつた。彼は學問の上から、見識の上から、尊皇の大義を諒解してゐる。彼は時務を察するの眼識をも相應に具へてゐた。隨て天下の大勢が幕府を去りて、朝廷に向ひつゝあるを熟知してゐた。但だ彼は山内家傳統の對幕家憲ありて、如何にしてもそれを跳脱する能はなかつた。而して其の結果が彼の言語は、豪邁果決であつたが、其の實行は曖昧模稜であつた。彼は毎度百尺竿頭に到りて、一步を進む代りに、一步を退いた。此れが爲めに其の必然の結果は、「煮え切らない」こととなつた。

勤皇派の
動き

土佐の勤皇派は、自藩に容れられざるが爲めに、概ね脱藩した。而して或者は天誅組に、或者は元治甲子禁門の役に、其他隨時隨處に銘々の活動をなした。若し土佐の勤皇派の力を、薩の如く、長の如く、其の一藩の爲めに使用したらんには、土佐藩の歴史としては、頗る觀る可き光彩を添へたらんも、山内容堂の賢明を以て、彼等を藩外に放逐し、若しくは事實に於て放逐同様の結果たらしめた。然も天下の大計より見れば、却て此れが仕合であつたかも知れない。坂本、中岡が薩長連合の勸進元であるかの如き役目を、助め、土方等が三條實美に於ける、大橋愼三等が岩倉具視に於ける、土州浪人の手は、日本の凡有る脈搏に觸れてゐた。而して其の尤も昭著なるは、坂本龍馬の海援隊の編成であつた。

海援隊の
力

惟うに防長に於ける、高杉晋作等の奇兵隊の編成と、坂本龍馬の海援隊の編成とは、何れも特色ある創作と云はねばならぬ。奇兵隊が階級制度を打破して、實力本位の軍隊を組織したる、海援隊が天下の浮浪をもて、各雄藩の間に介在し、其の海上の兵權と商權とを掌握すると云ふ能はざるまでも、少くとも其の規模を示したるは、實に目醒ましき現象にして、是亦た、山内容堂に對して感謝す可き一事と

云はねばならぬ。何となれば斯る事業も、畢竟容堂が瑞山一派の士を放逐したる結果より發生したるものであるからだ。
 而して其の坂本の懷中より出產したる公議政體論の如きも、亦た間接には、山内容堂の「煮え切らぬ」結果の賜物と云ふも、過言ではあるまい。

【四二】 薩土の關係

容堂上京
覺悟

抑も山内容堂の上京は、薩藩の代表者たる西郷吉之助の來りて、四藩協力以て時局の急を濟はんとする意見に賛同したる結果にして、其の高知を發するに際し、左の如き直書を、家老に示した。

我等爲皇國致上京於兵庫外夷と開港期限延期及應接若不承服時は、及戰爭候に付對東幕是亦及戰爭候事も難計、何れ京師の土と可相成と致心痛候。依而家老以下何れも左様可相心得被仰立之。

容堂前勇
後怯

と、而して彼は四月廿七日海路大阪に抵り、五月一日(慶應三年)入京した。而して爾後の他の三侯——春嶽、久光、宗城——と周旋の次第は、既記の通りだ(參照 六二冊八八)

歸藩の途
に上る

一〇五、六三冊四—二六、然るに山内容堂は、斯る意氣込をもて上京したるに拘らず、上京後の態度は、やゝ始めは脱兎の如く、後には處女の如く、見様如何によりては、前勇後怯と評せざるを得ざるものがあつた。

此れも當人から見れば、事志と違ふたるものあつたからであらう。そは容堂は飽迄朝幕一和を目的としたが、四藩の極左とも云う可き薩は、既に討幕と云はずんば、倒幕を目的とした。本來容堂は、兵庫開港、長州處分の二問題を成る可く、權便に解決せんと欲したが、薩では寧ろ此の二問題をもて、政局旋轉の一大槓杆たらしめんとした。されば容堂が春嶽に向つて、姦人其虛に乘じ云々と注意したのは、其の何人たるかを斥さざるも、薩を目したるに相違あるまい。彼は上京間もなく、病と稱して出でず——或は眞に病ありたるかも知れぬが——遂ひに五月廿二日病の爲めに歸國の暇を請ひ、自から京都の土とならんと巽言したるに拘らず、五月廿七日には歸藩の途に上つた。

土藩の評
判

されば、土藩の評判は、志士の間には、甚だ香ばしくなかつた。當時京童の謠に、
 ゆんべ見たく、四條の橋で、丸に柏の尾が見えた。

此れは山内家の定紋が丸に柏の三つ葉であるが爲めに斯く云つたのだ。斯る場合に於て、中岡、坂本の努力は、土藩に取りて、容易ならぬ効果を齎らし來つた。而して中岡によりて見出されたる人物は、土藩上士中の勤皇者乾(板垣)退助にして、坂本によりて見出されたる人物は、吉田東洋の門弟にして、その親縁者後藤象二郎であつた。

乾退助入京

乾は武市瑞山の徒で無きのみならず、寧ろ彼は瑞山の徒が下士にして僭上なる言動を逞うするを不快としたる上士の錚々たる壯夫であつた。中岡の爛眼なる、蚤とに彼の人物に著目し、乾も亦た中岡の見識と人格とに傾倒する所あり、兩者の交情は日一日親密を加へ來つた。而して中岡は、西郷吉之助、吉井幸輔等に向つて、乾を推奨し、土藩をして回天の事業に参加せしむるには、乾を起たしむるを以て前提とせねばならぬ旨を説き、先容する所あり、仍て乾は馬術修業の爲め、江戸にあつたが、吉井と互ひに胸襟を開いて、時勢を談ずるに至つた。而して容堂の入京に際し、中岡は書を飛して、乾の西上を促し、乾亦た之に應じて入京した。

中岡活躍

今ま中岡の日記を見れば、

十八日雨(慶應三年五月)薄暮福(福岡藤次)、乾(板垣)、船(越)等近安樓に至り小酌。

十九日晴、二本松に至り、西(郷)氏に逢ふ。橋(本)、品川彌二郎のこと、山(縣)、鳥(尾)、田(中)四氏來訪。未(午後二時)乾(板垣)、毛(利)、谷(守部)等大森に會す。暮方歸宿。

とあれば、如何に中岡が、當時活躍しつゝ、あつたか、判知る。當時山縣狂介、品川彌二郎、鳥尾小彌太、田中顯助(光譽)等、何れも京都に在り、彼等は一日も速かに薩藩と共に討幕の兵を擧げんことを期し、西郷に向つて之を催促したが、西郷は大事を取りに、容易に動かなかつた。

【四三】 中岡、乾、西郷

薩容易に動かす

山内容堂等から見れば、薩は表面平靜を粧ふも、内には測る可からざる野望を懷き、動もすれば土藩をも、其の仲間引ずり込まんとする悪謀がある。然るに長藩の有志者から見れば、薩は長と攻守同盟を結びつゝも、容易に討幕の兵を擧げず、其の行動は如何にも齒痒く、且つ何となく心元なく、不安の情禁じ難きものがある。然も如何なる角度から眺めても、時局を開濟するに、薩を除外することは出來

ない。獨り出来ないばかりでなく、薩を中心とせざれば、到底物にはならない。此の事情は、當時の志士は、皆な知る所、而して薩も亦た尤も能く自から知るところ。是を以て彼は容易に動かなかつた。然も慶應三年の上半期の末に至りては、流石に大事を取る西郷吉之助等も、今は此迄と觀念し、愈よ其趾を擧げんと企てた。

中岡乾を
西郷に紹
介

扱も中岡の書を得て、西上したる乾退助は、容堂の歸國せんとするを聽き、慨然として曰く、予が江戸を離るゝの際、既に一死を分とす。今や容堂公に謁し、之を諫め、諫めて聽かざれば、死を以て公の志を譲さんのみと。中岡は乾の無謀を諭して曰く、人生死處を得る難し。君は只だ一身を潔よくすることを知りて、天下の大計を解せずと。此に於て乾は豁然として悟る所あり、曰く、今より一命を貴君に托せんと。此の如くして中岡は、乾を西郷に紹介することとした。

一筆拜呈仕候。先以益御壯榮御坐被成奉恭賀候。今日午後乾退助同道、御議論に罷出申度、仍ては大久保先生、吉井先生方にも、御都合候はゞ、御同會奉願度内情に御座候。尤も強て御同會奉願旨申譯には無御座候。何分にも御都合次第の御事と奉存候。尙又今日晝御不工面にも候はゞ、何時にても宜敷儀に御座候間、不

悪様奉願上候。

右而已乍失敬愚札呈上、如此に御坐候。以上。

五月廿一日

清之助再拜

南洲先生 玉几下

當時中岡は石川清之助と稱してゐたから、斯く署名したので。

乾、西郷
等會見

西郷は小松帶刀の別舎にて、會合す可く返答したから、中岡は乾、谷、毛利を同伴した。谷は守部(干城)である。毛利は恭輔。中岡の日記に曰く、

乾退等と此夜、小太夫邸に會し、西郷、吉井集居。

と、極めて簡單であるが、其の集會の事は分明だ。

會談模様

當夜會談の模様は、左記の一節が、やゝ肯綮に中りてゐる。

中岡の紹介で、隆盛と初對面の挨拶がある。同坐するものは、隆盛、小松、吉井及び乾、中岡、谷守部、(後の干城)毛利恭介などである。乾はいふ、我が藩論常に佐幕に傾く。まことに恥しい。しかし余等同志の徒も、亦決して寡くはない。今や斷然藩を脱して兵をあげ、討幕の師に加りたいと思ふ。ついでには此に貴藩の先輩諸公に

盟ひ、此れより歸國して、國論を動かす、不可能ならば同志を糾合して、京都に馳せ登る考である。中岡、谷、毛利等は、京都に止つて策應する考である。隆盛言ふ、誠に立派なるお考へ、威服の外ない。御意見を聞いて、大に意を強うする。せひ力を合せて貰ひたい。

筑波殘黨
匿ひ

乾言ふ、ことに一つお願ひがある。江戸に中村勇吉外數名の浪士——これは筑波の殘黨であるが——を匿つてをる。眞逆かの時には役に立つ人物と思ふ。そのまゝにして上京したのが、氣にかゝる。何とか工夫はあるまいか。隆盛言ふ、御心配には及ばぬ。直ちに人をやつて田町の邸に潜匿さするやうにしよう。

討幕に關する乾と隆盛との一種の密約は、此の如くして成立したのである。
〔大西郷全集〕

要するに中岡は板垣を引張りて、之を西郷にくつつけた。而して此れが武力解決側の薩土聯合の楔子となつた。

【四四】 乾、西郷密約に關する佐佐木高行の所説

容堂歸國
の因

尙ほ前記〔參照四二、四三〕の事情を傍證す可く、佐佐木高行の所説を掲げんに、曰く、六月二日老公（山内容堂）は、突然御歸國になつた。實に意外で……これは御病氣の爲ではあるけれども、何分御意の如くならず、兵庫開港などに於ても、行違ひがあり、また薩藩が朝廷の間に、種々細工したといふ疑念もあつたからだらうと想像される。

大久保行
動探偵

此れは想像せらるゝばかりでなく、事實此の通りであつた。もとゞ、老公は平和主義で、干戈を動かさずして、王政を復古せんとするのであるから、薩の兵力主義から割出された行動に對しては、絶へず疑念があつて、大久保（二蔵）の近狀に就て、坂井といふ男に探偵させた位。此れも全く其通りだ。

容堂久光
小葛藤

何でも二條城中で、久光公と共に、閣老に面會しようといふ。久光公は閣老に會ふのは御免だと反對する。老公は久光公の襟髪を捕へて、イザ參れと引摺らう